

一 本表ノ外年々島田町外十二ヶ町村水防組合費七十円内外、瀬戸川水害豫防組合費五十内外ヲ支出シ居レリ  
 考 一 橋山川ハ上流六合村地内ニ於テ大井川ハ放水工事施行ニ付昭和四年度<sup>以後</sup>ハ水害ノ患全ク無キニ至ル見込ナリ

島田町外十二ヶ町村水防組合

當組合は大井川東岸水防に関する件を共同處理する爲め島田町大長村大津村六合村青島町大洲村高洲村大富村静濱村相川村吉永村和田村小川村の十三ヶ町村舊慣に依り共同して明治三十一年六月六日を以て設置す略稱して大井川水防組合と云ふ組合管理者は設置以來志太郡長なりしが大正十五年六月郡役所廢止以後は島田町長を以て管理者とす各町村の組合費員担歩合並に本町選出組合會議員は左の如し

島田町	一八八九五九六	六合村	七五七三七五	青島町	六九三三八四
大洲村	八三六八八四	高洲村	六〇二九二四	大富村	一〇〇八一五二
静濱村	九七六六一一	相川村	八六三三四七	吉永村	九二九三七六
和田村	八四五二二八	小川村	四一八三〇五	大長村	九四四一六
大津村	七八四〇三				

議員

青地雄太郎 自明治三十一年六月二十日 至今 自明治四十一年十月二十日 至今 自明治四十二年七月九日 至今 自明治四十三年三月廿三日 紅林儀三郎 自明治四十一年四月廿日 至今 自明治四十二年十月九日 至今 山内與十郎 自大正二年十月十日 至今 仲田喜重郎

瀬戸谷村外九ヶ町村水防組合

當組合は瀬戸川流域水害防禦に関する事業を共同處理する目的を以て明治四十四年十月設置せらるる初め瀬戸川水害豫防組合と稱し組合區域は藤枝町廣幡村岡部町朝比奈村葉梨村稻葉村瀬戸谷村青島村高洲村豊田村焼津町小川村西益津村東益津村の十四ヶ町村にして志太郡長之が管理者たり

本町に於ける組合區域は志太稻川の全部及び青木前島南新屋の一部にして費用負担の家屋(居宅)二百二十八戸同地價額五万五千九百一十一圓七十一錢(宅地三万四千八百七十一圓七十一錢、地租二万八千八百三十三圓七十一錢)なりしが該組合は明治四十二年瀬戸川堤防決潰に因る洪水の慘害に鑑み大いに堤防を鞏固にするの必要を認め數年に亘りて堤防増築の工事を行ひ漸次其費用償還して事業一段落となりたるが大正十五年郡役所廢止の後には焼津町長を管理者とし残務整理中朝比奈川改良工事完了し瀬戸川亦縣費支辨河川に編入せらるることゝなれるに因り昭和二年九月組合組織を變更して瀬戸谷村外九ヶ町村水防組合を設置し藤枝町長を以て管理者と定め瀬戸川沿岸水防の事務を處理しつゝあり組合規約並に當町選出組合議員、常設委員等左の如し

瀬戸谷村外九ヶ町村水防組合規約

- 第一條 本組合は瀬戸谷村外九ヶ町村水防組合と稱す
- 第二條 本組合は瀬戸谷村稻葉村藤枝町青島町高洲村西益津村豊田村焼津町東益津村小川村の十ヶ町村を以て組織す
- 第三條 本組合は瀬戸川沿岸水防の事務を共同處理するを以て目的とす
- 第四條 本組合役場は藤枝町に置く

第五條 本組合會議員の定数を十人とし組合各町村より左の通り選出す

- 瀬戸谷村 壹人、 稻葉村 壹人、 藤枝町 壹人、 青島町 壹人
- 高洲村 壹人、 西益津村 壹人、 豊田村 壹人、 焼津町 壹人
- 東益津村 壹人、 小川村 壹人

第六條 本組合會議員は各町村會に於て其町村會議員の被選舉権を有するものより之を選舉す

第七條 組合會の組織及組合會議員の選舉に關しては前二條に規定するものを除くの外町村會の組織及町村會議員選舉の例に依る

第八條 本組合に管理者一人を置き藤枝町長を以て之に充つ管理者たる町長故障ある時は其代理者之を代理す

第九條 本組合に収入役一人を置き管理者所屬の町村収入役を以て之に充つ其故障ある時は之を代理すべき者代理す

第十條 本組合吏員の選舉及任免に關しては前二條に定むるものを除くの外町村吏員の組織選舉及任免の例に依る

第十一條 本組合に常設委員十人を置き管理者之を定む

第十二條 常設委員は管理者の諮問に應じ又は水防其他委託事務を處辨するものとす

第十三條 本組合に水防組を設置す其規程は組合會に於て定む

第十四條 本組合の費用は左の割合を以て各町村に分賦す

- 瀬戸谷村 〇三、 稻葉村 〇九、 藤枝町 一・一、 青島町 一・一、 高洲村 〇八
- 西益津村 〇六、 豊田村 一・五、 焼津町 一・七、 東益津村 〇七、 小川村 〇三

附則 本組合規約は許可の日より之を施行す

組合會議員

- 瀬戸川水害豫防組合會議員
- 瀬戸谷村外九ヶ町村水防組合會議員

至昭和四年十二月十日 山内興十郎  
 至昭和二年九月廿三日  
 至昭和二年十月二十六日 仲田喜重郎  
 至昭和三年一月 青島町長 青島鋼太郎

栃山川水害豫防組合

本組合は昭和二年三月二十八日静岡県告示第一八四號を以て其區域を指定せられ栃山川沿岸町村たる島田町六合村青島町大洲村高洲村大富村和田村の七ヶ村を以て設置す其主要事業は本縣に於て國庫の補助（總額の二分の一を受け及び地元町村の負担金（總額の四分の一）を加へて施行する栃山川沿岸用排水幹線改良事業（島田町白岩山下より六合村道尾島及御請内を経て大洲村黒田先を以て）の遂行を援助し其地元負担金を徴収支出して負担の義務を完了し栃山川の水害を永遠に除去せむとすにありて之が成立に付ては大正十四年一月閣保町村長より請願書を農商務大臣に提出以來滿貳ヶ年四ヶ月を要し此の間の苦心と努力とは實に容易ならざるものあり特に地元村として最も利害關係の大なる六合村の諒解を得る爲め協商を重ねたること幾回なるを知らず屢々交渉決裂を見んとしたるも結局圓滿なる協議成立して此大事業

を遂行するに至れるは関係町村民の深く多とするとこゝろなり而して本事業の計畫進行並に組合組織に就ては時の郡長酒井新一氏及び其後任郡長たる篠田茂助氏の努力と縣會議員山口忠五郎天野卓西氏の斡旋盡力に負ふところ歎ながらす

島田町白岩寺下より大井川に達する所謂放水路の延長は十四町四十一間にして本工事は昭和元年度より四年度に至る四ヶ年の豫定して今々着々工事進行して主要工事たる放水門制水門等の施設は本年度（昭和三年度）に於て完成せられ豫定通り昭和四年度迄以て全工事を完了するの運びとなれり則ち其延長三里二十餘町に亘り多年悪水の氾濫に苦みたる枋山川沿岸の耕地及住民は今後全く洪水の災厄を免かるゝに至るべし

今本事業関係保吏員並に當町選出組合會議員の氏名を記せば左の如し

- |         |        |                        |                  |      |                   |
|---------|--------|------------------------|------------------|------|-------------------|
| 静岡縣耕地課長 | 山北濱之助  | 大富村長 <small>組合</small> | 村松朋太郎            | 六合村長 | 河村 久一             |
| 主任 技 師  | 大河津壽之助 | 青島町長                   | 〔山内興十郎<br>青島銅太郎〕 | 島田町長 | 〔置塩藤四郎<br>水野富三郎〕  |
| 技 手     | 立山 一徳  | 大洲村長                   | 〔岩本信之助<br>鈴木辰次郎〕 | 和田村長 | 〔法月 可敷<br>小長谷 惣直〕 |
| 技 手     | 後藤 壽雄  | 高洲村長                   | 大石惣一郎            |      | 〔村上 保郎〕           |
| 議員      | 全      | 全                      | 全                | 全    | 全                 |
| 全       | 仲田喜重郎  | 全                      | 朝比奈幸市            | 全    | 鈴木新太郎             |
| 全       | 鈴木新太郎  | 全                      | 鈴木新太郎            | 全    | 鈴木新太郎             |
- 至昭和三年四月廿八日 大石 卯作  
至昭和四年四月廿七日 仲田喜重郎

本組合區域の總反別は二千二百二十町餘にして内當町反別は四百六十八町八反餘歩而して費用負担歩合は昭和二年四月二十七日覺書を以て左の通り関係町村長に於て協定を遂げ昭和二年五月十八日組合會の承認を経たり

- |     |           |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|
| 島田町 | 百分ノ三・八二六  | 六合村 | 百分ノ二〇・四七八 | 青島町 | 百分ノ一八・七〇一 |
| 大洲村 | 百分ノ二・七九九  | 高洲村 | 百分ノ一〇・三二〇 | 大富村 | 百分ノ一九・八八九 |
| 和田村 | 百分ノ二五・〇八七 |     |           |     |           |

因に本組合負担借入金の年賦償還豫定期限は昭和二十六年度限りなり

### 三 衛生

昔時人智發達せず衛生思想幼稚なりし時代に於ては不幸にして悪疫の流行することあるむ之の隔離消毒は勿論何等豫防の方法を知らず後に神佛に祈願して其加護を祈り禁厭呪咀の迷信を行ふに過ぎず爲めに病毒蔓延怖るべきものありしが明治二十三年七月傳染病豫防規則を發せられ同三十年三月傳染病豫防法を公布せられて以來市町村の衛生施設漸く其緒につくに至り國民の保健衛生思想も亦次第に發達するに至れり

イ、衛生組合

【沿革及現況】明治三十年前迄は町村の衛生施設としては毎年一二回講話會を開催して衛生思想の注入をなすに止まりしが明治三十一年三月縣令第二十一號を以て町村に衛生組合の設置を命ずるに至りければ本村は同年五月二十七日村内衛生組合を組織し規約を定め役員を擧げ主として傳染病の事を取扱はしめたり組合の名稱組合の區域役員等左の如し

組合 / 名稱	組合 區域	組合組織當時ニ於ケル組合長副組合長	同上組合戸數	大正元年末ニ於ケル組合長副組合長	同上組合戸數
上青島 衛生組合 外二字	上青島、下青島 秋葉嶺請新田	組合長 田中雄次郎 副組合長 松野 啓藏	三一四	組合長 田中悦一郎 副組合長 堀田清一郎	三四三
内瀬戸 衛生組合	内瀬戸	青島 繁藏 青島 勝藏	五九	青島 繁藏 良知 安平	六五
瀬戸新屋 衛生組合 外一字	瀬戸新屋、水上	増田庄右門 村松守喜藏	七四	村松守喜藏 杉浦 乙吉	七〇
前 島 衛生組合	前 島	八木 久平 仲田喜重郎	二三四	仲田喜重郎 石川 銚次郎	三九四
南新屋 衛生組合 外一字	南新屋、青木	鈴木 吉藏 曾根 菊藏	九六	青島 徳次郎 作原 國藏	一五七
志太 衛生組合 外一字	志太、稻川	牧田 米吉 小林 浅藏	一三二	牧田 米吉 萩原 豊吉	一五〇

本組合は傳染病豫防法及消毒法の完全を期し併せて平素一般衛生法の周到を圖るを以て目的とし毎年施行する春秋二季の清潔法施行の督勵を爲し傳染病發生の場合は患者及其附近の消毒法を施行し患者を隔離病舎に収容したる場合は其關係組合より小使入夫を出し組合役員順次出張之が監督を爲す等を重むる事業とす年々の經費は衛生組合補助として村費の内より明治四十四年度迄は金四十六圓を支出し大正元年度よりは金五十三圓六十錢を支出し來りたるが大正九年一月其組織を改正（青島町條例規則規程規約参照）して町全体を一區域とし青島町衛生組合と改稱し組合長には町長、副組合長には助役、顧問には醫師及警察官評議員に町會議員組合區長には各區長組長には十戸組長書記には町役場衛生組合の職にある者を以て充つることとし大正八年度に於ては壹百圓同九年度より十三年度迄は百五十圓づつ、大正十四年度よりは貳百五十圓づつを町費より補助して其事業を助成しつゝあり而して衛生組合は内百五十圓を停車場最寄塵芥掃除費の内へ補助支出を爲し壹百圓を一般經費に充てつゝあり

ロ、隔離病舎

【沿革及現況】明治三十一年赤痢病非常に流行して猖獗を極め之が豫防撲滅に困難したる結果傳染病隔離病舎の必要を感じし時の村長青地雄太郎村會議員と協議し瀬戸新屋石川銚次郎より宅地並に附屬山林二段四畝二十三歩及木造瓦葺平家二棟（建坪三十四坪五合）を代金壹千五百圓にて買受け明治三十二年五月一日設置す縣費補助金三百七十五圓にして村費支出金壹千二百二十五圓なり同年七月病室壹棟（建坪四坪）を新築す此の工事費三百五十圓にして内縣費補助金八十七圓五十錢なり

用米年を経ること茲に三十年戸數入口の増加に因り病舎の狹隘を感じるのみならず土地低くして濕潤の嫌あり建物亦漸く腐朽し來りたるに因り之が改築の必要を認め土盛工事を行ひて敷地を高燥にし根本的改築工事を施行するに決し本年度(昭和)豫算に計上し町會議員原崎友吉鈴木新太郎杉本竹藏杉本葆及町醫松野縁次を委員に擧げ左記の通り工事の進行中に在り竣工の上は面目を一新して稍理想的の隔離病舎たるに至るべし

總工事費三千六百五十圓にして確定せる設計圖面等左の如し

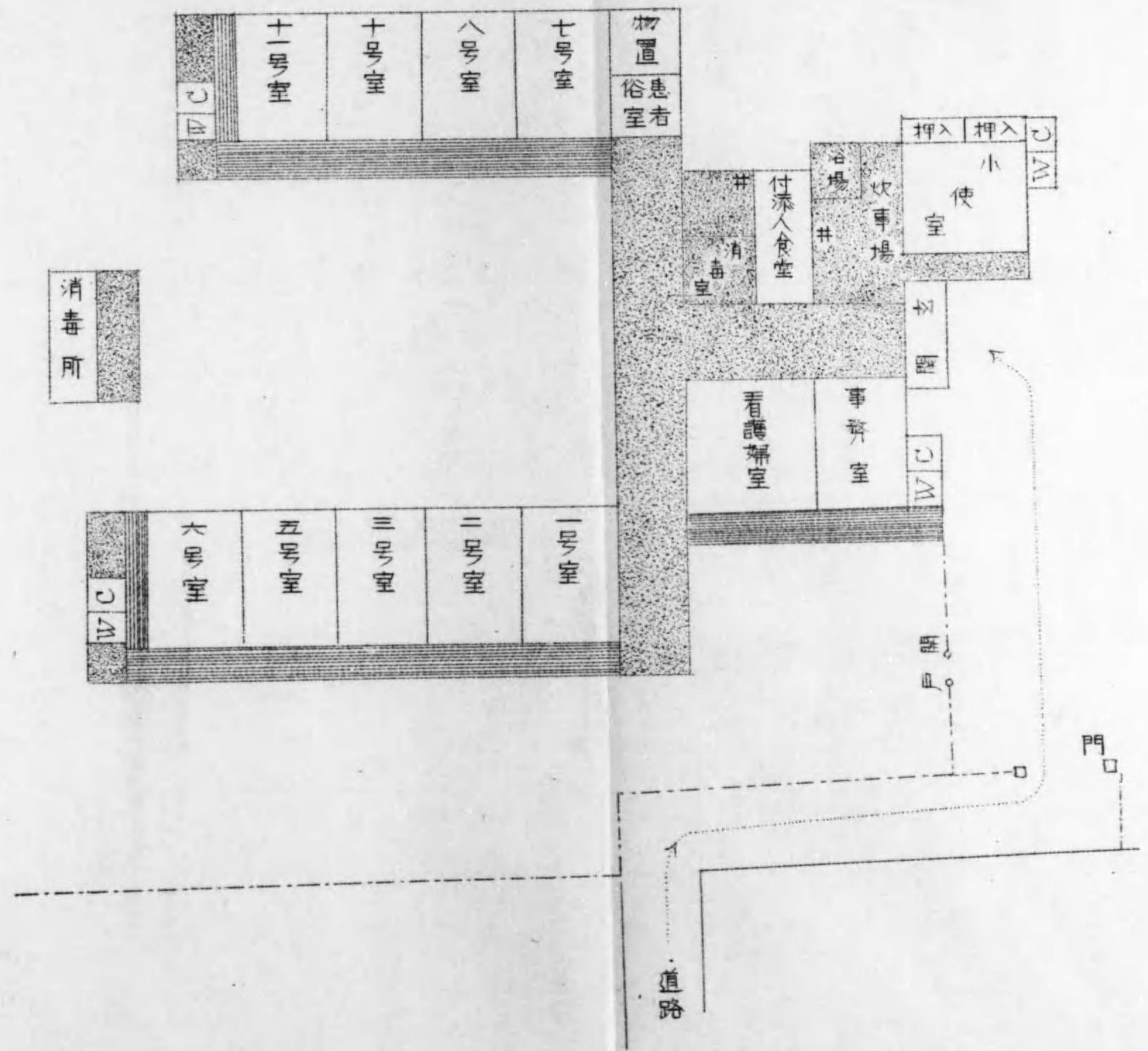
一敷地坪數 七百六十一坪 (内新規購入せるもの十八坪)

一總建坪 七十坪九合五寸

内譯

事務室看護婦室小使室壹棟此建坪三十二坪九合、新築病舎壹棟此建坪二十一坪二合五寸  
舊病舎修繕壹棟此建坪十七坪五合、消毒所壹棟此建坪三坪





例 凡

W		井	—	土
C	外	井	垣	コ
便	所	戸	根	間
所	縁	根	間	







考 備	計	全三年		全十四年		全十三年		全十二年	
		至三月	自一月	至三月	自一月	至三月	自一月	至三月	自一月
當地方ニ於ケル傳染病ハ腸窒扶助及赤痢最多ク小兒ニアリテハ實布約里里及ヒ疫病多シ特ニ疫病ハ死亡率ノ高キ点ニ於テ最も恐ルベシ									
		九	一						四
		一							
		一六	一						
		一〇五		一	一	一	三	九	
		九							
		六三	一	二		三	二	六	
		一							
		四九	一六	五	二	三	一	三	
	八					一	一		
	三五三	二七	九	三	八	七	二二		
	三四一	一四	二	一	四	六	一六		
	一一一	一三	七	二	四	一	六		

ホ・種痘

種痘は痘瘡の豫防法として今を去ること六十餘年前より施行せらるる故に其以前に於ては痘瘡(痘は天然痘)は殆んど人生免る能はざる傳染病と見做され何等豫防法を講ぜざりしを以て年々歳々流行したるものの如く従つて種痘法施行前に於ける出生者は顔面に痘痕ある者少なからざりしが種痘法施行後に於ては痘瘡の流行せしこと極めて大なく明治二十八年以後に於ては全く其發生を見ざるに至れり

種痘は一期二期に分ち三月より六月迄の間にて施行する規定なるが當町に於ては毎年四月迄を施行する慣例なり則ち第一期の接種者は前年中に出生したるもの、第二期の接種義務者は數へ年十歳の者にし、て此以外の年齢者は臨時種痘を行ふ場合にあらざれば接種することなし

昭和三年度に於ける 種痘成績互の如し

善感	不善感	第一期		第二期		計
		回	計	回	計	
三四九	六三五	一	六	二	一〇	六一一
計	計	計	計	計	計	計

ヘ・トラホーム検査

トラホームの検査は明治四十三年より施行すべき筈なりしも水害の爲め之を施行するの運びに至らず明治四十四年より之を施行せらる大正十一年迄は町民全部に對して年々之を施行したるかトラホーム豫防法施行細則改正の結果大正十二年以來は旅館料理屋飲食店理髮業者其他の接客業者及壯丁に對してのみ之を行ふこととなれり、當町に於ける最近の検査成績は左の如し

昭和元年	検査年		性別	受検査數	重症		輕症		疑似症		計
	男	女			症	驗	症	驗	症	驗	
	二〇六	一九九	男	一	一	二	一	二	二	四	六
			女	一	一	二	一	二	一	四	六
			計	二	二	四	三	四	三	八	十二

ト、醫師、歯科醫、産婆 其他

當町に於て現に開業し居る醫師歯科醫産婆等左の如し

種別	開業年月日		大字	氏名		種別	開業年月日		大字	氏名	
	開業	年月日		氏	名		開業	年月日		氏	名
醫師	明治四十年五月十四日		前島	杉本	葆	産	明治三十五年五月三十日		下青島	藪崎	ぶん
	大正三年八月八日		上青島	松野	縁次		大正五年七月十五日		前島	鈴木	かう
醫師	大正九年七月三十日		前島	高橋	寛治	産	大正十四年二月一日		全	石田	はる
	大正十三年十月十六日		青木	川田	和四郎		大正十四年二月一日		全	全	牧
齒科醫師	大正八年一月四日		青島	夏目	大五郎	産	昭和二年五月二日		下青島	藪崎	から
	大正十三年一月十日		青木	和田	禮吉		昭和二年十月十五日		前島	磯部	千代子
備考	右の外衛生関係の營業者は薬剤師壹人賣藥業四人賣藥請賣業約四十人、按摩業三人、獸醫三人なり										

六、下水及塵芥處分

下水の設備は未だ甚だ不完全にして何等施設の見るべきものなし塵芥の處置に就いては從來農家にありては肥料として田畑に 搬出したるも近來は河川に投入し路傍に放棄するもの多からずして衛生上及排水上憂慮すべき状態にあり市街地たる停車場通りに於ては各戸に塵芥桶を備へ常設人夫を置きて之を

搬出せしめつゝあり町は町衛生組合を通じて年々百五拾圓を補助しつゝあるも斯の如きは姑息の方法にして且町全 般に亘らざる施設なるが故に町は近き將來に於て塵芥焼却場を設置して根本的且普遍的に市街地塵芥の處分法を講ぜざるべからざるに至るべし

リ、火葬場

往古は死体を火葬に附する者極めて少く多くは埋葬し來れるが衛生上及墓地面積狭少等の關係より火葬に附する者次第に増加の傾向ありて目下は火葬、埋葬相半はするの状態にあり

當町には從來數ヶ所の火葬場ありしも何れも竈、兩覆等の設けなく設備極めて不完全に付之を統一して一ヶ所となし完全なる火葬場を建設せんこと數年來の懸案なりしも位置の選定困難にして決定に至らず昭和二年度末に至りて漸く位置の選定を了し町會議員原崎友吉鈴木新太郎紅林冷助仲田喜重朗杉本竹藏の五氏を建設委員に擧げ湘戸新屋字滝ヶ谷五百十三番ノ一外三筆の土地を買収して埋立工事を施し昭和三年十月建築工事を峻功し同年十二月より之が使用を開始す(火葬場使用料金其他ハ青島町條 規則規程現行火葬場使用料條例 参照) 工費總額五千壹百四十五圓三十九錢にして其の内譯左の如し

- 一金 二百六十四圓五拾四錢 敷地八百六坪買入代
- 一金 三百五十二圓六拾一錢 土盛整地費
- 一金 四百百五十六圓六拾八錢 火葬窯及建設費
- 一金 三百七十一圓五拾六錢 雜費

備考

窯の構造は羽若式煉瓦造りにして火葬窯 四口産汚物焼窯 壹口なり而して建物は火葬室二十坪控  
室<sup>#</sup>十八坪なり

第八目 銀行、會社、工場 其他

我國に於ける銀行は明治六年七月を以て創設されたる第一銀行を以て嚆矢とし各種の會社亦此前後より創始せられ工場組合市場等逐次創設せらるゝに至れり  
當町に於ける銀行會社は孰れも明治二十二年東海道鐵道開通以後に屬し明治二十二年四月を以て營業を開始したる前島運送株式會社（藤枝合同運送株式會社の前身）を以て其鼻祖となす、爾來九十運送合資會社、株式會社青島實業銀行、丸志運送委託會社、藤相鐵道株式會社を始め幾多銀行會社の設立を見たるが特に大正三四年を以て起れる世界大戰の影響に因る財界未曾有の好景氣時代に於ては大小の會社さながら雨後の筍の如く濫設されたるも大正九年以後に於ける不景氣は年を経るに従ひ益々深刻となり之等不健實なる會社は自然淘汰を受けて陸續相仆るゝに至り目下は戰時及び戰後の好景氣に對する反動的な不景氣時代にして今尚ほ整理緊縮を要するの時にあり銀行會社工場等の新設の如きは今後當分之を望むべからざるが如し

今當町に於ける銀行會社工場其他の現況を掲げ且其沿革の概要を記述すれば左の如し

1. 青島町銀行會社工場其他現況一覽表（昭和三年現任調）

會社の種類	名	稱	所在地	設立年月	營業種類	資本	積立金	社債	代表者
-------	---	---	-----	------	------	----	-----	----	-----



2. 銀行・會社・工場 其他沿革概要

【青島銀行】本銀行は青地雄太郎、紅林儀三郎、青島徳次郎、曾根龜次郎、鈴木吉藏氏等の發起に係り明治三十年七月二日を以て設立の許可を受け同年八月二十二日營業を開始す

設立當時は資本金三萬圓株數六百株（一株五十圓）株主七十九人なりしが其後株數を増加し資本金を十萬圓となせり

設立以來明治四十二年一月迄は青地雄太郎專務取締役となり青島徳次郎専任專務取締役兼支配人となり以て今日に至れり

【九十銀行】本銀行は明治二十九年四月設立に係る和歌山縣東牟婁郡高池町「木之國銀行」を當町南新屋鈴木吉藏譲受の交渉を整へ九十銀行と改稱して當地に移し大正三年十二月一日を以て開業す資本金五萬圓にして鈴木吉藏取締役頭取なりしが大正十三年八月死亡に依り嗣子鈴木新太郎之を継承し以て今日に及べり

【藤枝銀行前島支店】本支店は株式會社藤枝銀行の支店にして明治四十四年十一月一日設立開業す。資本金は本店資本金共通して設立以來渡邊治雄支店長たり

【駿河銀行藤枝驛支店】本支店は株式會社駿河銀行の支店にして大正十二年八月三十日を以て設立開業す。資本金は本店資本金共通して設立以來高橋甚次郎支店長たり

【三十五銀行前島出張所】本出張所は株式會社三十五銀行の出張所にして昭和二年六月二日設立開業す

資本金は本店資本金に共通にして設立以來永田忠臣出張所主任たり

【藤枝合同運送株式會社】本會社は昭和元年六月一日を以て發せり。鐵道省の所謂一驛一店主義の聲名と鐵道當局の熱心なる從湧に依り從來驛前に於て營業せる前島運送株式會社を中心とし九十運送合資會社、藤相鐵道株式會社、丸志運送部、合藤枝運送株式會社、丸二運送株式會社を併合して藤枝合同運送株式會社を組織し昭和二年二月一日より營業を開始す

資本金三十二萬圓にして役員其他左の如し

- 取締役社長 山口忠五郎 專任常務取締役 松下榮太郎
- 常務取締役 鈴木新太郎 松村 惠三
- 取締役 中村 秀平 原崎 友吉 鈴木 良吉 村松久次郎 山田平四郎
- 監査役 中村直次郎 大塚甚之助 笹野甚四郎 鈴木 雄造
- 事務員 二十四人 仲仕 五十人

【藤相鐵道株式會社】本會社は藤枝驛を中心として志太郡藤枝町より榛原郡相良町の間に輕便鐵道を布設して運輸交通業を營み地方開發に資せむとて西郡有志に依り明治四十四年一月十五日を以て設立せらるる本社及藤枝新驛は初の藤枝 停車場本通り六百五十二畝地の二（九十銀行前）に置きしが大正八年八月十九日現在の位置（六百六十一畝地の二）に移轉せらるる

今事業經過の概要を略述すれば大正二年十一月十日大寺 藤枝新驛間開通大正七年六月十三日相良町迄

開通して最初の計畫を遂行し其後大正十四年一月十四日大手岡部間、同十五年四月二十日相良地頭方面の延長工事を竣功し全長二十二哩八分となり  
 創立當時の資本金額及役員氏名左の如し

資本金額 金參拾萬圓

取締役社長 笹野甚四郎 常務取締役 松村 惠三

取締役 中村圓一郎、笹野徳次郎、小宮小左衛門、山内與十郎、大塚甚之助、木下 七郎、  
 小山 儀助、菊川源五郎

監査役 鈴木辰次郎、中田 誠郎、藤田 平吉、笹野宗次郎

現在の資本金額及役員の名等左の如し

資本金額 金八拾壹萬六千圓

取締役社長 中村圓一郎 常務取締役 松村 惠三

取締役 名波義三郎、矢部與左衛門、榛葉 良男、山口忠五郎、鈴木 義江、熊澤 一衛、  
 中條 一資、甲賀菊太郎、加藤 利八、

監査役 中田 誠郎、藤田 平吉、笹野宗次郎

顧問 松本 君平、増田 次郎

支配人 山田平四郎 従業員 百八拾貳人

【木谷川縞紙工業株式會社】本會社は菊川源五郎、仁科廣吉、井鍋隆一郎氏等の發起に依り前島字横井（俗稱淺間森又は七ッ溝と云）に設置せられ大正六年末より營業を開始し和紙（櫻がみ）の製造販賣を爲したるが財界不況の結果事業不振に陥り僅かに事業を繼續し居る状態なるが目下他、讓渡の交渉中なりと云ふ

【志太煉乳株式會社】本會社は明治四十四年以來當町青木仁科廣吉の個人經營なりしを大正六年八月藤井長次郎之を賃借し乳牛増殖を計ると共に工場設備を増設して製品的大量生産に努め大正七年八月十日を以て株式會社とし以て今日に至る

資本金參拾万圓にして會社創立以來の重役氏名事業成績等左の如し

就任年月日	辞任満期年月日	役名	氏名	就任年月日	辞任満期年月日	役名	氏名
大正七年八月十日	昭和二年七月一日	専務取締役	仁科 廣吉	大正九年六月八日		監査役	村松陣三郎
全	昭和二年二月九日	取締役	木口 福藏	大正十三年五月十四日		取締役	石丸 米吉
全	大正九年六月八日	全	藤井長次郎	全		監査役	藤井長次郎
全	大正十三年五月十四日	監査役	石丸 米吉	昭和二年二月十九日		専務取締役	木口 福藏
大正九年六月八日	大正十三年五月十四日	取締役	金田 藤助	昭和二年七月一日		全	朝倉富太郎
全	大正十三年五月十四日	全	花島 信一				

年々の牛乳買上高及煉乳製造高

年次	牛乳買上高		煉乳製造高	
	石	金額	石	金額
大正七年	三・一七〇	七六・六六六	三・八七〇	四六・〇六六
同八年	七・〇一一	一七〇・九一三	六・九四〇	一〇一・四〇一
同九年	四・〇八二	八〇・三六五	四・一三三	五五・九
同十年	二・四五四	四四・六六六	二・五九一	三九・九三六
同十一年	三・八一六	八三・〇三二	四・七一五	五七・〇
昭和二年	三・一六六	四七・〇一五	三・九〇一	五七・〇
昭和元年	三・二七五	五二・七〇四	三・九〇一	五七・〇
同十三年	三・三二五	六〇・二八八	三・五九一	五七・三
同十四年	三・三八七	五五・七八三	三・八五九	五三・八
同十二年	四・二一一	七八・八五八	四・二一九	六四・九

備考 事業の大要、煉乳、粉乳、バターの製造販賣並に市乳の請賣營業、二番購入に要する資金の貸付、飼料の賣買にして鷺印ミルクは特に高評噴々たり

【青島青物市場株式会社】 本市場は山下森太郎、増田金平、岡野幸平、植田勝平氏等の發起に依り大正十一年六月前島五百八十三番地に設立せらるる資本金壹万二千圓にして青物果物委託賣買を爲し成績良好なり

現在役員及最近壹々年の賣上高左の如し

取締役社長 高桑作太郎 専務取締役 増田 金平

常務取締役 小澤瀧一郎 監査役 岡野 幸平 山田 乙吉

目録 昭和二年六月一日 賣上高 金七萬七千七百拾七圓八拾參錢

【丸三製材所】 本會社は青木字宮筋にあり昭和二年四月の創立にして製材及製函業を営む。資本金參万圓にして木口福藏社長兼工業主たり事務員一人職工二十二人にして營業盛なり

【丸樹製材株式会社】 本會社は青木六百十四番地の一にあり大正十五年四月の創立にして製材及製函業を営む。資本金參万圓にして製材工場を青木二百四十八番地に置く事務員一人にして職工五人、増田清一郎社長兼工業主たり

【日東飲料株式会社】 本會社は前島六百八十四番地あり大正十四年二月の創立にしてサイダー、ラムネ、密柑水、果實蜜、等を製す資本金十萬圓にして鈴木藤作社長兼工業主たり従業員は事務員技術員各一名職工六名なり

【前島商事株式会社】 本會社は前島六百四十四番地に在り昭和二年二月一日藤枝合同運送株式会社と同時に創立す資本金拾萬圓にして金錢貸付業を営み火災保險並に生命保俵代理店を兼營す社長松下榮太郎にして菊川周治營業主任たり

【日之出蠶業株式会社】 本會社は齊藤千太郎個人經營に 係る東海簇機商會を買収して日本簇機株式會社と爲し更に大正十四年十二月其組織を変更して本會社と爲したるものにて養蠶上簇用簇製造販賣並に簇製造機械の販賣及貸付を營業目的とし資本金二十五萬圓にして設立當時は吉池慶正が社長たり

山内與十郎副社長をりしが昭和元年末より山内與十郎社長となる。藤枝驛を北に距る三丁巍然たるコンクリート造の三階建は其事務所として建 築されたものにして當町に於ける一偉觀なるも財界不況の結果として經營難に陥り目下營業休止の状態にあり

【丸十運送合資會社】本會社は前島五十九番地乙ノニに在り明治二十四年十一月を以て設立せらる初め石田芳藏、鈴木吉藏、寺島久三郎氏等の發起に係り元川崎町海邊弘藏なる者の經營せし ④運送店を買収し其倉庫を移轉して明治二十四年十一月十日業務を開始せりと云ふ設立當時は ①運送 委託會社と稱し資本金五千圓、株主七人にして石田芳藏社長たり所在地は設立以來変更なきも後、丸十運送合資會社と改稱し數次資本金を増額したり

業務担当社員（最初は社長と稱す）は初の石田芳藏なりしが明治二十五年より同三十四年迄寺島久三郎同三十五年以來鈴木吉藏にして大正十三年以來鈴木新太郎氏なり

營業健實にして成績良好なりしが昭和二年五月一日より驛一店主義に依り藤枝合同運送株式會社の組織と共に其事業の大部分を同社に移し目下は倉庫業を營みて其形骸を存するの狀態にあり

【正合資會社】本會社は明治四十三年四月前島二百七十七番地に設立せる豊田合名會社藤枝支店の後身にして昭和二年六月を以て設立せらる出資金二万圓にして米穀肥料商を營み雪島正一之が社長たり

【磯部織物工場】本工場は大正八年一月の設立にして前島五十九番地に在り綿布織物工場にして

従業員は事務員一人技術員二人男工六人女工十七人磯部銀作工業主たり一ヶ年の生産額は八万二千反にして此價格九万七千七百五十圓個人經營の工場として當町第一なり

【今 鈴木製材所】本製材所は前島四百四十二番地に在り明治四十三年十一月の設立にして鈴木藤作工業主たり製材及製函業を營む事務員二人職工六人なり

【鈴木真田工場】志太二番地に在り大正元年八月の設立にして輸出麻真田を製造す従業員は事務員一人職工男一人女六人にして鈴木信治工業主たり一ヶ年の生産額は二万九千七百反にして其價額一万四千八百五十圓なり

【杉井製繩工場】青木四百二十番地に在り大正十三年十月の設立にして杉井佐一郎工業主たり技術員一人にして職工男二人女六人なり

【八木製繩工場】前島百六十三番地にあり大正十二年七月の設立にして八木甚藏工業主たり職工は男一人女五人なり

【岩堀織布工場】前島千四百二十七番地の一にあり大正八年十月の設立にして綿織物製造を營む従業員男一人女四人にして岩堀斧吉工業主たり

【(安)製茶工場】前島四百七十三番地の三にあり本工場は元前島四百七十四番地の二に於て原崎友吉氏が富士合資會社藤枝出張所主任として經營したる製茶買入再製業の後身にして大正十一年四月を以て設立せられ製茶業を營む事務員一人職工男八人女一人にして赤堀虎之助工業主たり



【煙草元賣捌所】青木六百十八番地にあり本郡小川村小川長谷川松太郎氏明治三十七年煙草元賣捌人に指定せられ同地に於て營業を開始せしが大正七年五月現在の場所に移轉す大正十年同氏死亡に依り嗣子長谷川大營業を継承す従業員は事務員五人(店主を含む)にして出賣人七人なり  
管轄區域は志太郡一圓にして大正八年以來毎年末に於ける小賣人戸數左の如し

大正八年	四〇四	大正九年	四一二	大正十年	四一七	大正十一年	四一六	大正十二年	四四二
大正十三年	四五三	大正十四年	四五三	昭和元年	四三七	昭和二年	四四四	昭和三年	四四四

【駿遠塩業株式會社青島支店】志太郡藤枝町<sup>岩</sup>寺九十八番地大塚半次郎明治四十一年塩元賣捌人に指定せられ同所に於て開業せしが大正六年に至り當町前島六百二十五番地の五に移轉し來り同所に於て營業を繼續す、後合名會社と稱し更に駿遠塩元賣捌合名會社と改む本社々長は清水市鈴木與平氏にして當支店主任は大塚城一郎なり

當支店の塩供給區域並に最近三ヶ年間に於ける賣上高左の如し

供給區域  
 志太郡 青島町、藤枝町、島田町、大長村、大津村、六合村、大洲村、伊又身村、笹間村  
 瀬戸谷村、稻葉村、葉梨村、西益津村、高洲村、相川村、靜濱村、吉永村  
 榛原郡 吉田村、川崎町、勝間田村、坂部村、初倉村

年次	數量	賣上高	年次	數量	賣上高	年次	數量	賣上高
元年	三三六五四二二斤	八八四六三六	二年	三三三三八六三斤	八七七八九六八	三年	一八九六九八八斤	七六〇三三・五二

【樫駄購賣販賣利用組合聯合會】當聯合會は所屬産業組合の協議に依り大正十二年十月二十五日創立せられ其事務所を青木五百九十七番地に設置せしが大正十四年三月三十日青木五百二十一番地の二に新築移轉したり、所屬組合五十三(志太三十八、榛原十五)所屬組合の出資總額四万三千二百圓にして此口數二百十六口なり

本聯合會の事業は、所屬組合の購買する物を買入れ之に加工せしめて又は之を生産して所屬組合に賣却すること、ニ所屬組合の販賣する物に加工し若くは加工せずして販賣すること、ニ所屬組合をして産業又は經濟に必要なる設備を利用せしむること、にして其役員及職員左の如し

會長、鷺山喜一郎 専務理事、平尾菊太郎  
 理事、川村牧三郎、村松良右門、金原羅伊太郎、加藤 宅治、長田猪太郎、塚本佐次郎  
 職員、鈴木鋼太郎、松本 守一、菅根 榮一、杉本 一郎

【青島信用購買販賣利用組合】本組合は當町上青島字瀬戸松野亮一外十五名が大正九年二月五日、静岡縣指令産農第七〇三八號ノニを以て本縣知事の許可を、靜岡縣信用購買組合を創設したるに起源す當時の役員は理事組台長松野亮一、理事大石和吉、松浦惠吉、監事植原佐太郎、増田兼吉にして組合員十六名

事務所は組合長松野亮一方に置きたり後大正十年四月四日青島縣指令農産第八七一号ノ一を以て定款変更の許可を受け「青島購買販賣生産組合」と改稱し組合員を増募して事務所を下青島字瀬戸西千八九番地に建設す

四月九日臨時總會を開きて役員の選舉を行ふ組合員數二百六十五人にして當選者左の如し

理事 松野 亮一、植原佐太郎、大石和吉、青島 興一郎、山崎謙次郎、切岩 利作、

赤堀 銀作、大石咲太郎、赤堀 宇吉、田中悦一郎

監事 松浦 惠吉、田中紋次郎、朝比奈幸市、田中治三郎、大石 叩作

組合長及専務理事は互選の結果田中悦一郎、松野亮一當選後更に定款を変更して「青島信用購買販賣利用組合」と改稱爾來役員に多岐の異動ありたれど大正十三年八月二十日臨時總會を開き理事組合長田中悦一郎辞任につき後任として山内興十郎を選定同日組合長の互選を爲し山内興十郎當選す専務理事は大石叩作にして爾來更に組合員の増募を爲し大正十五年四月四日臨時總會に於て定款変更を決議し、組合事務所は前島六百二十六番地ノ十一に置き従たる事務所は下青島千八十九番地ノ四に置くこととし理事監事の増員を爲し之が選舉を行ふ

事務所移轉は大正十五年七月十日にして昭和元年度末に於ける組合員數五百二十六人出資口數七百五十五、役員氏名は左の如し

組合長理事 山内興十郎 専務理事 大石叩作

理事、原崎 友吉、紅林 昶助、八木 定一、合月 幸吉、堀田清一郎、杉原 莊作、

仲田喜一郎、田中 良一、朝比奈幸市、山崎謙治郎、

監事、松永彌一郎、石橋元次郎、谷野作次郎、成岡半五郎、出口 吉平、鈴木田一郎、

村松 宇吉、増田 貞助、塚本 和吉、牧田 米吉、青島 淳一、良知 清吉、

増田 利一、赤堀 銀作、池田 榮作、大石 角藏、高島 享一、石田松太郎、

## 第九目 娯樂及娯樂機關

## 一 娯樂の種類及其変遷

娯樂は人生生活の慰安にして其種類極めて多く時勢の変化に伴ひて其変遷も亦數ならず古來當地方に於て娯樂として行はれたるものは圍碁將棋詩歌俳諧賭博花合蹴合咬合芝居獅子舞角力狂言義太夫念佛盆踊日待月待花見遊山祭典縁日参り等にして特に賭博花合狂言盆踊等は娯樂の中心なりしが如かりしも其筋に於て之が取纏りも爲せると時勢の変化とに依り明治二十年前後より次第に根絶さるゝに至れり犬の咬合と鶏の蹴合との如きも野垂殺伐の娯樂なりしが之又明治二十四五年頃より漸次其跡を絶つに至れり

素人芝居獅子狂言等は昔時娯樂機關の設備なく且へ生活に餘裕ありし時代に於て行はれたるものなるが之又明治二十年頃より其跡を絶つに至れり

圍碁は古來高尚なる娯樂として上流人士に嗜まれたるどころなるも其範圍廣からず左れど近年其範圍稍や廣まれるが如し

將棋は古來平民的の娯樂として最も廣く行はれ家々將棋盤を備へて夏日休日如きの走幼打混りて勝負を争ふ者多かりしが近年著しく衰へて殆ど之を見ざるに至れり

詩歌は古來儒者學者の嗜めるところにして其範圍極めて狭く詩は近年全く作る者なく歌は之を詠む者絶

無と云はざるも其數極めて少し

非句も之を作る者其範圍廣からずと雖も明治年代に於て之を樂む者少ながらざりしが如し而も大正以後に於ては社會の繁劇に伴ひ之を嗜む者次第に減少せむが如し

書風骨董を弄ぶも亦高尚なる娛樂にして古來上流社會に於て嗜好愛玩せむところ特に盛衰あるを認めず犬を牽き銃を肩にして山野を跋渉する者綱を投げ綸を垂れて池沼河海に臨む者は其數多からずと雖も之亦古來盛衰なきが如し

和讃念佛は古來善男善女の信仰的娛樂なるが近年著しく藝術的傾向を帯び來りて和讃念佛共に競ふて新作物を唱へ之が練習に浮身を要す者には優勝旗を興ふるなど聊り脱線の傾向なきに非ず左れど近年頃其熱度冷の來れるが如し

義太夫は自ら之を語る者と好んで之を聴く者とあり前者は其數極めて少なく後者は其數稍多し

芝居は古來老幼男女の見るところを好むどころにして古へは所謂旧芝居のみなりしが明治三十年頃より壯士芝居と稱する新派劇現はれ近年更らに女優劇曾我廼家劇澤正一派の劍劇等現れ更らに卑猥なる萬歳芝居なる者現れて全く混沌時代に入れるが青年男女及小學校兒童は活動寫眞の所謂映馬劇を好んで殆んど他を顧みざるが故に芝居は近年著しく其影響を被れるが如し

小鳥の飼養は其音色を樂しむものにして其數多からず大弓擊角力玉突等も之を嗜む者極めて少なし花見は古來旧曆三月の節句に於て盛んに行はれたるところなるも近年殆んど行はれず

濱行は花見の代りとして近年漸く流行し來り四五月の候會社、工場、役所、團體、職人等多人數打連れて燒

津吉永和田濱等に赴き舟を雇ひて網引を爲し宴を開きて打興するもの少ながらず

海水浴も亦濱行と共に近年の一流行となれるが如く當地方よりは燒津用宗等に赴く者多し

歌留多は古來春宵の一娛樂なるも主として上流家庭に行はれ其範圍極めて狭し

祭文、りかれぶし、源氏節等を聽くことも亦一種の娛樂にして此方面の嗜好者も少ながらざりしが明治四十年頃より浪花節の勃興するに及びて全く壓倒せられ其影を没するに至れり

日待、月待、庚申待、弘法様、太子講、伊勢講、秋葉講、御祭等は孰れも飲食を伴ふ會合にして多くは信仰的娛樂の部に屬すべきもの特に日待は農村部落に於ける最大の樂しみにして凡月下旬彼岸前後に於て新穀野菜等

各別に之が催せざる所謂鼓腹擊壤終夜打興して飲食をなす

神社佛閣の祭典、縁日等に參詣すること古來娛樂の重なるものにして男女老幼の別なく美装を競ふて出掛くるを常とす

煙花も亦一種の娛樂にして之が製造、献發に趣味を有する者ありと雖も其數多からず

競馬は明治二十四五年頃より一時非常に流行したりしが近年常設競馬以外臨時私設の競馬を許されざるに至り其開催を見るの機會甚だ少なく一般的には殆んど忘れられたるの感あり

浪花節はうかれ節の進化したるものにして明治三十六七年頃よりの流行なるが斯界の天才桃中軒、石衛

門、吉田奈良丸等の出するに及んで東京大阪両市を始め都鄙になるところの演藝界を風靡し其勢ひさながら燎原の火の如く劇場寄席等常に満員の景氣にて一世の人氣を集中したりしが大正四五年の交雲右衛門病歿の前後より漸く衰退して之を顧みる者亦なく一世の人氣は活動寫真に向つて集中するに至れり活動寫真は大正三三年頃より興行せられ青年男女及小學校兒童の熱狂的歡迎を受くるに至り今尚ほ全盛を極めつゝあり、

謠曲は教養ある上流人士の嗜むところにして其範圍極めて狭く之を誦ぶ者十指を屈するに足らず花卉園藝も亦娯樂の一にして丘頂菊を作り朝顔を培養する者あるも所謂有閑階級の娯樂にして其數極めて少なし

汽車を利用しての團體旅行又は個人旅行も或は参宮に或は觀光に行はるゝも其數多からず

貸本屋より稗史小説講談本の類を借り來りて讀むことを無上の娯樂としたる者なきにあつても近來は新聞雑誌を買ひ來りて之を讀む者増加し來り新聞紙を讀するを娯樂の内に加ふるは聊か當を得ざるや知らざれど日々の出來事を報ずる以外小説講談等の連載物あるに於て之亦一種の娯樂と見るを得んか家庭的の娯樂としては蓄音機を備へて之を聽くを無上の娯樂とする者あり近頃又停車場最寄に於ては「天才」の取付け爲して居ながら東京大阪等に於ける音楽民謡講演等を聽きて無上の樂しみとなす者ありと雖も其數多からず

音楽に於ては家庭的且つ室内的に青年男女の間に於て用ひらるゝものは「ハーモニカ」「バイオリン」「マンドリン」等なりとす

近時体育奨励の結果として「マラソン」「鎗投」「跳丸投」「圓盤投」等流行し特に「マラソン」競走最も流行して青年の興味を咬むものあり優に大衆娯樂の一に數ふべし

野球は中學生及都市青年の間に於て盛に行はるゝも地方農村の間に於ては未だ行はるゝことなく只稀に之の愛好者あるのみ

之を要するに娯樂は其年齢に依り境遇に依り性質に依りて區々なりと雖も一般的に娯樂とせらるゝ者は神社佛閣の祭典縁日等に参詣して種々なる餘興を見物すること及秋季に於ける日待宴會等を推すべく年齢より見る時は兒童學生青年男女にありては活動寫真劇の見物を第一とし之に次ぐを運動競技とす而して壯年中走の者にありては芝居見物・落行遊山・圍碁・義太夫語り浪花節聽等とし走人にありては和讃念佛を最とし之に次ぐを芝居見物とすべし

### 三 劇場 東海俱樂部

東海俱樂部は東海炭礦自會主齋藤十太郎氏が其鑛製造工場に使役する男女職工を慰安し併せて町の發展に寄與する爲め自ら巨費を投じて建設せる劇場にして當町青木字「ブタイ」四百九十八番地ノ二に在り建坪二百二十五坪入場者定員七百六十人建築費二万六千圓にして大正九年六月を以て落成同年七月十四日澤村宗十郎一座を聘して花々しく小屋開きを爲し爾來芝居・活動寫真・浪花節等絶へず興行し此間演說會場各種團體の大倉々場等に使用されたることも少ならず當町唯一の劇場にして町の發展に寄與する

ところ少なからず

三 公園

農村田園の間には公園の必要なさむ都市には大公園と共に幾多小公園の必要あり而して町村に於ける市街地亦相應の公園あることを必要とす之其平時に於て兒童の安全なる遊戯の場所に供するの必要あると共に火災震災等の非常時に於ける荷物の搬出及走幼男女の避難場として一般民衆の供用に充つべき空閑地の必要あるが爲なり

當町亦停車場附近の市街地漸次増加するに伴ひ公園地の必要あるべきを慮り「明治三十七八年戦役表碑」の敷地を定むるに當り其周圍の土地を購入して小公園を設置す規模小なりと雖も公衆に與ふる便益は蓋し少なからざるべきを信す

其位置、名稱、創設の年月、坪數等左の如し

一 名稱 芝田公園

一 創設の年月 大正十五年六月

一 位置 前島字芝田六百二十八番ノ三外三筆

一 坪數 百六十四坪

第十目 特殊の言語、風俗

一 特殊の言語

當地方の言語は古來概して標準語に近く従つて地方的に用いらるゝ特殊の言語所謂「方言」なるもの比較的少なきが如しと雖も仔細に詮索するときは其數少なからず今試みに其著しきものを列擧すれば左の如し。

普通語	方言	備考	普通語	方言	備考	普通語	方言	備考
暖カイ	ヌクトイ		田	タンボ		居宅	ソーヤ	
蒸暑イ	イキレル		小溝	ミソツナヨウ トビツナヨウ		客間	デー	
寒イ	サブイ		屋敷前	カイド		寢室	ナンド	
冷マカ	ヒマッコイ		前庭	オード		臺所	ナイシヨ	
昨日	キンノ		裏庭	セド		竈	ヘツツイ	
昨夜	エンベ		屋内土間	ニワ		物置倉庫	モノオケ	
夕方	バンゲン		軒下	エンノギ		雪隠	チヨウスマ	
終夜	ヨツビトイ		屋根棟	ウムシ		本家	オモテ	

赤飯	餅	漬物	味噌汁	御飯	夜食	夕飯	晝飯	朝飯	紙挟り	塵拂	小皿	急須	竹皮	藤裏草履
オコワ	アンモ	コウコウ	オミヨウツケ	オマンマ	ゴゼン	ヨウハン	ヤマズケ	ヤマノコ	カンジンヨリ	ブツパライ	テシオ	ギビシヨ	カサガ	フダクラ
燕	蛙	蛇	蛇 <small>コホ</small>	蟻	田螺	目高魚	塩辛	味葱	美味シイ	御供物	細イ筍	婉豆	牛旁	葱
ツバクラ	カイロ	ヘービ	シヨウトンク	イナンド	ツボ	チンチンコメ	シヨンバイ	マズイ	オマイ	オンクーサン	ブイブイ	ガンマメ	ゴンホ	ネブカ
自	火	軸	竹筒	嘯	樹木ノ洞	酸漿	彼岸花	雌雞	雄雞	蝻	螢	狗兒	鼻	蝸牛
己	儼	物	筒	ル	洞	漿	花	雞	雞	蝻	螢	兒	鼻	牛
オ	ヤケ	カケ	ツツン	ク	ゴ	ボンズ	ヒガン	メ	オン	カマ	ホ	エン	ゴ	マイ
レ	ツツリ	ケジ	ンホ	ゼル	ロン	スキロ	バラ	ンカ	ド	ツキ	タ	ノ	ッ	マイ

舌	唇	頰	後口	額	急ク者	下	末ノ子	二三男	筐職	大工	僧侶	親類	實家	分家
シタベラ	クチバタ	ホータン	ボンノクト	シタイグチ	ソラツツカイ	ネーヤー	オト	ナカツサイ	タガーサン	バンヂョウ	オツサン	オマク	ザイシヨ	インキヨウヤ
萃	夜	休	休	灸	月	左手利	囁	仮寝	胡坐	足跡	痘痕	踵	尻	胸
式	業	息	日	經	コ	ギツチヨウ	イグチ	イドコロネ	アスクミ	アシンド	シブ	アクツ	ケツ	ムナガラ
トボライ	ヨナベ	タホコ	シヨウカツ	ヤイトウ	マ									
天	焚	枝	魚串	魚串	小桶	湯手拭	火吹竹	片手桶	搦風呂桶	女ノ腰巻	子守半纏	筒袖	軍衣	念佛
秤	ク	薪	刺	串	桶	拭	竹	桶	桶	巻	纏	袖	衣	佛
棒	ク	モ	ベン	ヨウ	コ	ユ	ヒ	テ	ス	イ	ア	ツ	ハ	オ
カツン	ベル	マ	ケイ	グシ	シド	エ	ウ	ホ	イ	モ	ワイ	ツツ	ダ	シ
ホ														

弁慶のヒツ道具  
より起れる

ケツホウタン  
ともふ

シタンベラ  
よもふ





御無禮	オリヨウガイ		サナモダニ	サナイサナイ		外側	キ
罵詈スル	コナシタオス		極少量	トカシナイ		板取ラス	シヨロ
荒クシイ	アラホツタイ		放蕩者	ボケ人足			チヨロイ
悪戯	イテスラ		不締リ	ダベ			ラツッカー
眩ユイ	ヒンズライ		悲シイ	オトマシイ			クヨロツカー
少シ	チイツト		怖ロシイ	オトマシイ		間ニ合ハス	マシマシ
火シツツ	イッテホツマ		非常ニ	オトマシク		汚	オヤス
窮屈	セバラツタイ		蘆芥	ゴントク		突	ヒヨツカリ
火シ許リ	チイツトバカ		取擲ゲル	ハダケル		尚一層	ミツト
不相当ニ遷	アテコトモイ		生意氣	マリキツテ		先キ程	サイセン
何卒	ドゾ マイ			シセラクサイ		先刻	サツキ

右は本町のみならず本郡内に於て日常使用し居る言語にして此内には方言と稱する程度に至らざるものも少なからざるべしと雖もゴセツホイ、ラツカイ、ガライカ、ハダツテ、オツカナイ、ズナイ、オシヨウシ、フンダイ、ソウズライカザ、マクタイ、モノナイ、ダバーケル、オトマシイ、等は蓋其最も著しきものなるべし。

二 俗 語

古へ交通及通信機關發達せず且娛樂機關の備はらざる時代に於ては俗語は有力なる娛樂及慰安の方法なりしが如く各種の労働作業に當りて夫々適當なる俗語を歌ふの習慣あり其俗語亦郷土的にして多分に地方色を帯べるが如くなりしも明治の中世以後に於ては教育の普及交通及通信機關の異常なる發達進歩に依り言語俗語風俗等都會の流行は直ちに地方に傳播するの有様にて俗語及流行歌の如き甲より乙に轉じて乙丙に變り替りに流行を逐ふ變轉極まりなく地方固有の俗語の如きは全く其跡を絶つに至れり則ち往昔に在りては其生活頗る原始的にして質素簡單なりしが故に生計作業等に餘裕ありたる關係もある可けれども一切の労働作業悉く俗語を伴ふと云ふも過言にあらずの如し則ち子守歌、手擲歌、田植歌、田草取歌、日挽歌、道中長持歌、馬方歌、牛方歌、地形擲歌、盆踊歌、茶摘歌、茶揉歌等多種多様十指に餘る程なりしも現今に於ては作業中に詠を歌ふものは全く之を見ず歌は殆んど酒宴遊興の際に限らるゝの有様となれり

今左に明治中世以前 當地方に於て行はれたる俗語數種を掲げて當時の民情及生活の状態を偲ぶの料とすべし

田 植 歌

五月三十日ちやー泣く子もほしや

畦へ腰よーかけ乳をくれる

田 草 取 歌

はゑもばゑたか廣さも廣し

三保の松原 清見寺

六月ぶし

御祭御祭と待ち兼ねたれば

これが御祭の白挽きか

茶摘歌

お茶を摘むなら根葉ひらお摘み

下手なお方は尖端ばしる

茶揉歌

お茶の出どこは安西茶町

牛に牽かせて清水まで

煙りよ立たして横濱へ

アソーダソーダヨ

白挽歌

白の挽きよと相手のよさよ

相手かわらちやあすの夜も

白もーしわいが且那もーしわーい

今の若手ばーなをしわいナ

今年しや豊年穂に穂がさいて

山のすゝきに夢がなる

うろのか、アも豊年で

生れた其子が萬作でなアヨ

相良相良と着け出す米は

夫ればー百姓の涙米

涙米では聞へがわるい

あれは百姓の納め米

殿はとうすみ百姓はあぶら

しほりとられるー殿様へ

一夜ー一夜に枕がかわるー

枕定めて寝て見たーい

道中長持歌

箱根ナー八里はハ、マレマレ

馬デモナー越スガ

越ヘテナー越サレヌ

大井川ナーエ

戻りヨーカエナーエ

目レタ目レタノーナーヨー若松サマヨ

枝モ榮ヘルー葉モ茂ゲル

思フ様ナラー朝比奈後家ト

朝日サスマデー寝テミタイ

一夜泊りのー道着に惚れーて

ついちャー行かれず泣き別れ

可哀相だよー白歯で身もーち

聞けば男は旅の人

待テドナー暮セドヨータヨリマナーイカー

タヨリマナー寝タ夜ノシラセカイナヨ

馬方歌

かわい男に馬方させて

繩のはずなで名をのこすよ

ウラン馬ア金馬廿五両三分で駈けるが病ひだ

子守歌 (俗ニねんねこ歌ト云フ)

ねんねんようねんねんよう坊やはよい子だ

ねんねしな、坊やのお守りはどこいつた

あの山越へて里越へて、里アとの土産ニヤ何ニよ

貰つた、デシク太鼓に笙の笛

お月さんは幾つ十三と七つまだ年しや若いに

ねんねえうんでおちよほにおんぶしたおちよほは

何處へいつた油買ひに茶買ひに油屋の前ですべ

ッてころんで油一升こーぼいた其油アどうやつた

犬シなめてしまつた其犬アどこいつたをん

さり山へ飛んでッた

螢取歌

ほーをろ来ーい山太郎こい、川の水アますいで

井戸の水うくれるにちやッとこーいこい

鞠つき歌、御手玉歌 (俗ニおじやみ歌ト云フ)

おん白の白木屋の、お駒さんオオ三さん店へすわるが

番頭さん、お煙草持つて来な、おかむろ衆わたし、お煙草大嫌ひ、天から落ちたお芋屋さん、お芋は一升なんぼだね、三十二文にまけてやる、まアちっとまからんか、ちやからか、お前のことならまけませう、樹お出し、飲お出し、庵丁まな板出し、かけて尻ほを切ろのが、唐の芋、あたまを切るのか、八ッ頭、となりのおはさんちやアとおいで、いものにはこはし茶アあがれ、ヒール、ミ、ヨ、イ、ム、ウ、ナ、マ、ワ、ミ、トウまでかやいて、おんしろのト再び繰返す

● しんご新田、上下町は、寺は大寺和尚、一人、妾女もお千代と云ふして、お千代十八和尚、一人、二十、姉ぢやくど人にはゆうへど、姉ぢやくど、さうめ妾でござる、わしとお千代と末代添へば、袈裟むかけまい、法衣もござまい、二十三日のつとめよし、まい、腹に七月産児がござる、此子産んだら、箱根のやーまに、岩をならして、お茶屋を

かーけて、上り下りの旦那衆をよーんでお寄り、お上りお茶でもあーがれ、お茶も煙草もさらいぢやないが、わしのお千代に呉れたいもーのは、紅にお白粉、梅花のあーぶら、つけて結はせて後ら見ーれば、たほが三寸、島田が四寸、四寸島田にせんたけなが掛けた

● おねんらよ尻まくり、尻まくりの番はどなたの番よ、〇〇さんの番よ、落す耻耻耻、耻耻耻、落さぬようにしつかり持つて渡した

● おしうか、おさわか、おんさか酒屋の酒樽、けがらかいて、おかくくくく、一丁坂どん、さいたかどん、しのぶかどん、どやの、かみさんどんがみさん、むかうふなばら箱根の、一、三、三、四、五、いつもの姉さんが友がなにとお尋ねなーさる、友はかんだんすけたの様よ、すけた土産に何と何よーもーらつた、一にちやうびやく二にたまてーば、こ、三にさ

しぐし日の出のまーくら、ごばんかんとしろくばんかーかみ、しめてひらやのしーすの帯で、これでまずく一貫かせまーした

じんじとせー、ばんばとせ、すけたの山から御札を持つて来た、何と云つて持つて来た、かんと云つて持つて来た、今日は日も善し、今日今晚の恵比壽講によはれて行つたら、鯛の焼物、小判の吸物、時絵のお繕と時絵のお祝、お着は柳で、まず一杯吸ひませうーかね、二杯吸ひませうーかね、三杯吸ひませうーかね、三杯目の御酒にや酔いませ、今夜の嫁入りやおはぐろつけてお紅をさーして、おしろいけばつて前髪分けてお鬢を出してお髪を出して、おかつ勝山ちよいとなで、緞縞の帯を、やの字に結んでおしやれしやれかあーけて

● おうねんじよ、さねんじよ、さねんじよの母は、ゆーべへやで、赤子を産んで、おつらいべんべ着せて、おつち

いかつこーはいて、かつこんく十よー

● ずじだん、すぐろくおてぼん、おくらおくら、おくら、さむろくわたし、ししろかねしわいもん、せんしろく八十で、一貫貸せまーした……二貫貸せまーした

● 一百、疲いたア、二百、疲いたア、三百、疲いたア、四百、疲いたア、五百、疲いたア、六百、疲いたア、七百、疲いたア、八百、疲いたア、九百、疲いたア、十百、疲いたア

● お一つ下しておさらい、お二つ下しておさらい、お手さみお手さみおさらい、おつかみおつかみおさらい、おちりんこおちりんこおさらい、お左お左おちんひたり中寄せつま寄せおさらい、塩つけやちよめやちよめおさらい、おてっふしおてっふしおてっふしおさらい、おんはさんおんはさんおさらい、おさらい、手ばたき手ばたきお手叩いておさらい、大袖、大袖皆さん出かけておさらい、大ひじ大ひじ皆

きんかへつておさらいひるひるしておさらい  
 いちり橋くゞれちり橋くゞれくゞつておさらい  
 大橋くゞれ大橋くゞれくゞつておさらいお二つ  
 やーのぶつらねお二つやーのぶつらねお三つやー  
 のぶつらねお四つやーのぶつらねお五つやーの  
 ぶつらねお七つやーのぶつらねお八つやーの  
 ぶつらね九つやーのぶつらね十つやーのぶつ  
 つらねも一ちまけにぶつらねひよいとこぶつ  
 こいやれこらと。

●一に橋二にかきつばた、三にや下り藤、四は獅子牡  
 丹、五ついやまの千本櫻、六つむらさき色よく染ま  
 る。七つ南天、八つ山吹、九つ小梅がちらく落ちる。  
 十で殿様葵の御紋、十一すゞめがらゆうくと鳴  
 くね、十二鳥ががあくとなくね、十三お猿が木  
 ぼりよするね十四鶏けつことなくね、やんちやん、  
 らよんよれしきりさちやんよれお留守もおぼる

の事なれば、水せつせとくみしやんせ。

子守歌（童謡）

雀は鈴屋の鈴ならし、鳥はかじやのかねたとき、  
 とんびはどろろのおしようさん  
 でんでんむしむしかたつむり角出せ、鎗出せ  
 あたま出せ  
 おてんとうさん日をおかせ、ばんげんかやすで  
 いをおかせ

鶉 勘左衛門、うぬん山焼けるでちつといつて  
 水かけう

伊豆山焼ければ猿んけつをあぶる  
 かーもの鳴籠んなかの鳥はいついつ出やる  
 八日の晩に曉かけてつるつるつぱつた

雁 雁竿になれ、たすきになーれ  
 あとの雁が先になれ先きの雁があとになれ

風俗習慣

當町は上古より東海道の官道に沿ひ明治中世以降には東海道線藤枝驛の所在地となりて交通便利の位置  
 に在り遠くは東京近くは静岡等都會地との交渉往復も頻繁なわが故に自然之等の感化を受け易く質朴の  
 風俗は次第に華美に流るゝの傾向ありと云ふの外特に風俗に付きて記載すべきものなしと雖も他日の参  
 考として其概要を記すべし

年中行事其他の習慣に付ては時世の変遷に伴ひ漸次変化しつゝありと雖も今尚ほ過渡時代たるを免かれ  
 ず。年中行事は往昔所謂旧曆に據れる時代は各地方共統一せられ居りしが明治五年改曆して所謂新曆を  
 用ゆること、なりて以來は旧曆に據る者新曆を用ゆる者相錯綜して不便なからざりしが明治の末某よ  
 り新年の儀式廻禮を始め多く新曆を用ゆるの習慣馴致せられ略々統一を見むに至れり  
 今左に現今行はるゝ風俗の大要、冠婚葬祭に關する慣行及び年中行事の重なる事項を擧げて他日の参  
 考に供すべし

風俗

【衣服及裝身具】平常服としては多く木綿織を用ふれども他所行及冠婚葬祭等には絹布を用ふること多し  
 小兒は男女共筒袖を用ふ明治三十年頃迄は女兒は一般に袂のあるものを用ひ廣帯を締めたれども現今は  
 筒袖、兵古帯を用ふるに至れり男兒は主として紺飛白直田染地織縮を用ひ女兒は間々メレンスをを用ふ又幼  
 兒は普通着衣の上にエプロン（白地の）を着く。

近頃女兒は幼兒小學校兒童共に猿股を使用し夏期は短袴の改良服を用ふるに至れり

小學校兒童は儀式的の際は男女共に袴を着く男子は縦縞女子は蝦茶又は紫の無地なるを用ふ

中等學校生徒にありては男女共に所屬學校制定の服を用ふ則ち男子は小倉地の洋服女子は短袴の洋装にて猿股及靴下の長さものを着用し男女共に自轉車にて通學する者多し

農村部の仕事着としては男は筒袖の襦袢股引女は手甲脚絆を用ふ而して之等は多く紺布を使用す

商店のものにありては角帯に前垂をなすもの多く職工職人にありては腰掛の上に印袷天を用ゆ又冬期にありてはジヤケツと稱し毛糸にて編みたる襯衣を用ふるもの多し

官公吏學校教員銀行會社員等は洋服を用ゆる者多く其和服を用ゆる者は大抵セルのアンドン袴を使用す禮服としては男子は間・フロックコートを用ゆるも多くは紋付羽織袴を着用し女子は白襟紋付又は白地紋羽二重縮緬羽織等とす

冬外套は何れの家庭にも備へなごころなき程一般に使用せらるゝに至りたるも夏外套は之を着用する者極めて少し女子は吾妻コートを着用ゆるも一般的には肩掛を用ゆるもの多く特に若き女子は其丈け長さものを着用す

帽子は冬は羅紗の中折帽、夏は麥帽最も多く用いらるゝも青年及職工等は烏打帽を使用するもの多し、女子は全く帽子を用ひず小兒は男女共に帽を戴く

女子は従來襦袢腰卷の外坊寒の衣服を纏はざりしも近年毛絲襪衣及裾腰卷と稱する編物の坊寒衣を用ふるに至れり

るに至れり

足袋の材料は古へは木綿のみなりしか近頃は木綿、楊子、キヤラコ、コールテン、絹天等を用ひ常用には男は黒女は白を用ふるも近頃女子は青紫、蝦茶等の色物を用ふるものあり

履物は農家及労働者は男子は草鞋女子は草履を用ひたるも近年ごむ底足袋を用ゆる者多く草鞋は殆んど之を使用する者なきに至れり

外出用としては下駄雪駄、フェルト草履等を用ふるもの多し靴は従來草靴のみなりしが最近ゴム靴流行し夏期はツック製の靴を用ゆる者少ならず

頭髮古へは男子十五歳に達すれば元服の式を行ひて頭髮を結ぶ(ちよんまげ)ト云この習ひなりしが明治四五頃より洋風に倣ひて頭髮を刈り込み散髪となすに至れり而して其長さは三分刈となす者五分刈となす者角刈りとなす者又は前頭部を長くして左右に分る者等一樣ならざるも大正以後青年の多數は其頭髮を長くすることツの流行となれり

女子の髮形は古へは娘時代は桃割島田、銀杏返若妻時代より中年迄は丸髷、老人となりてはおはこに一定され居りしが現今は桃割島田、銀杏返しの外にお下げ(主として女學生)オールバック、耳かくし、行衛不明等に結ひ入妻も丸髷の外髪等に結ひ居る者少ならず

和風の髪飾として根がけ、笄、簪、丈長等を主とし洋風の髪飾としてはピン、ヘマー、ピン、リボン等とす

時計は従來懐中時計のみにて女子は之を使用する者極めて少なりしが近年腕時計の流行懐中時計を壓倒

するに至り婦人も亦之を用ゆる者少なからざるに至れり。

【食物及飲料】生活の程度向この結果として食物も亦次第に贅澤となれるが如し主食物は米及麥にして麥は極めて少量に混する向多し。副食物は野菜を主とし之に次ぐを魚肉とす而して冬期は牛肉豚肉鳥肉等を用ゆる向あり

調味料としては醤油砂糖味噌塩酢饅頭等を用ふ明治三十年頃迄は醤油は多く自宅にて製造したるものを用ひ砂糖は容易に使用することなかりしが近年は殆んど自家用醤油の製造をなす者なく醤油及砂糖の使用著しく増加せるが如し

酒は明治四十年頃迄は日本酒に限られ居りしが近年夏期はビールを飲用するもの少ならず左れど平素自家用の夕飯酒としては殆んど日本酒に限られ居るが如し

夏期の清涼飲料としてはサイダー、ラムネ、氷等とす

果物は梨柿密柑の外近年はバナ、林檎、葡萄、西瓜等の移入多く菓子は煎餅饅頭干菓子蒸菓子の外パン類ドロップキヤラメルビスケットカルケット等の西洋物愛用せられつゝあり

【家屋の構造】村落部は平家木造にして屋根は藁葺茅葺瓦葺とす而して近年藁葺茅葺は次第に減少して瓦葺に改められ新築の家屋は殆んど瓦葺となれり

市街地には平家木造瓦葺最も多く二階建の家も少ならず而して屋根は往々にしてトタン葺のものありこは大正十二年に於ける関東大震災以來の流行にして廉價にして且つ頗る簡單なるが故に特に一時的の

假建築に用ひらる

又近頃コンクリートの建物ありと雖も専ら中央都會地に行はるゝ建物にして地方市街には極めて少なく當町に於ては僅に二三を數ふるのみ

道路溝渠の側壁、家屋の土臺下、軒下等は從來總て石垣を積みたるものなるが近年殆んどコンクリートを使用するに至り、腰羽目腰壁湯殿便所等も亦コンクリート又は洗出コンクリートを用ふるに至れり

#### 冠婚葬祭

##### 婚姻

【見合い】結婚せむとする者双方未知の者なるときは豫めの日を定めて婿をわべき男を伴ひて娘の家に至り娘は茶を汲みて出で其間に於て男女互に容貌舉作等を見合ふを普通とするも此他裁縫所に至りて見合ひを爲すものありと雖も要するに孰れも瞬間的の見合ひたるを免れず

【結納】見合ひ済めは仲介人は先ず婿方の意向を問ひ結婚の希望ある時は然るべき人を以て娘の家に申込を爲し双方異存なく縁談纏りたる時は茲に改めて双方媒酌人を定め亥の日、酉の日等の吉日を選びて結納の式を行ふ。結納金は貧富の程度に依り素より一定せざるも普通五十圓以上三百圓以内なるが如く百圓内外のもの最も多し

【結婚式】結納済めは媒酌人は更に双方の意向を問ひ結婚式日の取極めをなす斯くて愈々式を擧ぐべき日黄道吉日には貴方の當事者は媒酌人の差圖に従ひて吳方の家に至る吳方の家にては先ず親子の盃をなし

續いて呉方の親戚と貰方當事者との間に結縁の盃をなし終りて酒宴に移り夫れより本膳の饗應を受けて歸途に就く而して之に引續き呉方當事者は媒酌人に伴はれて近親者及供の者と共に奥入をなす、途中媒酌人の家に立寄りて簡單なる饗應を受け衣裳替へを爲して貰方の家に至る貰方にては既に万事の準備を整へあり一旦着席したる後別室に於て媒酌人立會にて夫婦の盃(三三九度の盃と云ひ祝言の盃とも云)夫より親子の盃兄弟の盃等をなして宴席に復し深更に至る迄酒宴を張り夫れより本膳の饗應あり新婦茶吸みて別れを告げ歸途に就く

古來結婚式は多く深更に及びて行はれ従つて酒宴は夜を徹するを常とし本膳の饗應は往々日の出に戸を締めて行はれしが近頃漸次改善せられて夜半十二時を限りに終了する向多し

又結婚式は以上の方法に依る外「神前結婚」又は双方協議の上料理屋等にて行ふものなきにあらざるもそは特殊の事情によるものにして稀有の事に属す

【披露式】貰はれ來りたる者は結婚式の翌日近隣知己を廻りて披露を爲す披露の服装は男子なれば果紋付羽織袴、女子なれば江戸褌にて綿帽子を戴き髪は文金高島田に結ぶを普通とす

備考、昔は女子人妻となる時は眉を剃り落し、齒を鐵漿にて染むる習慣なりしも此習慣は明治の中

世頃より漸次廢むるに至れり

【里歸】奥入後三日目頃ミツ目と稱し貰方両親の内一人新婦を伴ひて其里方に至り親同志の初對面を爲す此時里方の近隣に赤飯を配るを例とす

#### 出産及祝事

【岩田帶】婦人懐妊すれば五ヶ月にして着帯す之を岩田帶と云ふ之れ胎兒の肥大とならぬことを妨げん爲めなりと云ふ而して此帶は貰方の媒酌人より祝儀として贈るを例とす

【出産前祝】臨月に至れば媒酌人及親戚の重なる人々打合せて成の日を撰びて餅を贈る其の成の日を撰ぶは犬は安産なりとて之にあやからむ爲めなりと云ふ而して此日は豫め打合せある事とて祝ひを受けたる家にては饗宴を張りて前祝ひをなすの例にて此事近年特に仰々しくなれるが如し

備考、昔は出産前祝は小人數にて簡單に行ひ出産後七日目の御七夜祝を盛大に行ひたるが近年は出産前祝を盛大にしてお七夜祝は赤飯を配るのみとなれり

【お七夜祝】胎兒出産して七日に至ればお七夜祝と稱し實家媒酌人其他出生前祝の祝儀を送りたる親戚へ赤飯を配るを例とす

【宮参り】生兒男子は三十三日目女子は三十日目にて産婦は生兒を伴ひて産土神に詣りて之を宮参りと云ふ

【着揃へ】生兒百日に達すれば着揃へとて膳部を整へて口付けの真似方を爲としむ

【初節句】出生兒初めて雛祭りの節句を迎ふる時は初節句と稱し實家媒酌人親戚近隣等より雛天神を贈らる而して之等の家に對しては菱餅や餅等を配りて答禮となす

【端午の節句】出生兒初めて端午の節句を迎ふる時は菖蒲里衣しょうぼうはらこと稱し實家媒酌人重なる新戚等より軍衣物いくものを贈らる而して之等の家に對しては柏餅を配りて答禮となすを普通とす

【誕生祝】生後一ヶ月にして誕生祝をなし實家媒酌人室もなる親戚等へ赤飯を配るを例とす  
 【三歳九歳の祝】男女等三歳及九歳の両度祝ひをなす古へ髪置祝等の遺風ならむか今は恙なく生長するを祝ふの意にて行ひ居るなり古へは旧曆十一月へ俗に霜月と云ふ十五日を以て行ひたるが現今は月送りにて十二月十五日を以て行ふこととなり皆は新調の曠衣を着け産土神に参詣し親戚近隣の者を招きて饗應する慣例なりしも近年此類を省き赤飯に祝儀の物品を添へて配るが多し男女共此年に達すれば親戚近隣の者は其月二十日頃迄に祝儀の衣服反物等を贈ること古來の習慣なり

備考 昔は男子十五才に達すれば元服の式を行ひたる由なるも明治の時代に入りてより間もなくその事廢絶したり

【還曆、喜壽、米壽】男女共六十一歳を本卦還り又は還曆と云ふ干支の一巡したるを云ふなり、七十七歳は喜壽と稱し八十八歳は米壽と云ひて之を祝するも一般に行はるゝにはあらず

【銀婚式及金婚式】結婚後滿二十五年にして行ふを銀婚式と云ひ滿五十年にして行ふを金婚式と云ふ、こは泰西より輸入されたる儀式にして都會に於ては間々行はるゝも地方に於ては殆んど行はるゝことなし

#### 葬儀及佛事

入死すれば近親者は水を以て其口を濕す之即ち死水なり死者には屏風を倒さまに立て頭を北にして枕としめ枕頭に香を焚き枕圍子を供へ夜伽を行ふ、葬儀の日時は近隣組内の菅當主と相談の上之を定む通例は死亡の翌日を以て行ふも宙の日友引等に當る時は更に其翌日に繰延ぶる事あり、使者の役割は立葬の

の者にて夫れく之を計を親戚寺院に報ず之を「あかし」と云ふ二人づゝを一組とす、寺よりは僧を派して讀經せしむ之を枕經と云ふ、斯くて近親者死者に湯灌を行ひて之を棺に納む、一定の刻至れば一僧來りて死者の頭髮を剃む之を「おかうづり」と稱し佛弟子となるの意なりと云ふ

既にして豫定の時刻に至り親戚僧侶等揃へば棺前に於て讀經を爲し水を手向けて出棺す棺を擔ぐ者を「六尺」と云ひ近親の若者を以て之に充つるを例とす、葬列の順序は六道幡、生花、造花、燭台、遺物、香爐、靈柩、伏、位碑、棺、天蓋にして婦女は白衣の禮服を着し白布を纏ひ棺に結びつけたる禪の綱に廻りて之に従ひ友人知己等其後に續きて送る

引導焼香の式は村部落にては多く自宅の前庭にて之を行ひ市街地にては寺に至りて行ふ

儀式終れば火葬にするものは火葬場に送り土葬にするものは墓地に送りて埋む

葬儀に付ては僧侶の送迎會葬者の待遇接待等多く組内の者にて協議の上之を取扱ふ事古來の慣例なり稱して「土人」と云ふ

葬送を了りたる時は其夜「初夜」を行ひ翌日直ちに「七日」の佛事を繰上げ執り行ふを例とす

以上は佛式の例なるが神葬、基督教葬の例は之を省略す

近年葬儀の際酒を用ゆること多く且つ虚禮に涉りて經費多額を要するの弊ありとて民力涵養の精神に基き大正十年郡下町村長會の申合せに依り當町に於ても民力涵養實行細目に於て葬儀に關し左の如き申合せを爲し之が實行に努めつゝあり



申合規約

- 「葬儀の式は嚴肅郵重を旨とし質素に之を行ひ冗費を省くこと
- 「葬式の手傳は十戸組限りとし但し必要に應じ隣組より補助するものとす
- 「出棺時間は必らず正確に通知し且之を厲行すること
- 「拵ひの膳部を供すること全廢すること但親戚遠方よりの會葬者及近所の手傳人に對し簡單なる食事を供するは此限りにあらず
- 「葬儀當日は酒を用ひざること
- 「香奠返しを全廢すること
- 「七日年忌等の饗應は成るべく簡單にすること
- 「忌日及年忌」佛式にありては忌日は七日三十五日四十九日百ヶ日初盆等にして年忌は一週忌<sup>三</sup>十三年忌<sup>三</sup>二十五年忌<sup>三</sup>三十三年忌<sup>三</sup>五十年忌等とし神式にては十日祭五十日祭百日祭一年祭三年祭等之亦五十年祭迄行はると云ふ

而して右は何れも親戚知己を招き供養又は祭祀を行ふものなるが年忌は必ずしも各別に之を行はず多人數の靈を纏め多少之を繰上げて同時に行ふこと多しとす

【信神詣】國家に大事ある場合若くは近所組内に大病人等ある時は其組内の者打連れて郡内諸所の神社に參詣し祈願を爲す例あり平癒の際は願果しとて御禮參りをなすなり

【代參講】伊勢講、津島講、秋葉講、成田講等と稱し古來各村(各大字)に神佛の參詣を目的とする團體の設けあり銘々掛金(村落部に於ては一軍に米一升づつを出す例多し)を爲し其集金を以て旅費に充て抽籤して順次二三名づつ代參せしむる習慣あり近頃は此方法に依りて桃山御陵明治神宮等へ參拜する向も少なからず

【無盡講】單に無盡とも云ひ講とも云ふ古へ金融機關の備はらざりし時代に於ける財政救済方法又は資金調達方法たりしものにて親戚知人等講員となり一定の方法に依り掛金及掛返しを爲すものにて頗る便利の金融方法とせられ一時非常に流行したる時代ありしが近年著しく其數を減少したり

◎ 時の稱呼比較表

現時の時の稱呼は午前午後共一時より十二時迄なるか明治以前( )に於ては晝夜共四、五、六、七、八、九と云ひ又は子の刻、丑の刻、寅の刻、卯の刻、辰の刻、巳の刻、午の刻、未の刻、申の刻、酉の刻、戌の刻、亥の刻と云ひたるなり斯かる時刻は現代の生活に於て之を知るの必要なしと雖も參考の爲め左に其比較表を示さむ

現今の時	十二支名	旧時の時	現今の時	十二支名	旧時の時	現今の時	十二支名	旧時の時
午前零時	子の刻	曉九ツ時	全八時	辰の刻	朝五ツ時	全四時	由の刻	夕七ツ時
全二時	丑の刻	曉八ツ時	全十時	巳の刻	晝四ツ時	全六時	酉の刻	暮六ツ時
全四時	寅の刻	曉七ツ時	午後二時	午の刻	晝九ツ時	全八時	戌の刻	夜五ツ時
全六時	卯の刻	朝六ツ時	全二時	未の刻	晝八ツ時	全十時	亥の刻	夜四ツ時

## 年中行事

一月【元旦】毎戸國旗を掲げ注連飾しほぞりを爲し（門松を立つるは學校役場銀行會社郵便局醫院及停車場最寄の里もなる商店にて其數少なし）若水を汲みて顔を洗ひ東天に向ひて日の出を拜し神前に御酒を獻じ飾り餅をなしたる後家内一同雑煮餅を喫し當主は氏神に參詣し夫れより新年祝賀式に參列し引續き年賀の廻禮を爲すを例とす

學校に於ては職員兒童町内名譽職員一般町民會同して西陛下の御直影を拜し祝賀式を行ひたる後一般町民祝酒を汲みて散會す

一日より三日迄は國旗を掲げて祝意を表し多く業を休みて廻禮をなす

【二日】學校に通ひ居る兒童は書初かきぞろを爲し農家に於ては耕初かちぞろを行ひ商家は賣初を爲し初荷を送る

【四日】初山はつやまと稱し薪取りに行くの慣例ありしむ近年此慣例は漸次廢れたるが如し

【七日】前夜春の七種ななこゝろ（菘蘿蔔芹薺御行、榮纏、佛之座）を切盤の上に載せ杓子にて散きながら聲高らかに「唐土の鳥が日本の國へ渡らぬ先きに七種菜薺ななこゝろですとんとん」と唱へ七日の朝その七種ななこゝろを入れたる粥を食す

【十一日】初寄合はつよあひと稱し各村（大字）寺院等に集り種々の取極事とりきまを協議する慣例ありしが近年之を廢したる向多し

【十五日】此朝小豆粥あずまがゆを煮、芒の莖にて作りたる簀にて食ふを例とす

二月【節分】寒明けの日立春の前日竿の先端はぶに目籠及柵の小枝を着け之を門先きに立つ又香樹かきの葉に葱根及鰯の頭を包み之を柳着に割り挿み頭髪を巻き付け火にて炙り居宅雪隠等の入口に挿み稱して「ヤイカガシ」と云ふ

又同夜は豆を煎りて枳に入れ「鬼は外福は内」と呼びて之を座敷内に撒き小兒等喜んで之を拾ふを例とす節分の豆撒きと云ふもの之なり

【十一日 紀元節】皇祖神武天皇の大和國橿原に始めて御即位の大禮を擧げさせ給ひし佳日にして家々國旗を掲げて祝意を表し學校に於ては拜賀式を行ふ

三月【十四日 陸軍記念日】此日は明治三十八年日露戦争に於て我が陸軍が奉天の大會戰に捷ちたる記念日にして家々國旗を掲げて祝意を表す

【二十一日 春季皇靈祭】にて家々國旗を立て官公署學校等は孰れも休業す

此日お中日とし前後通じて七日間を「春の彼岸」と云ふ入りの日には褶り焼餅を製し中日には牡丹餅を製し明けの日には團子を製し佛壇に供ふるを例とし多く業務を休みて墓參を爲し祖先の靈を弔ひ又佛事供養を營む又老婆連は連れ立ちて念佛を唱へ各所の寺參りを爲し若くは石の鳥居の七なな所參り等なす

四月【三日 神武天皇祭】にして家々國旗を掲げ休業す當町にては近年此日を桃の節句と定め各戸雜祭を行ふ

則ち四月二日白（注）赤（注）青（注）黄（注）等各色の餅を搗き雛人形を飾り花瓶に櫻花桃花を挿み白酒及各

色の丸餅、菱餅、膳部等を進じ、四日に至りて飾りを撤去す。二日を宵節句と云ひ、四日を裏節句と云ふ。

【春季清潔法】此の月下旬施行の日を定めて各戸之を行ふ。

【二十九日 天長節】今上陛下御誕生の祝日に付、毎戸國旗を掲げて祝意を表し、奉り學校に於て拜賀式を行ふ。五月、旧暦四月八日釋尊の誕生日なりとて、團子を製し、佛前に供ふ。此日前島宗乘寺に於ては花祭りを行ふ。参詣者多し。

【二十七日 海軍記念日】此日は明治三十八年日露戦争に於て、我海軍が日本海露國のバルチック艦隊を撃滅せる記念日なるを以て、家々國旗を掲げて祝意を表す。

六月【五日 端午の節句】菖蒲及び蓬を檐端に挿み、神棚には神酒及赤飯を献じ、佛壇には赤飯及粕餅を進す。菖蒲を鉋子に挿し、浸したる酒を菖蒲酒と云ひ、檐端に挿せし菖蒲を風呂の中に入れて浴するを菖蒲湯と云ふ。又端午の節句は男の節句と云ひて、男兒(嬰兒)ある家にては鯉幟を立て、其立身出世を祝ふ者少からず。

七月【十四日 天王祭】(祇園祭とも云)にて提灯祭りを爲し、子供等太鼓を敲き、神輿を擔ぎて練り歩くもあり。家々にては赤飯を焚きて神佛に供す。

【十五日 御祭】と稱し、各大字敷組に分れ、神前に神酒を供へ、人々手料理の飲食を爲し、終つて神前に供へたる神酒を頂きて散會す。又此日の席上にて翌年二月伊勢大神宮へ参拜に赴くべき代参人の抽籤を行ふ向多し。

八月【一日 釜の口明け】と稱し、團子を製して佛前に供す。此月は金月と稱し、前夜(七月三十日の夜)より八月三十日の夜に至る迄、毎夜門前に松明を焚く稱して、門松明と云ふ。佛法に精靈祭りは月の央にして、其前後を以て靈魂の暎土より往復する日數と定む故に、其道途の暗さを照さむが爲めに、斯くは點火するものなりと云ふ。

【七日 七夕祭】にて、固來牽牛織女を祭る。六日より家々にて門先に短冊竹(新らしき笹竹に五色の紙にて作り、詩歌を記したる短冊を結び付けたるもの)を立て、七日の朝赤飯を焚きて之に供ふ。短冊竹は八日の夕刻に至りて撤去し、川に納むるなり。

【盂蘭盆會】俗に盆と云ふ。十四、十五の両日を中心とし、十三日の宵より十六日の朝に亘りて行ふ。一、同業を休み、祖先の靈魂を祭るの行事なり。

十三日は宵盆と稱し、佛前に金柵をしつらへ新らしき草座を敷き、向つて左方に瓜にて馬を、茄子にて牛を作りにて之を置き、靈前に穢里芋、もちこし、梨柿等を供へ、夕刻に至れば、麻木の着を添へて、落付團子を供ふ。着は十六日朝迄麻木の着を用ひ、食事の都度新らしき着を用ゆるなり。

十四日は拂曉門前に迎へ、松明を焚き、朝は白粥に七色汁(汁の實七種を入る)晝は餅、晩には飯及菜を供す。此日はおたつしよ参りと稱して、墓参りに行くを例とす。

十五日は佛様が市買に行く、と稱して、早朝佛前へ金錢を供へ、朝は勝盛飯に菜、晝は團子及素麵、晩は飯及菜を供す。此日は冊經と稱して、僧侶讀經に廻るの例なり。

十六日朝飯及拔菜汁其他一二種の菜を添へて供し朝飯済めは水向けを爲して禮拜し直ちに祭壇を取り緩ち祭りに使用せし模造の牛馬其他を附近の小川に納め香花を立て餓鬼佛に供へたる御飯菜團子素麴等を供へ一同禮拜して歸宅す之を精霊送りと云ふ。

又新佛ある家にては初盆はつぼんと稱して特に祭祀を鄭重にし十四日又は十五日の晚親戚近隣の人々を招きて供養を行ひ「百八松明」と稱して門前に百八本の松明を焚く習慣なりしが近年大方松明に代ゆるに蠟燭を以てするに至れり。

【十六日戦病死者追弔會】戦病死者追弔會は富町特有の行事にして西南日清日露各戦役に於て戦死又は病歿せられたる人々の英魂を祭るの供養にて町長之が主催者となり戦死者の遺族を招き町名譽職員在郷軍人分會役員其他の団体長等之に参列し毎年八月十六日を以て宗乘寺正泉寺富洞院を順次祭場と定め町内の僧侶悉く参加して修行すること明治四十年以來の恒例なり。

九月【お月見】仲秋明月舊曆八月十五日新米を粉に挽きて餅を製し新葉三把を立て其上に餅を載せ月前に供す稱してお月見の餅と云ふ。

【秋季皇靈祭】此月二十三日は秋季皇靈祭日にて家々國旗を立て官公署學校等を始め孰れも休業す此日を中日とし前後通じて七日間を秋の彼岸いっぴんと云ふ其行事は春の彼岸と異なることなし。

十月【栗燻】十三日は栗うでと稱し栗芋枝豆等を燻で月前及神佛等に供へ家族亦團樂して之を食ふ。

【郷社例祭及招魂祭】十六日は郷社岩田神社及招魂社の例祭日にして全町休業して参拜す郷社祭典は三

年に一回づつ特別大祭にて停車場迄神輿の渡御あり

此月は十五日を中心として各大字に村社の祭典あり煙の打揚げ其他の余興ありて農村の最も賑やかなる月なり

十月【明治節】三日は明治節にして各戸國旗を掲げ學校官公署等業を休みて祝意を表す

又旧曆十一月一日には神様出雲大社へ御旅立の日と稱し御酒赤飯等を献するなり

又旧曆十月の夾の日には牡丹餅を製し柀に入れて唐臼に供ふ稱して「亥の子」と云ふ。

【恵比壽講】二十日は恵比壽講と稱し恵比壽神を祭れる神棚に大根を供へ又蜜柑赤飯御酒膳部等を供し夕食後家内一同にて籤引を爲して供へ物を分配し打興するなり

又恵比壽神は諸神出雲へ旅立の留守居役として居残れる福の神と稱せられ幸福を與ふる福神なりとて商家は姪子神の像を掲げて饗筵を張り蜜柑等を用意して子供に施與するものありて市中何となく賑ふを例とす

十二月 旧曆十一月一日は神様出雲より御歸館の日と稱へ御旅立の時の如く御酒赤飯を神前に献するなり。

【十五日祝】小兒の三歳九歳となる者ある時は親戚近隣より祝と稱し衣服反物等を贈りて祝意を表し祝儀を受けたる家にては之等の人々を招きて饗宴をなすこと古來の例なりしが近年は饗宴の代りに赤飯へ祝儀の品持を添へて配ること一般の習慣となれり

【二十三日太子講】牡丹餅を製して佛前に供す又居宅入口の戸に榴木すりぎに餅を着けて「大」の字を書き事古

來の習慣なり

【秋季清潔法】此月十日頃より二十五日頃迄の間に於て夫れ々々日を定めて大掃除を行ふ古へは煤掃と稱したるものなり

【餅搗】十二月二十八日頃より迎年の準備として各戸餅搗をなす

第十一目

水害

變災及救濟

慶長九年ノ洪水 此年大井川乱流シテ上下青島瀬戸新屋官道南、坂嶽請新田前島等ノ邊ヲ押流シ一帶ハ川成地ト化セリ 現存セル正泉寺淵ハ此水害ノ際生ゼシモノナリト云フ

寛永年間ノ洪水 慶長以後ニ於テモ水害ハ年々歳々枚擧ニ違アラズ里民之ガ災害ヲ恐レ如何ニカシテ其害ヲ免カレムトシ遂ニ地勢上ヨリ考究シテ防水ノ爲メ現下青島字瀬戸魚緣寺下一廢寺ノ官道ヨリ八幡山ノ麓及八幡山南麓ヨリ本官山迄凡ソ四五百間ノ堤防ヲ造築セムトセリ之レ田沼城主水野監物忠善候ノ時也然ルニ不幸ニモ此昔請中十四十五ノ兩年ニ亘リテ島原ノ乱起リ工事ハ今一簣ヲ殘シテ中止スルノ止ムナキニ至レリ然ルニ翌十六年大井川ノ大汎濫アリ水路又當地方ニ向ヘルヲ以テ人々多ク出デ、不完全ナル前堤ニ據リテ防禦シ堤防ノ保護ニ從事セリ然ルニ怒レル濁流ノ漲リハ勢ヒ強クシテ人カノ如何トモスルコト能ハザルニ至リ遂ニ力盡キテ溺死セル者多クアリキト云フ

退水後溺死者及ビ其他ノ漂流死屍ヲ集メテ此地ニ葬リ供養セリト云フ

フ無縁寺是ナリ

【文政十一年ノ洪水】 此年六月晦日ノ晝頃ヨリ大暴風雨ニテ大井川満水トナリ夜ノ九時頃ニ至リテハ濁水ノ力強ク遂ニ島田宿横井御圍堤ヨリ以東道悦島御請新田等ノ御圍堤並ニ内堤共悉ク決潰シ入水甚ダシク水下ニ當ル各村一帶ノ地ハ激流ノ押流ストコロトナリ哀レ田畑ハ悉ク

川成地ト化シ家屋ノ流失人畜ノ溺死等少ナカラザリキト云フ今ニ傳ヘ  
 テ子年ノ大水トイフモノ之レナリ  
 〔明治四十三年八月九日未嘗有ノ大洪水アリ山岳  
 ノ崩壊堤塘ノ決潰耕地ノ埋没人家ノ流失人畜ノ死傷等夥シク其慘害實  
 ニ甚ダシカリキ今其狀況ノ一般ヲ記サム  
 此年八月六七日頃ヨリ雷鳴驟雨アリシガ八日夜半頃ヨリ雨勢著シク増  
 ナク九日午前九時頃ニハ北東乃至南東風サヘ加ハリテ瞬時モ歌ムトキ  
 防ニ努メタルモ水源諸山ノ崩壊甚ダシク濁流急劇ニ押シ寄セ來リシヲ  
 以テ午前九時二十分頃瀨戸川ニ架セル勝草橋先ヅ落橋シ同時ニ志太堤  
 防(字長敷)八十四間稻川堤防一字喜右衛門島)四十二間ノ決潰アリ溜々  
 シル瀨戸川ノ濁流ハ全ク此ニケテ所ニ落ク込ミ志太稻川ノ二大字ハ忽チ  
 断絶シタリノ内ニ包圍セラレ水勢遠ク青木南新屋ニ及ビタレバ交通全  
 ク一行ハ巴ム十ク途ヲ中ヨリ返ヘシ背面ヨリ志太稻川トノ連絡ヲ付ケムト  
 トテ内瀨戸山ヲ傳ヒテ稻葉村瀨戸ニ出デ志太稻川トノ連絡ヲ付ケムト  
 シタルモ水勢猛烈ニシテ目的ヲ達スルコト能ハザリキ  
 而シテ瀨戸川堤防ノ決潰ト同時ニ折山川東光寺谷川内瀨戸谷川等ノ出  
 水モ亦甚ダシク孰レモ雨量ノ大ナルト水源山岳ノ崩壊甚ダシキ爲メ急  
 劇ニ増水シテ濁流氾濫シ殊ニ東海道鐵道線路以北ハ一大河ノ流ノ狀態ト  
 ナリ東海道往還ノ如キ水深四五尺ヨリ七八尺ニ及ビ床上浸水數尺ニ達

シタレバ家財ノ流失夥シク間々家屋ノ流失ヲ見タル程ニテ人々大井川  
 ノ決潰セルニアラズヤト疑ヒタル程ナリキ斯ノ如キ狀況ナルヲ以テ役  
 場學校宗乘寺其他十三ヶ所ニ避難民ノ收容所ヲ設ケ焚出米ヲ爲シ以テ  
 志太稻川以西ニ於ケル罹災民ノ救助ヲ爲シタリ而シテ志太稻川ニ對シ  
 テハ如何ニモシテ連絡ヲ付ケムトシ焦心苦慮シタルモ九日中ニハ遂ニ  
 其目的ヲ達スル能ハズシテ夜ヲ明カシ翌十日石川峯次郎鈴木晋氏等鐵  
 道線路ヲ傳ヒテ島田所ニ至リ川舟ニ乗リ鼻ヨリ瀨戸新屋ニ入り再ビ東  
 還ヲ下リテ午後四時南新屋ニ着直千二人命ノ救助ニ從事シ避難ノ時機  
 ヲ失ヒテ流失ノ厄ニ瀕セル屋上ノ罹災民ヲ救助シ及ビ稻川觀音堂外敷  
 ケ所ニ一時避難集團シ居ル六十餘名ノ罹災民ヲ救助シ及ビ稻川觀音堂外敷  
 午後六時此雨漸ク歇ミタリ  
 初メ瀨戸川ノ志太ニ切レ込ミタル位置ハ決潰口ノ上流部ハ東海道往還  
 ヲ北ニ距ル約二百間ニシテ西南ニ向ツテ奔流シ瀨戸谷川西街道ヲ横ギ  
 リ塩出谷川ヲ埋没シ内瀨戸谷川ヲ横ギリテ流シ、ノ水勢ナリシヲ以テ  
 人々避難ノ準備ニ取掛リシト雖モ家屋ヲ流失シ人命ヲ奪ハルガ如キ  
 状態ニ立至ラムトモ思ハザリシガ決潰口次第ニ擴大シテ堤上ノ巨木倒  
 ル、ニ及ビ水勢變化シテ南流シ俄然人家ヲ襲フニ至リ忽チニ距離僅力ニ一  
 道往還ノ水深數尺ニ及ビ一ツハ岐レテ瀨戸川堤防ヲ西ニ距ル僅力ニ一  
 町内外ノ地点ニ於テ溜々タル濁流東海道ヲ横断スルニ至リテ堤防ニ接近セル附  
 巨川ヲ現出シ人家次第ニ流失スルノ有様ナルヲ以テ堤防ニ接近セル附

此慘狀天聽ニ達スルヤ畏クモ  
 天皇陛下ニハ侍從ヲシテ親シク被害地ヲ御視察セシメラレ御救恤金ノ  
 御下賜アリ本村拜受額ハ六百三十五圓ニシテ死亡及行方不明者遺族  
 二十三人員傷者五人家屋流失全潰半潰床土浸水ニシテ家財全部ヲ失ヒ  
 タル者二百六戸ハ夫レ配分傳達シタルニ孰レモ聖恩ノ優渥ナルニ  
 感泣セリ  
 又郡下ヲ始メ全國慈善家ヨリ受ケタル義捐金ハ總額壹萬二百五十圓十  
 一錢五厘ニシテ内金五千三百六十六圓五錢ハ各罹災者ニ配分シ殘額四  
 千八百八十四圓六錢五厘ハ本村罹災救助基金トシテ之ヲ蓄積シ以テ他  
 日ノ災害ニ備フルコトセリ  
 明治四十四年六月二十九日及七月初七日  
 二回稀有ノ出水アリ瀨戸川ハ満水ニ至ラガリシモ栃山川東光寺谷川内  
 瀨戸谷川等ハ出水甚ダシク前年ノ水害ニ依リ新夕ニ築キタル堤防復旧  
 工事ハ大抵破壊セラレタルヲ以テ多額ノ土木費ヲ要シ非常ノ苦痛ヲ感

備考 家屋被害戸數ハ總テ居宅棟數ノミヲ掲グ

大種別	人		畜		家		屋		土地					
	溺死	負傷	溺死	負傷	流失	全潰	半潰	重浸水	輕浸水	四荒地				
志太稻川	二	一	一	一	六	一	五	二	二	八	三	六	三	三
其他	二	一	一	一	六	一	五	二	二	八	三	六	三	三
計	二	二	二	二	一	二	一	七	四	一	一	一	一	一

近ノ住民ハ身ヲ以テ僅ニ堤防附近ノ高地ニ逃レシモ逃ゲ後レタルハ  
 ハ全ク避難ノ途ヲ失ヒテ或ハ天井ニ上リ或ハ屋根ヲ破リテ屋上ニ出デ  
 孰レモ互ニ家族ノ身ヲ打ツシテ生キタル心モナク餓餓ヲ忍ビテ  
 豪雨ノ内ニ一夜ヲ明カシタリ  
 翌十日モタ刻ニ至ル迄間断ナク降り續キ水量毫モ減少セズ志太稻川ノ  
 住民ハ依然トシテ危殆状態ニ在リ  
 是ヨリ先小川志太郡長杉崎藤枝警察署長廣瀬藤枝所長ノ諸氏ハ對岸藤  
 枝町ノ堤上ヨリ本村志太稻川ノ慘狀ヲ見如何ニカシテ救濟ノ途ヲ講セ  
 ムト百方苦慮ノ結果藤枝町消防夫ヲ督勵シテ救助ニ從事セシメ稻川  
 音堂ヲ始メ各所ニ散在シテ救ヒ求メ居ル罹災民ヲ救ニ從事セシメ稲川  
 志太堤防決潰口ノ下流ヨリ瀨戸川ヘ斜メ一條ノ鉄線ヲ張リ最ニ勝草  
 橋ノ瀨リナル堤防高地ニ避難シタル百餘名ノ罹災民ト共ニ此鉄線ヲ  
 傳ヒテ順次藤枝町ニ避難セシメ同所劇場戰捷座ヲ避難所ニ充テ二百八  
 十餘名ノ避難者ヲ十日夕刻迄ニ悉ク收容シ焚出米ヲ給與シテ遺憾ナク  
 救助サレタリ  
 翌十一日ハ村長以下早朝舟ニ乗りテ志太稻川ニ出張シ稻川材木商佐野  
 冬吉方ニ役場出張所ヲ設ケ先ヅ行衛不明者ノ調査ヲ行ヒ同所ニ於テ水  
 害善後ノ事務ヲ取扱ヒ渡舟ニ艘ヲ備ヘテ通行ノ用ニ供セリト雖モ雨後  
 屢々驟雨襲ヒ來リテ暫クハ村民安キ心モナカリキ  
 今被害ノ狀況ヲ表示スレバ左ノ如シ

シタルノミナラズ耕地ノ被害モ少ナカラザリシガ幸ヒニシテ人畜ノ死傷家屋ノ流失等ハ之ヲ見ルニ至ラザリキ

二、風害

【明治十七年ノ暴風雨】

此年九月十五日ノ暴風雨ハ比類稀ナル暴風雨ニシテ住家ノ全潰半潰百餘戸ニ及ビ並木堤上水神社境内木其他樹木ノ倒

レタルモノ算ナク稲作其他農作物ノ被害亦大ニシテ官ノ救助ヲ受ケタルモノ亦少ナカラザリキ

【明治三十年ノ暴風雨】

此年九月八日ノ夜半ヨリ九日拂曉ニ亘リテ非常ノ暴風雨アリ本村ハ小学校ノ全壊ヲ始メトシ被害殊ニ甚ダシク慘状ヲ

極メタリ被害状況左ノ如シ  
一、死者二名 一、傷者九名 一、小學校舎全壊 一、全潰住家九十戸  
一、同附屬建物百七十八戸 一、半潰住家百六十四戸 同附屬建物二百

一、堤防破損五ヶ所 一、延長二百間 一、橋梁破損二ヶ所  
一、井堰破損四ヶ所 一、播壁破損二百五十五ヶ所

一、電信柱轉倒三十四本 一、東海道往還並水風倒木二百餘本  
右ノ外社寺境内其他ノ風倒木算ナク畑作(茶畑ヲ除ク)ハ約八割稻

ハ三割五分ノ害ヲ被リ其筋ニ出願シテ備荒貯蓄金ヨリ救助ヲ受ケタル

戸數八百十八戸ニ及ビ其金額三百七十一圓三十三錢五厘ナリ而シテ

郡下ヲ始メ各地慈善家ノ義捐金八百三十二圓七十二錢二厘ニシテ夫レ

被害者ヘ配付シタリ尚此暴風雨被害ノ慘状ハ畏クモ天聽ニ達

シ侍從ヲシテ親シク被害地ヲ御視察セシメラレ御救恤金ノ御下賜アリ

本村拜受額ハ百四十圓三十一錢五厘ニシテ拜受人員二百三十九人罹災

者一同天恩ノ優渥ナルニ感泣セリ

【明治三十一年ノ暴風雨】

此年九月六日暴風雨アリ其被害ハ前年ニ比シ

輕微ナリシモ居宅ノ全壊セシモノ九戸同半壊セシモノ六戸附屬建物全

潰セシモノ十六戸ニシテ本縣備荒貯蓄金ノ救助ヲ受ケタルモノ十五戸

救助金額六十一圓六十二錢七厘ナリ而シテ本縣下被害ノ状況天聽ニ

達シ畏クモ天皇 皇后兩陛下ヨリ御救恤金ノ御下賜アリ本村拜受額

ハ九月十三錢ニシテ拜受人員十五人罹災者一同天恩ノ優渥ナルニ感泣

セリ

【明治三十三年ノ暴風雨】

此年九月二十八日暴風雨アリ居宅ノ全潰セシ

モノ二十三戸同半潰セシモノ二十六戸其他農作物ノ被害尠カラズ備荒

貯蓄金ノ救助ヲ受ケタル者四十九人ニシテ其金額二百二十三圓七十二

錢三厘 今次ノ風害亦畏クモ天聽ニ達シ御救恤金ノ御下賜アリ本村

拜受額四十六圓八十五錢ニシテ拜受人員五十六人罹災者一同天恩ノ渥

キニ感泣セリ

【大正七年ノ潮風】

此年九月二十四日暴風雨アリ風雨ハ左述甚ダシカラ

ザリシモ潮風ナリシ為メ農作物ノ被害甚ダシク稲作ハ收穫殆ンド半減

シテ未曾有ノ凶作トナリ農家ハ非常ノ打撃ヲ被リタリ

三、震災

【安政元寅年ノ大地震】

此年十一月四日ノ大地震ニ遭遇セシモノハ今尚



ホ生存スル者少ナカラズ依テ左ニ其追懐談ヲ綜合シテ當時ノ狀況ヲ記  
 載スベシ  
 抑モ此地震ノ始マレハ同日辰ノ刻(午前八時)ニシテ其震動甚ダシ  
 ク瓦葺ノ建物ハ殆んど全部ヲ倒シ瓦崩モ亦悉ク落チタレバ為メニ人畜  
 ノ壓死スルモノ尠ナカラズ中ニハ二階ニ在リテ此地震ニ遭ヒ逃げ出デ  
 シトスルモ能ハズ轉々シテ生キタル心モナク數時間ヲ過ゴセシ者ア  
 リ室内ヨリ逃ゲ出テタル者ハ皆近隣ノ竹藪ニ集マリテ只管神佛ノ加護  
 ヲ祈ルノミ。一時ニ落チタル瓦ノ響キハ泣キ叫ブ老幼男女ノ聲ニ和シ人  
 ヲ恐怖狼狽ノ様名状スベカラザルモ再震ヲ恐レテ家ニ入ル者急ク我家ヲ  
 新クテ漸クニシテ震動止ミタルモ再震ヲ恐レテ家ニ入ル者急ク我家ヲ  
 明ケ放チタルマ、此竹藪ニ暮ラセシコト數日ニ及ビタリシト云フ  
 又本村ノ東西ニ通ズル島田焼津街道(當時濱街道ト云フ)ニテハ當時  
 幕府ノ直領ナル島田宿ヨリ貢米ヲ十數頭ノ駄馬ニテ焼津港へ輸送中十  
 リシガ途中ニテ此震災ニ遭ヒ馬方ハ米俵數十俵ヲ路上ニ打捨テ歸リタ  
 ルモ其時ノ人々ニハ唯生命ノ安全ヲ祈ルノミニテ他ニ慾望ナカリケレ  
 バ數日ヲ過グルモ誰一人ノ盗ミ行ク者モナカリシトゾ以テ如何ニ人  
 ヲテ葺クコト一時非常ニ減少シタリシト云フ。本震災ハ蓋當地方ニ於ケ  
 ル最大ノモノナルベシ  
 [明治二十四年ノ震災] 此年十月岐阜愛知ノ西縣下ニ大地震アリ就中大  
 垣名古屋ノ如キ市街地ハ云フベカラザル慘狀ヲ呈シタルガ當地方ハ幸ニ

強震ナク十月二十八日午前六時半震動アリシモ何等ノ被害ナカリキ  
 大正十二年ノ震災 此年九月一日午前十一時五十八分當地方トシテハ  
 安政元年以來ノ強震アリ人々親レモ屋外ニ飛び出デタルガ幸ニ何等ノ  
 被害ナク震動數分ニシテ終熄シタリ  
 サレド其震源地タル東京府神奈川縣ノ全部及ビ之ニ隣接セル千葉埼玉  
 靜岡山梨四縣ノ一部ニ於テハ家屋ノ倒潰男女慘死幾万ナルヲ知ラズ  
 加フルニ水道破壊シ火災各所ニ起リテ炎燄天ニ冲シ東京橫濱其他ノ市  
 邑一夜ニシテ焦土ト化シ餘煙濛々タル中ニ死々累々トシテ慘狀目モ當  
 テラレズ而カモ運輸交通ノ機關ハ全ク杜絶シテ僅ニ無線電信ト飛行機  
 トニヨリテ其消息ノ一端ヲ知ルニ過ギズ全日本ノ人心恟々タルコト約  
 一週日此間大阪神戸ノ兩市ヲ始メ其他ノ各市ヨリ海路救援ニ赴キテ食  
 料飲料ノ供給ヲ爲シ人命ノ救助ニ全力ヲ傾注ス而シテ此間流言蜚語盛  
 ソニ傳ハリ人心ノ動搖甚ダシキモノアリ政府ハ則チ戒嚴令ヲ布キ軍隊  
 ヲ出動シテ嚴ニ之ガ取締リヲ爲シ以テ秩序ノ回復ト人心ノ安定ヲ圖レ  
 リ 京濱地方ニ於ケル災禍ノ狀況ハ真ニ酸鼻ノ極ニシテ筆舌ノ能ク盡  
 ストコロニアラズ之ヲ安政年間ノ大震災ニ比スレバ其慘害遙ニ甚ダシ  
 キモノアリ横濱市ハ其建築物殆んど全滅シテ隻影ヲ留メズ東京市ハ其  
 外廓部トモ云フベキ山ノ手方面最モ慘狀ヲ呈シ中心トシテ般敷ノ街區ハ  
 殆ど全滅ニ近ク本所深川方面最モ慘狀ヲ呈シタルモ火燄ノ包圍ヲ受ケ  
 死者實ニ三  
 萬累々タル死屍ヲ以テ廣場ヲ埋ムルノ慘狀ヲ呈シタリト云フ而シテ

録倉横須賀小田原方面ノ被害亦甚ク本縣ニ於テハ小山御殿場熱海  
 伊東諸町ノ被害甚クシク人畜ノ死傷家屋ノ倒壊少ナカラザリシト云フ  
 以上ノ如クニシテ東海道鐵道ハ御殿場以東線路ノ破壊ニ依リ其開通ヲ  
 見ザルコト殆ンド一ヶ月此間京濱地方トノ交通ハ海路軍艦ニ依リテ行  
 ハル、有様ニテ京濱地方ノ避難民ハ陸續トシテ一時地方ニ引上グルニ  
 至リ當地停車場ニ於テモ中老團青年團在郷軍人分會郡醫師會協力シテ  
 救護及ビ慰問ニ努メタリキ

四 火 災

1. 明治三十七年一月二十一日午前二時半頃上青島字三軒屋松本淺藏方  
 雪隠ヨリ出火シ消防火ヒニ努メタルモ折柄ノ西風ニ煽ラレテ漸次東方  
 ニ延焼シ飛火ハ二軒屋ニ迄及ビ山三合資會社倉庫ヲ始メ民家全焼ニ十  
 戸半焼四戸ニシテ午前四時二十分ニ至リ漸ク鎮火ス縣ノ救助ヲ受ケタ  
 ル者十六戸其金額百五十九圓七十四錢也  
 尚此火災ニ付テハ村内及隣町村ノ篤志家ヨリ金穀ヲ義捐セラレタルモ  
 ノ多ク其總額金三百十六圓八十八錢四厘米十俵醬油四合瓶二十四本ニ  
 シテ該義捐金穀ハ何レモ罹災者一同ニ分配シ糊口ニ差支ヘナカラシメ  
 タリ  
 2. 大正五年三月二十三日午後八時三十分頃稻川字尼ヶ島長谷部かの方  
 ヨリ出火シ十時三十分鎮火シタルガ全焼家屋ハ長谷部かの増田幸次郎  
 小林直藏大塚國吉森恭吉ノ五戸ニシテ町ニ於テハ直チニ焚出米ヲ支給  
 シテ救助シタリ

3. 大正十年二月二十七日午後十時三十分頃上青島字一里山火畑房吉方  
 ヨリ出火シ折カラノ烈風ニテ忽チ隣接家屋タル大畑治作佐野榮藏山内  
 力藏方ニ延焼シテ遂ニ全焼ニ至ラシメタルガ各町消防組ノ應援ヲ得  
 テ消防火ヒニ努メタル結果他ハ飛火ニ依リ赤堀字吉方ノ物置部屋ヲ半  
 焼シタルノミニテ同夜十二時頃鎮火シタルガ町ニ於テハ直チニ焚出米  
 ヲ支給シ且小屋掛料ノ給與義捐金ノ分配等ヲ為シテ之ガ救助ニ努メタ  
 リ  
 4. 右ノ外大正十年四月十五日ハ瀨戸新屋青島金次郎方ヨリ出火シ大  
 正十一年七月二十日ハ青島六左衛門方ヨリ出火シ大正十三年三月四  
 日ニハ下青島増田幸一方火災ニ罹リハ大洲村ヨリ飛火ニ因リ大正十四年  
 一月二十三日ニハ前區中村開一郎方ヨリ出火シタルガ消防ノ結果何レ  
 モ大火ニ至ラズシテ鎮火シタリ

五 凶作及飢饉

前記水害風災震災火災ノ外天明三年同七年及ビ天保七年ニハ氣  
 候不順ニシテ稻ノ發育悪ク天保十二年ニハ稻作ニ害虫ノ發生甚クシ  
 ク非常ノ凶作ニテ窮民多ク糧ノ實ニ藁ヲ交ヘテ餅ヲ作リ或ハ草根木皮  
 等ヲ食ヒテ僅ニ其命ヲ保チタルコトアリト云フ世ニ天明年間ノ飢饉年  
 ト云ヒ天保年間ノ飢饉年又ハ虫年ト云ヒテ古老ノ語り傳フルトコロナ  
 リ  
 大正七年ノ米騒動  
 世界大戰ノ餘波ヲ受ケテ物價昂リニ暴騰シ米價モ  
 非常ニ騰貴シテ米ノ買占ヲ為スモノアリ細民ノ生活困難ヲ告グルニ至

リ大正七年八月偶々新瀉縣下ニ於テ米騒動ナルモノ起リ一波萬波ヲ傳  
 ハテ全國ニ波及シ當地方ニ於テモ亦富豪征伐トモ稱スベキ乱暴ナル民  
 衆運動起リ人心恟々タリケレバ各町村共夫レノ在庫米ノ調査ヲ爲シ  
 盛ンニ外國米ヲ購入シテ米ノ廉賣ヲ爲シタルコトアリ世ニ米騒動ト云  
 フモノ之ナリ

第十二目

兵事及戦役

(一)

師団鎮守府聯隊配屬ノ変遷

明治四年始メテ四鎮臺ヲ置カルヤ當地方ハ東京鎮臺ニ屬シ同六年  
 一月六鎮臺トナルニ及ビテ名古屋鎮臺ニ屬シ後明治二十一年五月十  
 二日鎮臺ノ名稱ヲ改メテ師團トナスヤ第三師團(名古屋)管下ニ屬シ後  
 更ニ師團ヲ増設スルニ及ンデ第五師團(豊橋)ニ轉屬シ以テ今日ニ至  
 ル

歩兵聯隊ハ初メ豊橋第十八聯隊ナリシモ明治二十九年十二月一日静  
 岡ニ歩兵第三十四聯隊ヲ置ク(現在ノ兵舎ニ移轉シタルハ三十年三月  
 十五日)ニ及ンデ之ニ轉ジ明治四十年濱松ニ歩兵第六十七聯隊ヲ設ケ  
 ラルルニ及ビテ爾來濱松聯隊ニ入營スルコトナリシガ大正十四年  
 五月同聯隊ノ廢止セララルニ及ビ再ビ静岡歩兵第三十四聯隊ニ歸屬  
 スルコトトナレリ

則チ目下ハ第五師團歩兵第二十九旅団管下ニ在リテ静岡聯隊區司  
 令部ノ管轄ヲ受ク

而シテ海軍配屬ハ終始第一海軍區横須賀鎮守府ノ管轄ナリ

(二) 兵事思想ノ普及徹底

明治五年徴兵令ヲ布カレテ以來明治二十六年頃迄ハ徴兵ノ制度未  
 ダ普ク國民ノ間ニ理解セラルニ至ラズ勅モスレバ之ヲ免レムトス  
 ルノ妄想ヲ抱クモノアリテ所謂徴兵除ケ信心參上ノ如キ忌ハシキ弊  
 風盛ンニ行ハレ居リシガ明治二十七八年戦役ノ行ハレテ以來愛國心

ノ高潮ト共ニ漸ク國民ノ覺醒ヲ見ルニ至リ更ニ明治三十七八年戦役  
 就カカムコトヲ希フニ至リ國民ノ兵事思想ハ全ク普及徹底ヲ見ルニ至  
 レリ  
 尙町ニ於テハ明治三十三年尙武會ヲ組織シテ兵事思想ノ涵養ト平時  
 及戰時ニ於ケル軍人ノ後援ニ努メシツ、アリ而シテ在郷軍人自ラ亦  
 他町村ニ率先シテ在郷軍人會ヲ組織シテ大イニ軍人精神ノ鍛練ト軍事  
 能力ノ増進ニ努メシツ、アリ其ノ組織ヲ改メテ青島町分會トナシ銳意熱  
 心ニ其成績ヲ擧ゲツ、アリ

明治政府ノ組織セラレテ以來茲ニ六十年此ノ間我國ノ内乱外戦ハ其  
 數十指ヲ屈スベキモ其内乱ニ於テハ明治十年ノ西南戦争ヲ最トシ外  
 戦ニ於テハ明治二十七年ノ日清戦役同三十七八年ニ於ケル  
 日露戦役ヲ最トシ之ニ亞グヲ大正三四年ニ於ケル日獨戦役ト為ス  
 而シテ尙所出身ノ軍人ハ毎ニ之等ノ戦役ニ参加シテ勇戦健闘能ク其  
 本分ヲ盡セリ  
 今左ニ之等戦役ノ概要ヲ掲ゲ戦死者及ビ従軍者ノ氏名ヲ録シテ長ク  
 其功績ヲ傳フベシ  
 明治十年ノ役 (西南戦争)  
 明治ノ初メ我國ト外國ト親和スルノ方針ヲ定ムルヤ先ヅ使ヲ朝鮮ニ

遣ハシテ交ヲ修メントス 然ルニ朝鮮ハ我好意ヲ卻ケ却ツテ屢々禮  
 ヲ失ヒケレバ時ノ陸軍大將西御隆盛ハ自ラ朝鮮ニ赴キテ談判ヲ試ミ  
 彼尚聽カズンバ兵ヲ發シテ之ヲ伐タント主張シ廟議殆ンド之ニ決セ  
 リ 偶々明治六年岩倉具視大久保利通等政米諸國ヲ巡リテ歸リ来リ  
 内治ヲ整フルノ急ナルヲ説キテ外征ニ反對セシカバ其事遂ニ止ミ隆  
 盛等直チニ官ヲ辞シテ故山ニ歸臥ス  
 隆盛等郷里鹿兒島ニ在リテ私學校ヲ起シ盛ニ文武ノ業ヲ子弟ニ授  
 ケシガ其聲望ヲ慕ヒテ来リ學ブ者甚ダ多シ 既ニシテ之等少壯ノ徒  
 ハ政府ノ爲ス所ニ不平ヲ抱キ明治十年二月十五日隆盛ヲ擁シテ兵ヲ  
 擧ゲタリ 勢ヒ一万余ト稱ス 其心直チニ熊本城ヲ圍ミシガ城將  
 谷干城能ク之ヲ守ル 朝廷有柳川宮熾仁親王ヲ征討總督トシ隆盛ヲ  
 討タシメ給フ 賊軍田原坂ノ嶮ニ據リテ能ク防グ 既ニシテ官軍ノ  
 一隊海路ヨリ八代ニ上陸シ進ンゴ 賊ノ背後ヲ突キシカバ城ノ圍ミ始  
 メテ解ケタリ 之ヨリ官軍賊兵ヲ追撃スルコト急ナリ 隆盛等圍ミ  
 ヲ破ツテ鹿兒島ニ退キ城山ニ據ル 官軍四方ヨリ之ヲ圍ミ隆盛等力  
 戦シテ遂ニ死ス 時ニ九月ニナリ 兵ヲ擧ゲテヨリ正ニ八月閏月  
 兵ヲ動カスニト約七萬ト稱セラル 官軍ヲ擧ゲテヨリ正ニ八月閏月  
 當町ヨリ此戦役ニ参加ル者ハ實ニ九ノ諸氏ニシテ陸軍佐長白井辰  
 藏氏ハ實ニ當町ニ於ケル帶勲者ノ嚆矢ナリ

摘	要	所屬部隊	官等級	大字	氏名
---	---	------	-----	----	----

明治十年四月三日熊本縣肥後國合志郡津久礼村乍候中白川端ニ於テ戰死	東京鎮台歩兵第一聯隊 第六隊 第二中隊	佐代代理 歩兵一等卒	下青島 立石鹿藏
明治十年四月三日熊本縣肥後國三上郡河原村攻撃際戰死	東京鎮台歩兵第一聯隊 第一大隊 第四中隊	歩兵一等卒 前島 曾根勘四郎	
明治十年十月十日大阪ニ軍臨時病院ニ於テ死亡	東京鎮台歩兵第一聯隊 第一大隊 第三中隊	歩兵一等卒 上青島 小泉為藏	
明治十年三月十五日熊本縣二俣村ニテ銃創ヲ受テ	大阪鎮台工兵 第二大隊 第一中隊	陸軍伍長 志太 白井辰藏	

白井辰藏

陸軍伍長奉職中 鹿兒島逆徒征討ニ際シ盡力其功不  
 尠候ニ付勲七等ニ叙シ青色桐葉章下賜候事

明治十四年二月五日 太政大臣 三條實美

明治廿七年朝鮮ニ東學黨ノ乱起ルヤ清國ハ屬國ノ難ヲ救フト稱シテ兵ヲ朝鮮ヲ送レリ 依リテ我國モ亦兵ヲ送リテ共ニ朝鮮ノ平和ヲ保障セムトシタルモ清國之ヲ聽カバ却テ海陸ノ大兵ヲ朝鮮ニ送リ此年七月豊島沖ニ於テ我軍艦ヲ砲撃シ戰端ヲ開キシカバ我軍艦應戰シテ

之ヲ破リ 陸軍亦成歎ニ戰ヒテ之ニ勝テリ 茲ニ於テカ八月一日宣  
 戰ノ大詔ヲ發シ大イニ膺懲ノ師ヲ興シ次デ大轟ヲ廣島ニ進メ給ス  
 皇軍ノ向フトコ口陸ニハ則チ牙山平壤ヲ拔キテ朝鮮ニ於ケル清兵ヲ  
 掃蕩シ進ンデ鴨綠江ヲ渡リ鳳凰海城旅順牛莊等ヲ破リ海ニハ則チ豊  
 島ニ黄海ニ威海衛ニ敵艦隊ヲ擊破シ將ニ長驅シテ天津北京ヲ衝カン  
 トスルヤ清廷大イニ恐レテ休戰ヲ請ヒ李鴻章ヲ我國ニ遣ハシテ和ヲ  
 請ハシム 則チ馬関條約ノ結果トシテ朝鮮ノ獨立ヲ認メ臺灣及澎湖  
 島ト遼東半島トヲ割讓シテ遼東半島ハ露獨佛三國ノ勅告ニ依リ清國  
 ニ還付ス 償金ニ億兩ヲ和ヨ結ベリ 之實ニ明治廿八年四月ナリ  
 兵ヲ交ユルコト十ヶ月而シテ兵ヲ動かスコト二十万ト稱セラレ  
 我帝國ハ此戰捷ニ依リテ威武ヲ海外ニ輝カシ一躍シテ東洋ノ霸權ヲ  
 握ルニ至レリ 當助ヨリテ此戰役ニ参加セシモノ殆ンド三十名内二名  
 ハ不幸ニシテ名譽ノ戰死ヲ遂ゲラル 今左ニ戰死者ノ略歴並ニ從軍  
 者ノ氏名ヲ掲グベシ  
 故陸軍歩兵一等卒 西村久吉君  
 君ハ明治五年十月二十六日ヲ以テ青島村志太ニ生ル 西村由藏氏ノ長  
 男ナリ 明治二十五年現役兵ニ徵募セラレ同年十二月一日第三師團歩  
 兵第十八聯隊ニ入營シ現役中出征シテ各地ニ轉戦シ明治二十八年一  
 月十七日清國徐家園子西方ニ於テ不幸遂ニ戰死セラレ村民哀悼禮ヲ  
 以テ村葬ヲ營ム 蓋シテ西村久吉君 夏賀鉄藏君  
 故陸軍騎兵二等卒

君ハ明治六年九月十五日ヲ以テ青島村稻川ニ生ル夏賀源助氏ノ長男  
 十リ明治二十六年現役兵ニ徵募セラレ同年十二月一日第三師團騎兵  
 第三大隊ニ入營シ現役中出征ニテ各地ニ戰死セラルル村民哀悼礼ヲ以テ村  
 十二日清國海城附近ニ於テ不幸遂ニ戰死セラルル村民哀悼礼ヲ以テ村  
 葬ヲ營ハ蓋シテ勇譽進我此心居士トス  
 明治二十七年八年戰役從軍者論功行賞表

論功	功級	賞賜	兵種官等	氏名
勳八等瑞寶章		二〇四	故陸軍歩兵一等卒	西村久吉
		二〇〇	故陸軍騎兵二等卒	夏賀鉄藏
		一〇〇	故陸軍輜重輸卒	小沢利之作
		四五	陸軍歩兵一等軍曹	北堀龍藏
		三五	陸軍歩兵二等軍曹	大石貞藏
		四〇	陸軍歩兵二等軍曹	青島熊次郎
		三五	陸軍歩兵上等兵	増田直吉
		五〇	陸軍歩兵上等兵	曾根鎌次郎

			三〇	陸軍歩兵上等兵	磯部金作
			二五	陸軍歩兵上等兵	大畑銀藏
			五〇	陸軍歩兵一等卒	浦口戸根吉
勳八等瑞寶章			五〇	陸軍歩兵一等卒	大畑房吉
同			三五	陸軍歩兵一等卒	村松房吉
同			三五	陸軍歩兵一等卒	小林太一郎
同			三五	陸軍歩兵一等卒	西村豊吉
			二五	陸軍歩兵一等卒	岩本國藏
			二五	陸軍歩兵一等卒	小関竹藏
			二五	陸軍歩兵一等卒	大石繁太郎
			二五	陸軍歩兵一等卒	成瀬儀作
			二五	陸軍歩兵一等卒	青島徳藏
			二五	陸軍歩兵一等卒	池谷松藏
			二五	陸軍歩兵一等卒	増井兼吉

二五	陸軍歩兵一等卒	夏賀兼吉
二五	陸軍歩兵二等卒	渡辺芳太郎
二五	陸軍輜重輸卒	石上万吉
二五	陸軍輜重輸卒	近藤民藏
二五	陸軍輜重輸卒	安藤亀吉
二五	陸軍輜重輸卒	渡辺格太郎
二五	陸軍輜重輸卒	梅沢儀一

又時ノ村長青地雄太郎助役藤田甚藏ハ明治二十七八年事件ノ勞ニ依  
 リ水杯一組宛ヲ下賜セララル  
 八 明治三十七年二月十日露國ニ對シ宣戰ノ大詔ヲ煥發セララル、ヤ我軍  
 明治三十七年二月十日露國ニ對シ宣戰ノ大詔ヲ煥發セララル、ヤ我軍  
 海ニ陸ニ常ニ機先ヲ制シテ偉大ノ勲功ヲ奏シ明治三十七年九月一日  
 遼陽ノ占領トナリ越エテ三十八年一月二日旅順ノ開戦トナリ三月十  
 日奉天ノ占領トナリ五月二十七日バルチック艦隊ノ殲滅トナリ次デ  
 樺太南部ノ占領トナリ九月五日米國ボートマールニ於テ日露媾和條約ヲ締結シ  
 告ヲ容レ同年九月五日米國ボートマールニ於テ日露媾和條約ヲ締結シ  
 露國ヲシテ樺太北緯五十度以南ノ土地ヲ割讓セシメ長春旅順間ノ鐵

道及清國ヨリ借受ケタル旅順大連等關東州ノ租借權ヲ我ニ讓ラシメ  
 十月十六日ヲ以テ平和克復シタル。此ノ間實ニ一年九ヶ月兵ヲ動カ  
 スコト二百萬ト號ス。此戰役ハ實ニ有史以來ノ大戦ニシテ當時我國民ノ決心努力ト陸海軍  
 人ノ忠勇義烈トハ能ク筆紙ノ盡シ得ルトコロニアラズ。此戰役ニ於ケル本村現役兵並ニ應召者ノ數ハ實ニ百四十四名ノ多數  
 ニシテ此出征軍人中戰死又ハ病死セル者ノ數ハ實ニ百四十四名ノ多數  
 略歴並ニ從軍者其他ノ論功行賞表ヲ掲グベシ。青島愛次郎君  
 故陸軍歩兵曹長勲七等功七級 青島尋常小學校ニ入り同二十年三月卒  
 君ハ明治九年九月十日ヲ以テ青島村前島ニ生ル。青島丑之助氏ノ弟  
 二子ナリ明治十六年四月一日前島尋常小學校ニ入り同二十年三月卒  
 業ス成績常ニ優等ナリ卒業後八家ニ在リテ農事ニ従事セシガ明治二  
 十九年十二月一日徵兵トシテ第三師團歩兵第三十四聯隊ニ入營。品  
 行方正ニシテ成績良好明治三十年十月九日歩兵一等卒申付ケラレ同  
 日歩兵上等兵ヲ命ゼラレ三十二年十二月一日再服役ヲ志願シ同日歩兵軍曹ニ任ゼラレ三十四年  
 十二月十二日一等兵ヲ命ゼラレ三十二年十二月一日再服役ヲ志願シ同日歩兵軍曹ニ任ゼラレ三十四年  
 九月台灣守備ヲ命ゼラレ三十五年六月歸還ス同年九月二十七日聯隊  
 本部付ヲ命ゼラル。而シテ日露開戦ノ事アルヤ明治三十七年三月六  
 日勳負下令四月二十日外征從軍トシテ宇品港ヲ出帆シ五月五日清國  
 猴鬼石ニ上陸第二軍ニ屬シ普蘭站得利寺蓋平大石橋鞍山站沙河等ノ  
 戰關ニ參加シ八月三十日ヨリ遼陽役ニ參加同月三十一日首山堡南方

高地ニ於テ聯隊本部付書記トシテ奮闘中巖頂部ニ砲彈創ヲ受ケ名譽ノ戦死ヲ遂ゲラルル同日歩兵曹長ニ任ゼレ戦功ニ依リ功七級金鷄勲章並ニ勲七等青色桐葉章ヲ授ケラルル村深ク君ノ戦死ヲ哀悼シ遺髪ヲ迎ヘテ村葬ヲ執行ス謚シテ忠道義貫居士ト云ス

君ハ明治十三年五月十三日ヲ以テ青島村上青島ニ生ル 佐々木勲藏 氏ノ弟ニ子ナリ資性温厚ニシテ品行良正ナリ 明治三十三年十一月一日現復兵トシテ第ニ入營ス 三十四年十一月一日現復兵トシテ第ニ入營ス 三十四年十一月一日現復兵トシテ第ニ入營ス 三十四年十一月一日現復兵トシテ第ニ入營ス

後ハ家ニ在リテ農業ニ従事セシガ偶マ日露開戦ノ事アリ三十七年三月十日充實召集ニ應ジ步兵第三十四聯隊ニ入隊同月二十七日静岡ヲ發シ四月二十日外征ノ為メ宇品港ヲ出帆 五月五日清國猴石ニ上陸テ頭部貫通銃創ヲ受ケ壯烈ナル戦死ヲ遂ゲラルル同日得利寺附近ノ激戦ニ於テ進級シ戦功ニ依リ勲八等ニ叙セルヲレ白色桐葉章ヲ授ケラルル 同日歩兵上等兵ニ進級シ戦功ニ依リ勲八等ニ叙セルヲレ白色桐葉章ヲ授ケラルル 同日歩兵上等兵ニ進級シ戦功ニ依リ勲八等ニ叙セルヲレ白色桐葉章ヲ授ケラルル

君ハ明治十四年六月二十五日ヲ以テ稲葉村谷稲葉ニ生ル 伊久美源 右エ門氏ノ第四子ナリ 明治二十年二月二十一日日本村前島青島伊太

郎氏ノ養子トナル 資性温厚ニシテ品行良正ナリ 明治三十四年十一月一日現復兵トシテ第ニ入營ス 三十四年十一月一日現復兵トシテ第ニ入營ス 三十四年十一月一日現復兵トシテ第ニ入營ス 三十四年十一月一日現復兵トシテ第ニ入營ス

大石橋梁家堡海城靴山站等ノ戦關ニ参加シ八月三十一日遼陽附近首山堡南方高地ニ於テ激戦中臍上部ヲリ腰推ノ左側ニ通ズル貫通銃創ヲ受ケ壯烈ナル戦死ヲ遂ゲラルル同日歩兵上等兵ニ進級シ戦功ニ依リ勲八等ニ叙セルヲレ白色桐葉章ヲ授ケラルル 同日歩兵上等兵ニ進級シ戦功ニ依リ勲八等ニ叙セルヲレ白色桐葉章ヲ授ケラルル

遺髪ヲ迎ヘテ村葬ヲ執行ス謚シテ本源義徹居士ト云ス 君ノ戦死ヲ哀悼シ遺髪ヲ迎ヘテ村葬ヲ執行ス謚シテ本源義徹居士ト云ス 君ノ戦死ヲ哀悼シ遺髪ヲ迎ヘテ村葬ヲ執行ス謚シテ本源義徹居士ト云ス

君ハ明治十一年四月二日ヲ以テ青島村上青島ニ生ル 結城文作氏ノ三男 ナリ 資性温厚ニシテ品行良正 明治三十一年十二月一日現復兵トシテ第ニ入營ス 三十四年十一月一日現復兵トシテ第ニ入營ス 三十四年十一月一日現復兵トシテ第ニ入營ス

付ケラヒ三十四年十一月満期除隊トナリ禹來家ニ在リテ専ラ農業ニ従事ス

明治三十七年三月十日充實召集ニ應ジ步兵第三十四聯隊ニ入隊同月二十日外征從軍ノメ宇品港ヲ出帆 五月五日清國猴石ニ上陸普蘭站得利寺蓋平

日清國猴石ニ上陸普蘭站得利寺蓋平

戦闘ニ参加シ八月三十一日遼陽附近首山堡南方高地ニ於テ激戦中臍上部ヲリ腰推ノ左側ニ通ズル貫通銃創ヲ受ケ壯烈ナル戦死ヲ遂ゲラルル同日得利寺附近ノ激戦ニ於テ進級シ戦功ニ依リ勲八等ニ叙セルヲレ白色桐葉章ヲ授ケラルル 同日歩兵上等兵ニ進級シ戦功ニ依リ勲八等ニ叙セルヲレ白色桐葉章ヲ授ケラルル

第三助間ヨリ同側李助部ニ通ズル貫通銃創ヲ受ケ壯烈ナル戦死ヲ遂



ゲラル同日歩兵上等兵ニ進級シ戦功ニ依リ勲八等ニ叙シ白色桐葉章ヲ授ケラル村深ク君ノ戦死ヲ哀悼シ遺髪ヲ迎ヘ村葬ヲ執行ス  
ヲ授ケラル村深ク君ノ戦死ヲ哀悼シ遺髪ヲ迎ヘ村葬ヲ執行ス  
故陸軍歩兵上等兵勲八等功七級 松永庄平君  
君ハ明治十年七月五日ヲ以テ青島村下青島ニ生ル松永周吉氏ノ長子  
ナリ資性温厚ニシテ品行良正明治三十年十二月一日現役兵トシテ  
歩兵第三十四聯隊ニ入營シ三十一年十二月五日歩兵一等卒申付ケ  
ラル三十三年十一月満期除隊トナリ禹来家ニ在リテ専ラ農業ニ従事  
ス  
明治三十七年三月十日充員召集ニ應ジ歩兵第三十四聯隊ニ入り同月  
二十六日静岡岡田四月二十日外征後軍ノタメ字品港出帆五月五日清  
國猴石一上陸得利寺蓋平大石橋梁家堡鞋山站沙河附近等ノ戦闘ニ  
参加シ八月三十日ヨリ遼陽附近ノ戦闘ニ参加九月一日首山堡南方高  
地ニ於テ願頂部結節部ヨリ顯下ニ達スル貫通銃創ヲ受ケ壯烈ナル戦  
死ヲ遂ゲラル同日歩兵上等兵ニ進級シ功七級金鷄勲章並ニ勲八等白  
色桐葉章ヲ授ケラル村深ク君ノ戦死ヲ哀悼シ遺髪ヲ迎ヘテ村葬ヲ  
執行ス 溢シテ格堂元功居士ト云フ 作原米吉君  
故陸軍歩兵一等卒勲八等  
君ハ明治十四年六月二十五日ヲ以テ青島村青木ニ生ル作原平助氏ノ  
長子ナリ資性温厚ニシテ品行良正明治三十六年十二月一日現役兵  
トシテ歩兵第三十四聯隊ニ入營ス現役中明治三十七年七月三日野戦

隊補充員トシテ静岡岡田同月二十一日字品港ヲ出帆シ同月二十六日清  
國柳樹屯ニ上陸八月九日野戦歩兵第三十四聯隊第四中隊ハ編入セラ  
レ鞋山站附近及沙河附近ノ戦闘ニ参加シ同年八月三十一日遼陽ノ役  
首山堡南方ノ高地ニ於テ奮闘中左岸蹊部ヨリ同隊部ニ達スル貫通銃  
創ヲ受ケ壯烈ナル戦死ヲ遂ゲラル同日歩兵一等卒ニ進級シ戦功ニ依  
リ勲八等ニ叙セラレ白色桐葉章ヲ授ケラル村深ク君ノ戦死ヲ哀悼  
シ遺髪ヲ迎ヘテ村葬ヲ執行ス 溢シテ格堂元功居士ト云フ 青島芳太郎君  
故陸軍歩兵一等卒勲八等功七級  
君ハ明治十四年十一月八日ヲ以テ青島村内瀬戸ニ生ル青島政平氏ノ  
第二子ナリ資性温厚ニシテ品行良正明治三十五年三月一日教育召集  
ニヨリ歩兵第三十四聯隊ニ入り同年五月三十日教育濟除隊トナリ家  
ニ在リテ専ラ農業ニ従事ス  
明治三十七年三月十日充員召集ニ應ジテ歩兵第三十四聯隊補充大隊  
ニ編入セラレ同年六月二日野戦補充員トナリ同月十四日外征後軍ト  
シテ字品港ヲ出帆同月二十六日清國張家屯ニ上陸七月一日野戦歩兵第  
三十四聯隊第九中隊ニ編入セラレ蓋平大石橋海城鞍山站沙河附近等  
ノ戦闘ニ参加シ八月三十一日ヨリ遼陽附近ノ戦闘ニ参加九月一日  
首山堡南方高地ニ於テ奮闘中頭部貫通銃創ヲ受ケ壯烈ナル戦死ヲ  
遂ゲラル同日歩兵一等卒ニ進級シ功七級金鷄勲章並ニ勲八等白色桐  
葉章並ニ功七級金鷄勲章ヲ授ケラル同日歩兵一等卒ニ進級シ功七級  
ヲ迎ヘテ村葬ヲ執行ス 溢シテ大忍誠芳居士ト云フ

故陸軍歩兵一等卒勲八等功七級 山内嘉一郎君  
 君ハ明治十三年六月二日ヲ以テ青島村下青島ニ生ル山内吉五郎氏ノ  
 長子ナリ資性温厚ニシテ品行良正明治三十六年二月二十一日現役兵  
 トシテ歩兵第三十四聯隊ハ入營明治三十六年二月二十一日現役兵  
 リ同年十一月満期除隊トナル禹末家ニ在リテ専ラ農業ニ従事セシ  
 ガ明三十七年三月十日充負召集ニ應ジテ歩兵第三十四聯隊ニ入り同  
 月二十七日静岡山岡發四月二十日外征從軍ノ爲メ字品港ヲ出帆五月五  
 日清國猴兎石ニ上陸呂家屯得利寺等ノ戰闘ニ參與ス六月十五日戰傷  
 ニ依リ後送セラレ名古屋豫備病院ニ入ル八月二十三日退院歩兵第三  
 十四聯隊補充大隊ニ編入サレシガ九月三十日ニ至リ野戰補充兵第三  
 テ静岡ヲ出發同月二十四日再ビ外征從軍トシテ字品港ヲ出帆同月二  
 十八日清國タルニ上陸シ十月三日着隊同月十四日沙河附近ノ會  
 戰ニ於テ突擊ノ際前額中部貫鏡創ヲ負ヒ内地ニ後送セラレ名古屋豫  
 備病院ニ於テ療養中同年十一月二十五日遂ニ白五樓中ニ入ル戰功ニ  
 依リ同日勲八等白色桐葉章並ニ功七級金鷄勲章ヲ授ケラル氏深ク  
 君ノ傷死ヲ哀悼シ遺骨ヲ迎ヘテ村葬ヲ執行ス謚シテ義岳放光居士ト  
 云フ

故陸軍歩兵上等兵勲七等功七級 増田直吉君  
 君ハ明治四年十月一日ヲ以テ青島村上青島ニ生ル増田喜平氏ノ長子  
 ナリ性活潑ニシテ勇氣アリ明治二十四年十二月一日現役兵トシテ歩  
 兵第十八聯隊ニ入營シ二十五年十二月一日歩兵一等卒トナリ同日歩

兵上等兵トナル現役中偶マ明治二十七八年戰役アリ君亦從軍シテ殊  
 勲アリ勲八等ニ叙セラレ瑞寶章ヲ授ケラル而シテ日露戰役アルヤ明  
 治三十七年六月二十三日充負召集ニ應ジテ歩兵第三十四聯隊ニ入り  
 同年八月二十日外征從軍トシテ字品港ヲ出帆同年十月十三日沙河附  
 近ノ大會戰ニ參與シ奮闘中清國盛京省胡孤家子ニ於テ頭部貫通鏡創  
 ヲ負ヒ壯烈ナル戰死ヲ遂ゲラル同日戰功ニ依リ勲七等ニ叙シ青色桐  
 葉章並ニ功七級金鷄勲章ヲ授ケラル氏深ク君ノ戰死ヲ哀悼シ遺骨  
 ヲ迎ヘテ村葬ヲ執行ス謚シテ鐵山後英居士ト云フ

故陸軍歩兵一等卒勲八等功七級 脇水多三郎君  
 君ハ明治十三年九月二十一日ヲ以テ青島村南新屋ニ生ル脇水勝藏氏  
 ノ第三子ナリ資性温厚ニシテ品行良正明治三十三年十一月一日現役  
 兵トシテ歩兵第三十四聯隊ニ入營明治三十五年十一月三十日歸休被  
 命明治三十六年十二月一日豫備從軍ニ編入セラル

明治三十七年三月十日充負召集ニ應ジテ歩兵第三十四聯隊ハ入隊同年  
 八月二十九日征露從軍トシテ字品港出帆十月十日ヨリ沙河附近ノ大  
 會戰ニ參與シテ奮闘中同月十四日頭部貫鏡創ヲ負ヒ壯烈ナル戰死  
 ヲ遂ゲラル同日歩兵一等卒ニ進級シ戰功ニ依リ勲八等ニ叙シ白色桐  
 葉章並ニ功七級金鷄勲章ヲ授ケラル氏深ク君ノ戰死ヲ哀悼シ遺骨  
 ヲ迎ヘテ村葬ヲ執行ス謚シテ忠誠惟範居士ト云フ

故陸軍歩兵二等卒勲八等 山本峰藏君  
 君ハ明治十年四月六日ヲ以テ青島村瀬戸新屋ニ生ル山本宇吉氏ノ長

子ナリ資性温厚ニシテ品行良正明治三十一年三月一日第一補充兵ト  
 シテ歩兵第三十四聯隊ニ入営同年五月三十一日教育濟除隊トナリ馬  
 未家ニ在リテ専ラ農業ニ従事ス  
 明治三十七年九月十七日充員召集ニ應ジ步兵第三十四聯隊補充大隊  
 二入り同月二十日野戰補充員トシテ静岡出發同月二十四日外征從軍  
 トシテ宇品港ヲ出帆同二十八日清國タルニ上陸十月三日野戰歩  
 兵第三十四聯隊ニ着隊沙河附近ノ大會戰ニ參與シ十月十二日盛京省  
 八家屯附近ニ於テ戰鬪中右胸部盲管銃創ヲ受ケ同月二十九日不幸更  
 二腸窒扶病ヲ併發シ第ニ軍醫陽兵站病院西八里庄分院ニ於テ療養中  
 十一月十六日心臟麻痺ヲ起シ遂ニ永眠セラレ戦功ニ依リ同日勲八等  
 二叙シ白色桐葉章ヲ授ケラレ村深ク君ノ傷死ヲ哀悼シ遺骨ヲ迎ヘ  
 テ村葬ヲ執行ス謚シテ完孝義全居士ト云フ  
 故陸軍歩兵上等兵勲八等功七級 熊切平十君  
 君ハ明治十二年八月二十日ヲ以テ青島村志太ニ生ル熊切惣四郎氏ノ  
 長子ナリ資性温厚ニシテ品行良正明治三十三年十二月一日現役兵ト  
 シテ歩兵第三十四聯隊ニ入営同三十三年十一月一日歩兵一等卒トナ  
 リ三十五年十一月滿期トナル除隊後ハ家ニ在リテ農業ニ従事シ傍ラ  
 左官職ヲ爲セリ  
 明治三十七年三月十日充員召集ニ應ジテ歩兵第三十四聯隊ニ入り四  
 月二十日征露從軍トシテ宇品港ヲ出帆五月五日清國猴兔石ニ上陸普  
 蘭站得利寺蓋平大石橋鞍山站遼遼沙河黑溝名附近ノ戰鬪ヲ經三月十

日奉天會戰ノ際壯烈ナル戰死ヲ遂ゲラル同日歩兵上等兵ニ進級シ戰  
 功ニ依リ勲八等ニ叙シ白色桐葉章並ニ功七級金鷄勲章ヲ授ケラル村  
 民深ク君ノ戰死ヲ哀悼シ遺髮ヲ迎ヘテ村葬ヲ執行ス謚シテ釋義證居  
 士ト云フ  
 故陸軍歩兵二等卒勲八等功七級 布施源次郎君  
 君ハ明治十五年八月二十四日ヲ以テ藤枝所若王子ニ生ル布施公通氏  
 ノ弟ニ子ナリ明治三十二年三月二十三日兄利太郎氏ト共ニ本村前島  
 二轉籍ス性温厚ニシテ活潑ナリ明治三十五年ノ徵兵ニシテ補充兵歩  
 兵大隊ニ入り同年十月三十日補充召集ニ應ジ步兵第三十四聯隊補  
 充大隊ニ入り同年十二月二十七日野戰補充員トシテ静岡ヲ發シ三十  
 八年一月三日宇品港出帆四月六日清國青泥窪ニ上陸同月二十七日唐  
 家堡子着同日後備歩兵第三十四聯隊第一中隊ニ編入セラレ三月一日  
 ヲリ五日ニ亘ル三道岡子附近ノ戰鬪ニ參與同月九日奉天省王家灣附  
 近渾家ノ戰鬪ニ參與シ同月十日魚鱗堡西北方鐵道附近ニ於テ戰鬪中  
 九胸貫通銃創ヲ負ヒ壯烈ナル戰死ヲ遂ゲラル同日歩兵一等卒ニ進  
 級シ戰功ニ依リ勲八等ニ叙シ白色桐葉章並ニ功七級金鷄勲章ヲ授ケ  
 ラル村深ク君ノ戰死ヲ哀悼シ遺髮ヲ迎ヘテ村葬ヲ執行ス謚シテ本  
 覺義源居士ト云フ  
 故陸軍歩兵一等卒勲八等  
 石田ハ藏君  
 君ハ明治八年十月二十三日ヲ以テ青島村上青島ニ生ル石田氏ノ  
 弟ニ子ナリ資性温厚ニシテ品行良正明治二十八年十二月一日現役兵

トシテ歩兵第十八聯隊へ入營三十年十月二十七日歩兵一等卒トナリ  
 三十一一年十一月現役満期トナル除隊後、家ニ在リテ専ラ農業ニ従事  
 セシガ明治三十七年六月十九日充員召集ニ依リ後備歩兵第三十四聯  
 隊ニ入り同年八月十六日静岡七營出發同月二十一日外征從軍トシテ  
 宇品港出帆同二十五日清國大連ニ上陸八月三十一日ヨリ九月四日ニ  
 亘ル遼陽附近ノ戰鬪及ヒ十月十日ヨリ奉天附近ノ大會戰ニ參事シ同  
 ノ會戰ニ參事シ三十八年三月一日ヨリ奉天附近ノ大會戰ニ參事シ同  
 月九日清國揚官屯附近ニ於テ戰鬪中前額部首管銃創ヲ負ヒ壯烈ナル  
 戰死ヲ遂ゲラル戦功ニヨリ同日勲八等ニ叙シ白色桐葉章ヲ授ケラル  
 村民深ク君ノ戰死ヲ哀悼シ遺髪ヲ迎ヘテ村葬ヲ執行ス謚シテ眞道義  
 忠居士ト云フ

尾川與茂吉君  
 君ハ明治十年五月二十八日ヨリ以テ青島村上青島ニ生ル尾川倉吉氏ノ  
 弟ニ子ナリ資性温厚ニシテ品行良正明治三十年ノ補充兵工兵ニシテ  
 同三十一年四月一日教育召集ニ依リ工兵第三大隊ニ入營六月三十日  
 教育濟除隊トナリ禹耒家ニ在リテ農業ニ従事セシガ後水挽職ヲ業ト  
 セリ

明治三十七年九月二十五日補充召集ニ應ジ工兵第三大隊補充中隊ニ  
 入隊同年十一月九日征露從軍トシテ宇品港ヲ出帆同月十七日野戰工  
 兵第三大隊へ編入セララル明治三十八年三月奉天附近ノ大會戰ニ參與  
 シ勇戦健闘同月七日李官堡附近ニ於テ頭腔(剣尖)刺創ヲ負ヒ壯烈ナル

戦死ヲ遂ゲラル同日工兵一等卒ニ進級シ戦功ニヨリ勲八等ニ叙シ白  
 色桐葉章ヲ授ケラル村民深ク君ノ戰死ヲ哀悼シ遺骨ヲ迎ヘテ村葬ヲ  
 執行ス謚シテ義明院法勇日浄居士ト云フ

青島梅藏君  
 君ハ明治十六年三月二十三日ヲ以テ青島村瀬戸新屋ニ生ル青島三吉  
 氏ノ長子ナリ明治三十六年十一月一日現役中明治三十七年六月二十日外征  
 隊ニ入營ス偶々日露ノ戰役アリ現役中明治三十七年六月二十日外征  
 從軍ノ爲メ宇品港出帆金州半島ニ上陸シ行軍中清國盛京省海城附近  
 三里橋ニ於テ不幸赤痢病ニ罹リ海城兵站病院ニ於テ療養中同年九月  
 七日遂ニ永眠セララル同日戰功ニ依リ勲八等ニ叙シ白色桐葉章ヲ授ケ  
 ラル村民深ク君ノ病歿ヲ哀悼シ遺髪ヲ迎ヘテ村葬ヲ執行ス謚シテ梅  
 巖道勲居士ト云フ

吉田松藏君  
 故陸軍歩兵二等卒  
 君ハ明治十六年三月十日ヲ以テ青島村内瀬戸ニ生ル吉田竹藏氏ノ長  
 子ナリ資性温厚ニシテ品行良正明治三十六年補充兵歩兵夕リ明治三  
 十七年十月三十日補充召集ニ應ジ歩兵第三十四聯隊補充大隊へ入隊  
 三十八年一月三日野戰補充負トシテ宇品港ニ上陸後不幸濕  
 性胸膜炎ニ罹リ同月十一日宇品港ニ後送セラレ廣島病院ヲ經テ同月  
 二十七日名古屋豫備病院ニ轉入加療中同年五月九日急性腦膜炎ヲ併  
 ヲ発シ遂ニ心臓麻痺ニ陥リ永眠セララル義開良哉居士ト云フ

故海軍軍艦吉野乗組夫勲八等 河島金作君  
 君ハ明治十九年二月一日ヲ以テ青島村下青島ニ生ル河島春藏氏ノ弟  
 ニ子ナリ資性温厚ニシテ品行良正家兄ト共一家ニアリテ理髮業ニ従  
 事セシガ日露開戦前剃夫ヲ志願シテ軍艦吉野乗組員タリ然ルニ其乗  
 組軍艦吉野ハ進航中濃霧ニ遭ヒ明治三十一年五月十五日午前一時四  
 十分端ナク奇禍ニ罹リテ軍艦奪日ト衝突シ北緯三十八度六分東徑百  
 十二度十三分ノ地点ニ於テ沈没ノ際不幸多数ノ将卒ト共ニ溺死ヲ遂  
 ゲラレ屍体ハ遂ニ收容セラルトニ至ラズ同日戦功ニ依リ特ニ勲八等  
 ニ叙シ白色桐葉章ヲ授ケラル村民深ク君ノ戦死ヲ哀悼ス謚シテ大安  
 義道居士ト云フ  
 當所ハ以上西南日清日露各戦役ニ於ケル戦病死者ノ靈ヲ弔スル爲  
 ×郷社巖田神社境内ニ招魂社ヲ建設シテ毎年十月十六日例祭ヲ執行  
 シ且ツ毎年八月十六日一宗乗可富洞院正泉寺ノ三寺院輪番ニ遺族ヲ  
 招待シテ追弔法會ヲ營ミツツル  
 明治三十七八年戦役従軍者其他論功行賞表(戦病死者遺族等特別賜金掲載表)

勲七等旭日章	功七級金鷄勲章(詳略)	故陸軍歩兵曹長	青島愛次郎
同	同	故陸軍歩兵上等兵	増田直吉

勲八等旭日章	同	故陸軍歩兵上等兵	松永庄平
同	同	故陸軍歩兵上等兵	熊切平十
同	同	故陸軍歩兵一等卒	青島芳太郎
同	同	故陸軍歩兵一等卒	山内嘉一郎
同	同	故陸軍歩兵一等卒	脇水多三郎
同	同	故陸軍歩兵二等卒	布施源次郎
同	同	故陸軍歩兵上等兵	佐々木友藏
同	同	故陸軍歩兵上等兵	結城謙次郎
同	同	故陸軍歩兵上等兵	青島源吉
同	同	故陸軍歩兵一等卒	作原米吉
同	同	故陸軍歩兵一等卒	石田乙藏
同	同	故陸軍工兵一等卒	尾川與茂吉
同	同	故陸軍歩兵二等卒	山本峰藏
同	同	故陸軍歩兵二等卒	青島梅藏



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八	八	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	元陸軍歩兵二等卒	陸軍歩兵二等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍砲兵輸卒	陸軍砲兵輸卒
高島兼作	廣瀨龜吉	堀田伊之助	松浦勇次郎	増田恭藏	牧田久助	浅田喜十	大石保一郎	山内鉄藏	近藤田四郎	山崎球太	大塚榮作	石上万吉	鈴木周平

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	二
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
陸軍砲兵輸卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍騎兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵上等兵	陸軍輜重輸卒	陸軍砲兵二等卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍騎兵一等卒
曾根梅吉	村松太作	山崎仙藏	松浦幾太郎	熊切音吉	森誠一郎	立石孫藏	西村健次郎	仲田寅次郎	森本傳作	仲田銀藏	増田喜作	小林幸吉	安藤平一郎

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
七	七	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	
陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	海軍三等機関兵	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	
松村幸太郎	村松佐市	臼井初次郎	大畑芳藏	松崎利吉	栗田幸藏	増田伊之作	岩本義喜	谷野百一郎	松永萬吉	北堀俊太郎	加藤幸助	大石角藏	青島由太郎

同	同	同	勲八等瑞寶章同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	
陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍工兵一等卒	陸軍騎兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	
小関竹藏	夏賀兼吉	磯部鉄藏	赤堀卯逸	西村政藏	青島久一郎	五島友吉	安藤亀吉	熊切金作	小板橋宗太郎	青島鉄太郎	磯部金平	岩本國藏	井嵐豊吉



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一時賜金
三五	三五	三五	三五	三五	三五	五	五	五	五	五	五	五	五
陸軍歩兵二等卒	陸軍歩兵二等卒	陸軍歩兵二等卒	陸軍歩兵二等卒	陸軍工兵一等卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍砲兵一等卒	陸軍歩兵二等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒
八木清藏	大石角藏	芝田兼太郎	村松安太郎	増尾和一	増田松次郎	杉本喜太郎	磯部寅吉	池谷清市	青島金次郎	鍵山忠吉	田中太郎	小関新吉	青島茂一郎

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
陸軍歩兵一等卒	陸軍看護卒	陸軍輜重輸卒	陸軍輜重輸卒	陸軍騎兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒	陸軍歩兵一等卒
吉田金治郎	増井兼藏	青島貞藏	池谷銀作	近藤民藏	中村×吉	立石竹藏	青島隆吉	磯部乙吉	曾根和助	山内文藏	青島徳藏	曾根又藏	塚本甚四郎



シガ交戦五年ノ久シキニ涉リ独シノ國力遂ニ潰ヘテ大正七年十一月十一日休戦條約ノ成立ヲ見ルニ至リ次デ各國ノ全權委員ハリニ會シテ平和條件ヲ議シタルガ此平和條約ニ依リ我國ノ獲得シタル主ナルモノヲ擧ゲレバ

- 1 我國ハ五大強國ノ一トシテ國際聯盟ニ加ハリシコト
- 2 膠州灣及其他山東ニ於ケル獨逸ガ曾テ支那ヨリ得タル一切ノ權利ヲ得タルコト
- 3 我軍ノ占領セル元独シ領南洋諸島ノ統治委任ヲ受ケタルコト

等ナリトス

本戰争ハ兵規模ノ大ナル点ニ於テ眞ニ空前絶後ノ大戰ト云フベク列國悉ク戰爭ノ慘害恐ルベキモノナルコトヲ體驗シ世界永久ノ平和ヲ希望スルノ輿論勃然トシテ起リ或ハ軍備制限ノ協商ヲ爲シ或ハ不戰條約ヲ締結セムトスル等世界平和ノ機運ヲ醸成スルニ至レリ

本戰役ニ際シ本郡下ニ勳員令ノ下レルハ大正三年九月二十七日ニシテ具凱旋セル豫備役及歸休兵ノ召集解除ヲ見タルハ同年十一月二十九日トス本町ヨリ此戰役ニ參加セシモノハ二十七名ニシテ孰レモ無事凱旋シタリ從軍者竝ニ戰役關係者ノ氏名等左ノ如シ

勲等	功	賞	氏名	勲等	功	賞	氏名
勲一等瑞寶章	勳功	功	仲田國藏	勲一等瑞寶章	勳功	功	大石啓作
勲二等瑞寶章	勳功	功	山内松藏	勲二等瑞寶章	勳功	功	數崎作太郎
勲三等瑞寶章	勳功	功		勲三等瑞寶章	勳功	功	作原平一
勲四等瑞寶章	勳功	功		勲四等瑞寶章	勳功	功	青島正志
勲五等瑞寶章	勳功	功		勲五等瑞寶章	勳功	功	曾根
勲六等瑞寶章	勳功	功		勲六等瑞寶章	勳功	功	曾根喜四郎
勲七等瑞寶章	勳功	功		勲七等瑞寶章	勳功	功	大石好平
勲八等瑞寶章	勳功	功		勲八等瑞寶章	勳功	功	曾根
勲九等瑞寶章	勳功	功		勲九等瑞寶章	勳功	功	大石清太郎
勲十等瑞寶章	勳功	功		勲十等瑞寶章	勳功	功	助宗定吉

勲一等瑞寶章	勳功	功	青島金次郎	勲一等瑞寶章	勳功	功	大石啓作
勲二等瑞寶章	勳功	功	杉浦光一郎	勲二等瑞寶章	勳功	功	數崎作太郎
勲三等瑞寶章	勳功	功	大石敏郎	勲三等瑞寶章	勳功	功	作原平一
勲四等瑞寶章	勳功	功	良知小一郎	勲四等瑞寶章	勳功	功	青島正志
勲五等瑞寶章	勳功	功	熊切幸太郎	勲五等瑞寶章	勳功	功	曾根
勲六等瑞寶章	勳功	功	大石咲太郎	勲六等瑞寶章	勳功	功	曾根喜四郎
勲七等瑞寶章	勳功	功	青木清市	勲七等瑞寶章	勳功	功	大石好平
勲八等瑞寶章	勳功	功	作原千代藏	勲八等瑞寶章	勳功	功	曾根
勲九等瑞寶章	勳功	功	山口平四郎	勲九等瑞寶章	勳功	功	大石清太郎
勲十等瑞寶章	勳功	功	西村銀作	勲十等瑞寶章	勳功	功	助宗定吉
勲十一等瑞寶章	勳功	功	池谷藤太郎	勲十一等瑞寶章	勳功	功	大石啓作
勲十二等瑞寶章	勳功	功	夏賀格太郎	勲十二等瑞寶章	勳功	功	數崎作太郎
勲十三等瑞寶章	勳功	功	石上富藏	勲十三等瑞寶章	勳功	功	作原平一
勲十四等瑞寶章	勳功	功	近藤信作	勲十四等瑞寶章	勳功	功	青島正志
勲十五等瑞寶章	勳功	功	河森英三	勲十五等瑞寶章	勳功	功	曾根
勲十六等瑞寶章	勳功	功	小澤盛次	勲十六等瑞寶章	勳功	功	曾根喜四郎
勲十七等瑞寶章	勳功	功	渡辺貢	勲十七等瑞寶章	勳功	功	大石好平
勲十八等瑞寶章	勳功	功		勲十八等瑞寶章	勳功	功	曾根
勲十九等瑞寶章	勳功	功		勲十九等瑞寶章	勳功	功	大石清太郎
勲二十等瑞寶章	勳功	功		勲二十等瑞寶章	勳功	功	助宗定吉

			同 三五	同 三五	同 二五
陸軍歩兵曹長	陸軍歩兵曹長	陸軍歩兵曹長	陸軍歩兵曹長	陸軍歩兵曹長	陸軍歩兵曹長
大石國太郎	山内太作	藪崎保一	高橋源太郎	櫻井圭次郎	紅林甚太郎
陸軍歩兵曹長	陸軍歩兵曹長	陸軍歩兵曹長	陸軍歩兵曹長	陸軍歩兵曹長	陸軍歩兵曹長
小林利吉	石上康一	赤堀雄作	安藤鐘一	磯部惠吉	

第十三目

教育家 人物 附 舊家調

君は文化十三年五月一日を以て舊上青島村瀬戸に生る夙に素封家にし  
て家代々庄屋を勤め君亦田中藩の大庄屋を勤む漢籍に通じ詩文を善く  
するを以て其名高く魏を秋碧と云ふ文人墨客との交遊廣く氣品高潔の  
人物として時人の畏敬を受く明治五年學制發布せられしも小學校の設  
置せられざるを憂ひ上青島村外四ヶ村（上青島村下青島村内瀬戸村）有力者に諮  
り明治七年四月其宅地内の建物を教室に充て育生舎を創立し自ら奮つ  
て教鞭を執り育英の事に従ふ明治十四年上青島村外四ヶ村に於て校舎  
を新築するに及び君は更に有志の請を容れ自邸に私塾を置き小學校出  
身者に漢籍を授けられたり後年小學校に教鞭を執り或は村政に參與す  
る者君の門下生ならざるはなかりき君が育英事業に盡せるの功寔に偉  
なりと謂べし

齡ひ七十七歳の秋門生相謀りて祝壽の宴を張るや君左の一詩を賦し自  
ら之を書して門生に頒たる

七十七年長夢 圓碁哦句出塵煙  
健康長生無他術 運動應宜節食眠

君又圍碁の名手として廣く世に知られたりき明治三十四年十月八十六  
歳を以て歿せらる

元前島村外八ヶ村組合戸長故青地半三郎君  
君は天保十一年十一月一日を以て榛原郡大幡村（村今大幡）に生れ嘉永六

年二月葛前島村青地半三郎の養子となり先代の名を襲ふ性温厚篤實家  
 産豊かにして徳望高く明治七年六月小區の制を設けらる、也第六大  
 區八小區長となり同八年二月副區長となり九年八月副區長兼學區取締  
 となり十四年十月學務委員となり十七年七月前島村外八ヶ村組合戸長  
 に擧げられ第十四學區學務委員を兼ね明治十八年戸長の職を辞してより  
 多く村政の表面に立たず明治二十二年自治區造成せられ息雄太郎氏  
 村長に當選せる後は専ら家に在りて公共の事に與らざりしと雖も維新  
 前後より自治區造成に至る民政の過渡時代に於て小區長又は小區副區  
 長として或は組合戸長として民政に盡瘁せられたるの功は寔に鮮少な  
 らざりしなり明治三十二年三月年六十一歳にして歿せらる

元青島村戸長故大楠 巖君

君は天保十三年九月十四を以て志太郎一色村(今の一色)に生る士族温谷  
 次郎氏の三男なり幼にして益津郡村(今益津)大楠六郎に養はれ大楠  
 家を相續す明治四年學制發布に際し君私塾を開きて育英の事に従ひ傍  
 ら教導職を勤む明治十五年益津郡百八十一ヶ村聯合町會議員に當  
 選し同十六年二月縣會議員に當選す明治十八年四月志太郎郡間村外一  
 ヶ村戸長に任ぜられ同十九年六月七日上青島村外四ヶ村戸長となり同  
 二十二年自治區造成と共に青島村戸長に任ぜられ恪勤精勵處務懇切に  
 して村民の信頼厚く自治區造成當時に於ける幹旋の勞寔に尠なからず  
 同年六月青地雄太郎氏の青島村長に當選するに及び君は郷里西益津村  
 長に推され勤績多年後藤枝町助役たりしことあり大正五年十一月十日

年七十五歳を以て埼玉縣大里郡中瀬村に於て歿せらる  
 君は本町出身の人にあらざると雖も本町成立當時の戸長として功勞尠か  
 らず之れ特に茲に掲げて町民の記憶に留むる所以なり

元青島村長三郎 故青地雄太郎君

君は慶應元年五月十日を以て志太郎前島村(今の前島)に生る青地半三郎  
 君の長子なり資性温厚にして聰明、明治十一年小學全科を卒業し有渡  
 郡彌勒町なる朝陽義塾に學び後小笠原倉真村なる岡田良一郎先生の冀  
 北學舎に入り明治十六年卒業を以て東京專門學校に入り政治經濟科を

修め同十九年七月業を卒へ歸郷す

明治二十二年町制實施せられ自治區造成の結果「青島村」の成立す  
 るや年僅に二十四歳を以て初期の村長に當選し熱誠以て村政統理の任  
 に膺り利害必ずしも一致せず民情必ずしも同じからず夫れ事情を  
 異にして動もすれば互に相乖離せむとする舊十一ヶ村を統御して能く  
 融和協調せしめ土木に勸業に教育に衛生に其他百般の村務に盡瘁せる  
 の勞は能く筆紙の盡すと云ふにあらざり而も此間に於て隱忍自重能く  
 衆議を纏め常に協力一致の美風を作興して自治體の基礎を鞏固にし幾  
 多の難局に善處して先づ後場學校の位置を遠定し次で瀬戸谷街道横須  
 賀街道の開鑿を断行し傳染病の猖獗を極むる也幸先隔離病舎を設置し  
 て之が蔓延を防遏し日清戰役の當時に於ては迅速周到の用意を以て召  
 集及び徵發事務を處辨し進んで士氣の振作遺家族の慰問救護凱旋軍人  
 の歡迎に至る迄自ら範を示して之を行ひ青島實業銀行を創設して金融

機關の整備を圖り前島運送合資會社を創立して物資の集散に便し村農會を設置して農業の改良進歩を促し木屋水門の改築に努力して灌漑用水に利便を興ふる等改々汲々として村民の福利を増進するに専念せらる茲を以て治蹟大いに譽り村民皆悦服す

斯くて再選又再選勤績満十ヶ年にして職を辞する常町の今日ある君が先見の明ある施設計劃に負ふところ極めて多し而して此間村農會長となり志太郡町村農會長となり島田町外十二ヶ村水防組合會議員となり青島實業銀行頭取となり前島運送株式會社重役となり郡徴兵參事員となり郡農會評議員となり其他各種の議員又重役に擧げられたること故學に違あらず特に志太郡町村長中に在つては年少の身を以て薪然頭角を現はし常に其牛耳を執りて宛然郡長顧問役たるの觀ありき時に年僅に三十餘歳年少の身を以て早く一家を成せること君の如きは世間多く其比を見ず

明治三十二年六月青島村長の職を辞するや間もなく郡別施行せられ推されて第一次郡會議員となり郡參事會員となり郡徴兵參事員となり後又所得稅調査委員に擧げられ傍ら國事に奔走す

明治三十五年八月衆議院議員に當選し翌年三月再び衆議院議員に當選三十七年三月に當選シテ衆議院に入る此年白露交戦の事あり在任中明治三十七年八月捕獲の功に依り勲四等に叙せられ旭日小綬章を賜はる大正元年十一月捕獲の功に依り勲四等から勲三等に叙せられ瑞寶章を授けらる其政界に在るや夙級の功に依り勲三等に昇叙せられ瑞寶章を授けらる其政界に在るや夙

に大隈伯の改進黨に属し後犬養先生の國民黨に属す伯の寵遇と犬養先生の信任とは共に頗る厚く多年本部の常任幹事たりき

大正六年聘せられ東京電燈株式會社囑託となり同八年信越電力株式會社囑託となり同九年飯山鐵道株式會社專務取締役となり北信の地に在つて其手腕を揮ひつゝありしが惜むべし大正十三年十二月病を發して郷里に歸り同十五年十二月二十四日年六十二才を以て歿せらる

君が四十年に垂んとする公人生活は自ら之を三期に別つて得べし則ち其第一期は地方自治の爲めに全力を傾注し其第二期は専ら中央政界に在つて國政の爲めに貢獻し其第三期は電力及び鐵道事業に最善の努力を致す君の職務に當るや至誠一貫責任を重んじ肝膽を碎きて寄託に酬ひぶれば己まが事を處する穩健にして公正其德望の一郷に高かりしもの誠に偶然にあらざるなり

政治家としての君は憂國愛民東奔西走して其産を傾くるを辞せず品性の高潔と操守の堅實とを以て世に知られたりき當時は特に君が其村長に職當時に於ける勲勞の多大なりしを念ひ故人に酬ゆるの微衷と敬意を表せむが爲め町會の決議に依り町葬の禮を以て敏葬の典を行ひたり

元青島村長勲七等 紅林儀三郎君

君は天保十二年十二月一日を以て喜壽請新田に生る資性温厚篤實質素勤勉にして父祖の業を勵み理財の才に富みて郷黨の信用厚く本町の大地主たり明治七年幹事試補となり同八年より副戸長を勤め幹事試補を兼ぬ十二年三月 喜壽請新田戸長となり十四年十二月より學務委員を兼

ねらる明治二十二年青島村の成立するや選出れり収入役となり在職五年にして職を辞す明治三十三年推されり村長となり南米在職八年此間汲々として村政を處理せらる小學校舎の移轉建築役場廳舎の移轉建築等皆君が在職中の事業に属す

君又村政に執掌せらる、の傍村農會長たりしことあり尚武會副會長たりしことあり明治三十七八年戰役の際しては充員召集に物資徵發に公債募集に出征軍人家族の保護に將た犒軍恤兵に其勞鈔からず功を以て勲七等に叙せらる明治四十年六月志太郡會議員に當選し同年十月島田町外十二ヶ村水防組合會議員に當選し在職中翌四十一年三月年六十八歳を以て歿せらる

故吉江得壽君

君は嘉永三年六月十四日武藏國豊島郡駒込片町に於て生る舊静岡藩士にして幼名を吉江武橋と稱し後得壽と改む本籍を西益津村田中に置き明治六七年の頃居を志太村に卜せらる明治七年志太村外四ヶ村公立小學校爲善館の成るや入つて教鞭を執られ後爲善館の前島學校に併合せらる、や前島學校に移り明治二十二年更に青島學校と合して青島小學校となるに及び更に之に轉じ勲績三十四年の久しき一日の如く銳意専心育英に従事せらる其間君の教育を受けたる者實に二千餘名君が本町子弟教育に貢献せられたる功は永く没すべからず君資性温厚篤實にして品行方正稀有の精勤家なりしを以て寔に得易からざるの良教員として子弟の敬慕と父兄の尊敬を萃め居りしが明治四十年八月年五十八歳を以て歿せらる

歳を以て歿せらる

元爲善館の門下生相謀りて石碑を建て報恩の一端となす後又親しく翁の教育を受けたる村内青年子弟相謀りて記念文庫を設置し『吉江文庫』と稱し青島尋常高等小學校内に備へらる徳望の高かりしこと想ふべきなり

君特に書を能くし人の爲めに請はれて毫を揮へるもの甚だ多し疏を『壽山』と云ふ少時伊佐岑満先生に就いて學べるものなりと云ふ

君在職中恪勤精勵の故を以て賞賜されたること二回其全文左の如し

多年一校ニ從事シ生徒教導上厚ク注意候段殊勝ノ至リニ付金貳圓下

與候事

明治十四年十一月八日 静岡 岡 縣  
 多年勲績其功績不尠候ニ付爲其賞與袴地一反下與候事 静岡 岡 縣

元村會議員 故八木九平君

君は天保十二年十一月十六日を以て前島村に生る資性謹厚にして夙に郷黨に重んぜらる明治六年五月前島村戸長となり九年八月より幹事試補を兼ね十二年三月前島村戸長となり十四年十一月より學務委員を兼ね十六年三月に至る明治十七年第十四學區學務委員となり明治二十二年青島村の組織成るや村會議員に當選し前島區長を兼ね南米再選又再選議員の職に在るものと二十四年能く村政と民情に通曉し熱心其職に當る明治三十一年青島村外二ヶ村用水組合六合村外四ヶ村用水組合の組

職せらる、や君常に其議員に當選し且つ用水係りとして十餘年の久しき専ら灌漑用水堰への任に當り熱心其職務を盡せるを以て關係村民深

く之を徳とす  
明治四十一年志太郡會議員に當選す君又本村農會評議員兼前島部長、本村尚武會常議員、前島衛生組合長の職に在ること多年、明治四十四年青島高洲耕地整理組合の創立委員となり、後副組長となり、老軀を提げて指揮監督の任に當りつゝ、ありしが大正元年十二月年七十二歳を以て歿せらる

元村會議員 鈴木吉藏君

君は嘉永五年七月十八日を以て南新屋村に生る資性剛毅にして自信の念強く拮据勵精大いに産を治め力を地方公共の事業に致す蓋當町立志傳中の第一人者たり  
君は當町自治區造成に際し率先奔走盡力するところ少ならず、明治二十二年青島村の成るや推されて村會議員となり、爾來勤績三十二ヶ年常に議會の中心人物として村治に貢献せられたることも亦久しく、其他臨時此間學務委員、南新屋區長、用水組合會議員たりしこと亦久しく、其他臨時に各種の委員に擧げられ熱誠努力能く其責任を竭さる  
君頭腦明敏にして思慮周密意思強固にして議論峻烈對者を屈せしめずんば已まざるの概あり人を責むるに寸毫の假借なかりし雖も能く信義を守り言責を重んずるの美德を具へたりき  
大正六年二月十一日青島村自治功勞者として表彰せらる君夙に先見の

明を有し事業經營の才に富み理財の道に長ず、明治二十二年藤枝駅の開設せらる、や九十運送合資會社を起して率先運送業を營み、傍ら金融業を經營し遂に九十銀行を創立して事業二つながら隆々たり君の生涯は誠に奮闘努力の連鎖にして光輝ある生涯といふべし  
大正十三年八月二日年七十三歳を以て歿せらる

元村會議員 牧田米吉君

君は萬延元年六月四日を以て志太村に生る資性穎悟豁達にして頭腦明晰才氣煥發の好丈夫なりき  
君の社會に出でたるは王政復古して明治政府樹立せられ立憲自治の制度創始せられむとする所謂制度變革の準備時代に属し民間に人材を求むること頗る急切なるの時なりき君則ち年少の身を以て村事に掌はり或は地押調査に従事し或は人民總代として他所村と折衝の任に當り専ら公共の事務に従ふ年少の身を以て公事に奔走せむること君の如きは稀なりしと云ふ

君志操堅實にして世才に長け常識に富み特に最も辯論に長ず、明治二十五年四月推されて村會議員となり、爾來勤績二十五ヶ年の久しきに亘り有力なる議員として、嶄然頭角を現はす其職務に忠實熱心に、適當發展の爲め貢獻せられたること寔に尠ならず、而して此間學務委員たること八ヶ年、志太區長及び區長代理たりしこと二ヶ年、六ヶ月或は道路組合會議員となり、或は傳染病豫防委員となり、其他臨時に各種の委員に擧げられたること枚擧に遑あらず、君又産業方面に熱心にして村





同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

村會議員勳績二十七年以上三三ノ用水世話人多ク多功勞不勲 元村會議員故八木九平

町村會議員勳績三十七年以上土木委員タルト多功勞不勲 町會議員 仲田喜重郎

村會議員勳績二十四以上消防組頭傳染病豫防委員等勳績多功勞不勲 郵便局長 石川銚次郎

村會議員勳績二十五年以上三三功勞不勲 元村會議員故 小林房吉

町村會議員勳績十二年縣評議員新田區長勳績十四年三三功勞不勲 元町會議員 田中光一郎

村會議員勳績十九年前島區長勳績十四年功勞不勲 元村會議員 松永兼吉

町村會議員勳績十六年內瀬戸區長勳績十二年功勞不勲 町會議員 青島與一郎

青島村書記勳績二十三年功勞不勲 元青島村書記故山崎豊吉

多年町村會議員及土木委員勳績功勞不勲 町會議員 杉本竹藏

多年村會議員及青島區長勳績功勞不勲 元村會議員故青島次郎

多年町村會議員及青島區長勳績功勞不勲 町會議員 佐野岩次郎

多年村會議員及區長勳績功勞不勲 元村會議員 谷野作次郎

同 元町會議員 増田松藏

多年下青島區長及同代理者勳績功勞不勲 元青島區長 山本市太郎

多年青島區長及同代理者勳績功勞不勲 元青島區長 鈴木熊吉

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

質素勤勉家業に精勵し能く公私の義務を重んじ力行衆人の模範たりとの原を以て従来志太郎長志太郎町村長會長等より表彰されたる者左の如し

上青島 大石和吉

島門請新田 田中茂作

前島 谷野作次郎

前島 八木亀吉

舊家

當町は其起源淺からず従つて舊家と稱すべきもの少なからざるべしと雖記録傳説の信憑すべきもの少く之を知悉するに由なきを遺憾と

多年南新屋區長及同代理者勳績功勞不勲 元南新屋區長曾根亀次郎

多年町村會議員及志太郎區長勳績功勞不勲 町會議員 森 誠一郎

多年町村會議員及水上區長勳績功勞不勲 元村會議員 青島佐太郎

多年青島區長及同代理者勳績功勞不勲 元青島區長故朝峯福次郎

多年青島村書記勳績功勞不勲 代理者 大石保一郎

勳績五年主席訓導功勞不勲 元青島村書記 堀田健次郎

勳績十八年精勵恪勤功勞不勲 小学校訓導 堀本鉄之助

同 同 同

元島門請新田 赤堀宇吉

下青島 飯塚兼吉

島門請新田 田中富作

左に掲ぐる系譜は各其家に藏する古文書にして稍々信憑するに足る也  
 のありと信じ參考として之を掲ぐ  
 青島五郎兵衛長忠は當時下青島に居住せし豪族にして其居住せし所  
 と池田屋敷と云ふ系圖左の如し  
 青島系圖  
 替紋凡之内

總積氏鼻祖者神鏡  
 色命之後胤總積朝臣之苗  
 社之職銓本穗積之一統元祖也  
 始而源義經奉仕穗積重忠者甲斐源  
 前司信光奉仕甲州於藤原郡三百貫賜采地代々  
 為勤仕鈴木之二統者今以紀州牟婁郡藤代居住當時紀陽候食祿賜之青  
 嶋之一党甲州藤原居住而家名運綿為相續也  
 重忠 六郎後号 九衛門尉 和合戰有軍功  
 重明 六郎後号 九衛門尉 和合戰有軍功  
 重長 五郎九衛門尉 承久之亂有大功  
 長道 五郎九衛門尉 弘安年中蒙古襲來之時於西國有軍功  
 重永 四郎兵衛尉 父一所有勲功  
 重保 四郎兵衛尉 武田信虎時世專有戰功  
 長保 五郎兵衛尉 武田信虎時世專有戰功

長忠 藤助 後号五郎兵衛  
 信玄 時代後有軍功駿州志太郡於平島村大覺寺村五拾貫賜加恩為中  
 興之祖感狀判物子孫為傳來指物赤地四半黒地桔梗四半共傳來後年  
 武田左典既信繁田中在城之時遠州諏訪原城手遣之砌同國金谷蟠一  
 置諏訪原之兵大井川一瀬越處追返得首級増田彦次郎富永彦九郎一  
 所為高名田中城一兩年在番沼曲輪在勳味方原合戰之翌山縣昌景  
 屬麾下有功元和丁卯年五月朔日卒行年六拾貳歲清涼院忠山了  
 節居士  
 長重 彦右衛尉 甲州藤原居住  
 長秀 水野監物 忠善家來芝田武太夫食祿二百石  
 長邦 同家奉仕 梅沢九郎左衛門食邑二百石  
 長峯 會津中將 正之候奉仕植村善右衛門食邑二百五十石  
 長宗 藤助 後五郎兵衛  
 信玄 勝頼 兩代奉仕 滅亡以後依有所縁大須賀五郎左衛門康高等食合  
 刀米三百五十石 附助 遠州於櫻村領知之織田信長横死以後甲信兩國  
 空主之頃  
 東照神君 甲州若御子 御手遣之 睦御味方 小山善介討死共場居合其敵  
 打留善介 首者不渡敵兵 小笠原與左衛門 小性鍋千代為討引取候始末  
 横須賀十二人 衆之内坂部三十郎 小島與五右衛門 久世三四郎門奈左  
 近右衛門 居合被為 蒜美尾州長久手 御陣之砌 鎗下高名同日兩度得首  
 級 井上太左衛門 西尾仁右衛門 為證人 官帳載之 其時最康高麾下為隨

身尾州長久手御陣之砌東照神君於御前野太刀一腰久裁之太身鎗一筋  
從康高給之子孫今以傳來  
天正十五年

東照宮駿州遠自(當力)筋御手遣之時康高手下有之田中込案内存  
知之旨康高被中上御道御嚮道走廻働之様子思召相應為御褒美駿州  
志太郡於本郷村(今下青島村)屋鋪地二箇所之慶免除被成下之旨  
高刀與左衛門天一人書判之書附子孫今以為家寶晚年大須賀家致  
仕免除之地居仁改本郷村自分苗字與青島村愛名代々斯地子孫為居

慶長年中  
東照神君駿府之御城御隱館之砌自分居住之松林之内産物松茸并山  
椒每歲献上其項執達之御役人彦坂九兵衛書判之書附教通是亦今以  
子孫為傳來正保二乙酉年七月十七日卒行年八十六歲信誠院高林宗  
隆居士

長俊外記  
駿州並相忠長卿奉仕石田刑部為養子後年紀伊亞相頼宣君勤仕嫡子  
通政以後直氏長春長兼長好迨六代相續長好故有而紀州家致仕依為  
古郷青島退去剛部半六為改名元禄二年六月十四日卒休庵宗罷

長元御本丸御徒步衆奉仕石川仁右衛門  
長信紀州御家來石野忠左衛門食邑五百石

女子 波奈 他家不嫁延保三年六月四日卒花雲朝權  
長廣 四郎左衛門  
長俊 二男叔父長宗無世嗣為養子本家相續山上道譽高弟馬術達者門  
人有教多寛六丙午年十二月十四日卒行年三十六歲雙觀院生屋廣天  
居士

長兼 藤助  
長廣 舍弟駿河忠長君奉仕後年防長大守毛利家寄食故有而致仕水野  
監物 忠善勤仕忠春兩代奉仕

長次 五郎左衛門  
長廣 亦無實子長俊之末男為養子實者長廣舍弟也正徳元年卯年八月  
三日卒天眞院源性道本居士行年八十一歲

長政 五郎次早世元禄三庚午六月十四日卒眞翁源入居士母者長次妾  
山内市郎兵衛盛定女霜譽妙童。母者長次妻遠州榛原郡土瑞村増田  
九郎右衛門光吉女貴外貞富大姉元禄十二年九月二十九日卒行年五  
十四歲

庸壽 五郎兵衛寶曆六丙子年十一月十四日卒行年七十八歲池田院仙  
林道 壽居士  
長直 岩本歡馬為養子  
兼長 母者庸壽妻同國鹿原郡天野源左衛門女名者俊龜千代早世寶永  
五戊子九月十九日卒信法秋音

長賢 五郎左衛門

明和三年九月十八日卒  
忠淑 海野九兵衛為養子  
為宗 早世寂雲幼室  
時尚 母者庸壽安石橋利左衛門女  
雲次郎早世享保十七年

十五代 覺壽院殿

十六代 孝德院

十七代 長恭五郎左衛門

十八代 長廣 藤助

室日坂八幡宮神主朝比奈某の女  
實八宗高村池ヶ谷清右衛門男  
法名光安道輝居士  
其系圖左の如し

岩本家系圖

天兒屋根命二十三代  
大職冠錄足

正二位内大臣人皇三十九代  
天智天皇白鳳八己孫賜藤原姓  
淡海一房前一魚名一藤成一豊澤  
村雄一秀郷一于常一公脩一文行一公光一公清一秀清一康清一憲清  
佐藤兵衛尉 御鳥羽院御宇依乱世禁裡密勤之時御后楠御前官女鏡満

姫中二女関東落拾北面武士佐藤兵衛尉憲清岩倉氏附添下折節駿河大  
井川満水渡川難叶川下廻土民頼桶越渡川西士院土民之名問不名衆頼  
問聞其處住穢多答西女是聞穢多川起上るを悲自害依近在之土民共打  
寄尋常ならぬ人柄貴楠御前谷口云所産神祭鏡満姫西島云所産神祭岩  
倉其邊之在留佐藤兵衛有故岩本名衆邊住居養妻子從夫法身而西行法  
師法名関東下一憲久一憲雄一久教一通教一康久一清政一政直  
一憲政一國憲一義清一秀則一義頼 岩本九女下宅駿州青島邑合津津住居子定  
一俗名不詳光壽院眞應喜悅居士一太郎兵衛(元禄十年十月廿五日死亡)  
一重兵衛(正徳四年十月十三日死亡)太郎右衛門(元文五年正月十日死亡)  
太郎左衛門(安永三年四月廿九日死亡)太郎右衛門(文政五年十月五  
日死亡)太郎兵衛(天保五年四月廿五日死亡)太吉(死亡年月日不詳)太  
作(慶應三年九月八日死亡)太郎兵衛(明治廿四年一月五日死亡)慶一郎(明  
治廿五年九月十九日死亡)徹之助(大正十五年十一月廿八日死亡) 正志

駿州志太郡青島村藤原氏岩本系譜 紋凡之内三引  
大職冠錄足公後胤鎮守府將軍田原武藏守秀郷朝臣之末葉佐藤兵衛尉  
憲清後鳥羽院之御宇遠州榛原郡小杉村居住保延年中法身遊齋其砌有  
故改佐藤始号岩本氏郷士而子孫遠州住居憲清十一代後胤岩本三右衛  
門弟岩本九太夫道忠居萬治二己亥年三月四日病死則青嶋村岩本元祖  
中代雖有嚴功委記本家之系譜者也

右之意趣亡父依契約寫之差遣者也

安永七戌戌年九月吉日

田中城内

岩本源兵衛

藤原常房 藤原光則 五

上青島村

岩本太郎兵衛殿

(八) 稻垣 居其勝重は貞享年中當所上青島瀬戸宿に移住し來り子孫代々此地に

稻垣 本家 三左衛門 嫡孫

稻垣 出羽守正武

富士根方三縹谷の内

中村郷住居 稻垣 謙

本國 三河 生國駿河

御朱印拾五石餘所持有之

本紋 凡なし 若荷

替紋 黒餅内 澤瀉下に水

右紋 酌之 嚴酢めりがを、花めりが人

稻垣 權現標に 候二付家紋に可致旨依上意家紋と成

稻垣平右衛門重方嫡孫 三左衛門出羽守正武末孫 父武兵衛 稻垣三郎兵衛

源 勝重

一 勝重 義は駿河大納言忠長郷に奉仕御徒頭相勤高二百石領寛永之

頃 駿河國中不郡三縹江浪人

一 貞享年中同國志太郡上青島村内瀬戸染飯宿に移り

一 尾張大納言様御往來に即泊為入候島田宿御泊迄為伺御機嫌持參献上

一 朝一打持參献上之 江尻宿御泊迄海元一打土為伺御機嫌持參献上

一 之被為入候即有御菓子献上且門内江御供之面々江赤飯よし如御

一 茶多葉粉進上之 御同所採先年被為入候即實名御尋有之勝重と申上候得バ此即稻

一 垣長門守義差和に付同姓之義御目見遠慮社忤武兵衛儀母方苗字黒田武

一 仰出由依之三郎兵衛儀御目見遠慮社忤武兵衛儀母方苗字黒田武

一 兵衛と相名棄罷出御供之面々江世話之

一 御立之節黒田武兵衛と御被露有之御目見被仰付之

一 正 武勝 稻垣才市郎 武兵衛下改 御手代元々役相勤罷在先

一 年浪人 正勝義御代官太原太郎左衛門標御手代元々役相勤罷在先

一 駿州志太郡上青島村瀬戸染飯宿に住居一(山瀬戸入口)

一 田畑五拾石餘山林共上所持山際角屋舖に住居浪人に罷在

一 父勝重之次女 上泉村山下太兵衛妻

一、松平隠岐守様御從來之節は被為入候  
 一、大村河内守様御同断  
 一、中川内膳正様御從來之節は被為入候  
 右御召馬病馬に付被為入候節世話致上青島村之地内江相片付松  
 印有之年號不相知六月十六日御馬名沖の浪かす毛  
 一、元禄十一、寅十一月八日病死  
 伏承院釋乘教居士 藤枝宿長樂寺町 蓮生寺

重賢 實は蓮生寺住職本空二男

一、水野監物禄御者頭相勤罷在先年有故浪人後右娘兩人方江引籠  
 一、重方の女子は御旗本増井右門妻及中山勘兵衛妻と成

正命 政右衛門を庄助と改め後正命と改む  
 一、正命義は土岐丹後守様に御材木御買入方被召抱  
 一、享保十五戌年迄御同所に相勤同年國替之節浪人同十九寅年本多  
 家江住込

右の外内瀬戸に於ける青島三郎左衛門(現庄青島岩吉方) 岩本甚三郎  
 (現庄岩本男三方) 齋藤新田に於ける田中久兵衛(現庄田中俊一郎方) 伊藤  
 市右衛門(現庄伊藤良方) 上青島に於ける小澤莊四郎(現庄小沢増太郎方) 下青  
 島に於ける大石九郎左衛門(現庄大石三郎方) 前島に於ける安藤重助(現  
 庄安藤重吉方) 青島に於ける青島與左衛門(現庄青島與之助方) 志太に  
 於ける設樂龍雄(現庄設樂龍雄等) 孰も當時に於ける舊家と稱せらる

第十四目 雜録及補遺

葉煙草収納所ノ建設及所有ノ顛末  
 農家ノ副業トシテ葉煙草耕作地ノ指定ヲ受ケムトシ、六合村長高洲  
 村長相川村長大富村長豊田村長静濱村長吉永村長和田村長ト協力運  
 勤ノ結果見付地方專賣局長ノ諒解ヲ得テ大正十二年ヨリ當町外八ヶ  
 村ノ耕作地ニ指定セラレタルニ依リ之ガ收納所及保管倉庫ノ必要ヲ  
 感ズリ、係町長トモ協議ノ結果當町前島内ニシテ建設スルコト、  
 ナレリ、依ッテ町長兼農會會長タル山内與十郎氏ハ町會及農會ニ諮リ  
 テ大正十二年九月二十八日町會議員農會役員ノ聯合協議會ヲ開キ其

一、葉煙草収納所及倉庫ハ之ヲ建設スルコト。  
 一、收納所及倉庫ハ町ニシテ建設スベキモノナルモ建設費調達ノ都合  
 一、上町農會ノ名義ヲ以テ建設スルコトトシ、町ハ毎年度五百圓ヅ、五  
 一、年度間補助金ヲ支出スルコト。  
 一、貸付金ハ依リ建設費元利償還ノ後ハ町ノ營造物ト爲スコト、  
 一、建設委員ハ町會議員中ヨリ選出スルベシ及ビ農會長山内與十郎同評議員  
 一、友吉石川、鈴木、次郎、清一郎、諸氏ニ決定シ、同月二十九日委員會ノ  
 一、結果、米吉、杉木、竹藏、田中、良一、諸氏ニ決定シ、同月二十九日委員會ノ  
 一、建設費金壹萬貳千圓ヲ借入ル、コト、倉庫ハ榛原郡勝間田村東遠





町村ヨリ懸夢ノ圖素ハ單ニ参考トシテ受理ス  
 審査員ニ囑託シ十月二十六日審査會ヲ開會ス  
 前町長 山内與十郎  
 小學校長 八木定一郎  
 町會議員 中村勝五郎  
 町會議員 原崎友吉  
 町會議員 服部愛治郎  
 消防組頭 大石利三郎  
 審査員 八午後一時ヨリ午後十一時  
 定ス  
 壹等松下 鐵一  
 選外佳作 増田 鉄三  
 貳等 西村 愛子  
 富山 弥之助  
 安藤 熊太郎  
 高山 萬  
 參等 山本 秀雄

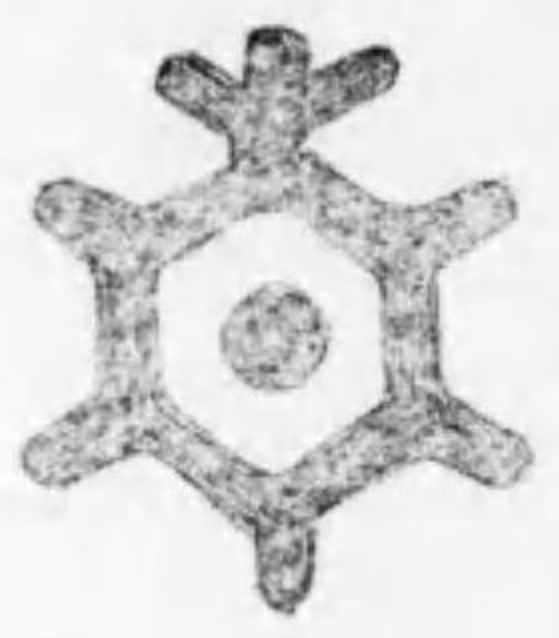


壹等

貳等

參等

選外佳作  
 而シテ町會ニ於テハ前記當選ノ圖案ヲ参考トシテ審議シタル結果左  
 ノ通り制定シ十一月五日公布同日ヨリ施行シタリ



南洋貿易の成功者岡野繁藏氏  
 海外ニ移住スル者ハ間々之ナキニテラザルモ、其能ク成功セル者ハ  
 殆んど之ナシ、獨リ岡野繁藏氏ハ徒手空拳ニシテ遠  
 ク南洋ニ赴キ、苦辛倍具ナシテ嘗メ波瀾重畳ノ間奮闘努力ヲ續クルコ  
 ト十餘年今ヤ年僅ニ三才ニシテ南洋ノ貿易五ト稱セラレ、至  
 ル、君ノ前途ハ尚ホ遠達ニシテ未知數ニ萬ストモ其成功ハ全ク驚



實ニ値スルモノアリ、而シテ其志ニ至レル一ト云フバ、不屈前途ノ精神ト奮  
 闘カ、結果ナルニ於テ眞ニ志傳中ノ人ト云フバ、不屈前途ノ發展測  
 リ知ルカ、結果ナルニ於テ眞ニ志傳中ノ人ト云フバ、不屈前途ノ發展測  
 今左ニ其経歴ノ一班ヲ記述ス。テ青年子弟發奮ノ資料ニ共ニシテ、  
 丸十運送會社ノ店員トシテ、四月、南屋ニ生ル。小學校卒業後、  
 ト共ニ送會社ノ店員トシテ、四月、南屋ニ生ル。小學校卒業後、  
 鼓吹シ目ツセ、實行ニシテ、同胞相愛ノ流汗鍛練ノニ大主義ヲ  
 シテ、大正四年、南洋スマトラ島、パダン市ニ雜貨商ヲ營ミ、  
 偶マ大正四年、南洋スマトラ島、パダン市ニ雜貨商ヲ營ミ、  
 ダン附近ニゴム、春、南洋スマトラ島、パダン市ニ雜貨商ヲ營ミ、  
 吉氏ノ懇望ニ依リ、遊澤子爵ヨリ、蓮沼門三先生ニ青年店員ト推薦方  
 依願シ、末リ六、推薦ニ依リ、遊澤子爵ヨリ、蓮沼門三先生ニ青年店員ト推薦方  
 十月、日、那、ラ、出、發、赤、津、傳、外、一、名、ト、共、ニ、遠、ク、渡、南、東、洋、商、會、就、キ、九、  
 月下旬、荷造、掃、除、等、ノ、雜、役、ニ、從、事、ス、此、ノ、間、成、績、ノ、見、ル、ベ、キ、モ、ア、リ、  
 二、於、テ、荷、造、掃、除、等、ノ、雜、役、ニ、從、事、ス、此、ノ、間、成、績、ノ、見、ル、ベ、キ、モ、ア、リ、  
 ト、於、テ、荷、造、掃、除、等、ノ、雜、役、ニ、從、事、ス、此、ノ、間、成、績、ノ、見、ル、ベ、キ、モ、ア、リ、  
 、ヤ、カ、ナル、支、店、ハ、ル、ト、コ、ロ、ト、リ、一、經、營、ニ、當、ラ、シ、メ、ラ、ル、末、ダ、馬、來、語、モ、判、ラ、  
 運、着、島、後、僅、日、モ、三、ケ、月、新、設、セ、レ、一、經、營、ニ、當、ラ、シ、メ、ラ、ル、末、ダ、馬、來、語、モ、判、ラ、  
 運、着、島、後、僅、日、モ、三、ケ、月、新、設、セ、レ、一、經、營、ニ、當、ラ、シ、メ、ラ、ル、末、ダ、馬、來、語、モ、判、ラ、

ハ、其成績、群ナリトテ、當時、瓜哇、スラバヤニ移シタル本店、詰ヲ命ゼラ  
 レ、地方、販賣、ノ、担、當、ヲ、命、ゼ、ラ、ル、  
 斯クテ、入、店、三、年、目、ニ、ハ、本、店、支、配、人、ニ、奉、ゲ、ラ、レ、後、東、洋、商、會、ノ、組、織、更、  
 セ、ラ、レ、資、本、金、六、十、萬、圓、ノ、合、資、組、織、ト、ナ、リ、本、店、ヲ、大、阪、ニ、移、ス、及、ビ、  
 ス、ラ、バ、ヤ、支、店、支、配、人、ニ、奉、ゲ、ラ、レ、大、正、六、年、再、ビ、増、資、シ、テ、東、洋、商、會、  
 植會社トナルヤ、バ、夕、ビ、ヤ、支、店、新、設、ノ、任、ヲ、帶、ビ、テ、バ、夕、ビ、ヤ、支、店、ヲ、  
 開キ、其、支、配、人、ト、ナ、ル、  
 大正八年一月、同社ヲ、圓滿、退、社、シ、日、本、ニ、歸、リ、テ、天、下、ノ、名、士、實、業、家、ニ、資、  
 金、ノ、貸、與、ヲ、求、メ、テ、奔、走、ス、ル、コ、ト、約、半、ケ、年、漸、ク、ニ、シ、テ、太、田、黑、童、五、郎、氏、  
 藤山、雷、太、氏、野、田、儀、一、郎、氏、粟、屋、七、郎、氏、其、他、ノ、諸、志、士、ヨ、リ、資、本、五、千、  
 萬、圓、ノ、援、助、ヲ、受、ケ、同、年、七、月、四、日、大、信、洋、行、ヲ、創、設、シ、ス、ラ、バ、夕、ビ、ヤ、市、ニ、開、業、  
 船會社トシ、却テ多額ノ債務ヲ負フノ悲境ニ陥リシガ、後、大、阪、市、島、谷、汽、  
 ノ、後、社、長、ト、シ、テ、特、別、ニ、多、額、ノ、資、金、援、助、ヲ、得、テ、事、業、ヲ、復、活、シ、テ、大、正、十、一、年、ヨ、リ、  
 ハ、神、戶、ニ、於、テ、大、信、實、業、商、會、ト、提、携、シ、ス、ル、ニ、至、リ、  
 ナ、ル、コ、ト、ニ、依、リ、テ、南、洋、商、會、ト、提、携、シ、ス、ル、ニ、至、リ、  
 創、業、以、來、強、烈、ニ、振、舞、ハ、レ、大、正、十、四、年、ニ、於、テ、雜、貨、商、會、ト、邦、人、商、會、ト、多、  
 和、年、以、來、強、烈、ニ、振、舞、ハ、レ、大、正、十、四、年、ニ、於、テ、雜、貨、商、會、ト、邦、人、商、會、ト、多、  
 夕、年、以、來、強、烈、ニ、振、舞、ハ、レ、大、正、十、四、年、ニ、於、テ、雜、貨、商、會、ト、邦、人、商、會、ト、多、  
 二、年、以、來、強、烈、ニ、振、舞、ハ、レ、大、正、十、四、年、ニ、於、テ、雜、貨、商、會、ト、邦、人、商、會、ト、多、



維持料多額、費用ヲ要シ不便ナキヲザルニ依リ普通加入已  
 域改訂方多、其前ハ請願中、昭和四年六月十七日通信者告示第  
 一八〇四號ヲ以テ左記ノ區域ヲ普通加入區域ニ改正セラレ昭和四年  
 七月一日ヨリ施行セラル、コトナリタレバ加入者激増シテ當時ニ  
 於ケル電話加入者、總數ハ一躍百餘名ニ達シタリ  
 普通加入區域ニ奪志(飛地ヲ除ク)同前島守芝田、田中島、  
 備考特別加入區域ハ東海道線、普通加入區域内、地ヲ除ク、  
 三陸ノ大字下青島、内字一本松、大字瀬戸新屋、内字イタダバナ  
 因ニ右ノ共同の達成ニ就テハ代議士山口忠五郎氏及當時商工會役員、好  
 カニ負担コトコト甚多シ

元文三年  
 村鑑書上帳

一、高 三百六十四石六斗三升三合  
 内 五石五斗五升四合  
 一、田 貳拾七町六畝廿一步  
 駿州志太郡青木村  
 駿河國志太郡青木村  
 新田高  
 但新田共ニ

一、畑四町三及壹畝廿三步 兩毛作  
 一、本田石盛 上田十四、中田十一、下田十  
 一、本田畑石盛 上畑十、中畑七ツ、下畑五ツ  
 一、新田畑石盛 九ツ、中畑六ツ、下畑五ツ  
 一、新田畑石盛 中畑六ツ、下畑五ツ  
 慶長九年辰年  
 一、考坂九兵衛様御檢地  
 元禄五年申年

一、太田攝津守様御檢地  
 一、分ヶ郷ニテハ無御座候  
 一、私領入合ニテハ無御座候  
 一、御檢地 貳石地  
 一、御領地 貳石地  
 一、社領高 貳石地  
 一、江戸迄道法 四拾八里  
 一、用水大井川ヨリ引取申居候  
 但庵ヶ寺  
 大井大明神  
 子安大明神  
 古所大明神  
 義

一、瀨戸川並内瀨戸谷川ヨリ引取申候  
 一、右瀨戸川ヨリ用水引高之分年々早損仕候  
 一、右内瀨戸谷川ヨリ用水引高之分年々水損仕候  
 一、小物成運上物何ニモ引取高之分年々水損仕候  
 一、家數 三拾八軒 内 三拾七軒 百姓  
 一、人 數 百七拾五人 内 八拾九人 寺  
 一、馬 六疋 御座候  
 一、牛 無 御座候  
 一、農業之間 無 御座候  
 一、秣川場ノ義 女ハ薪ヲ取、或ハ所々ニテ賃取稼居候  
 一、中候 八先々ヨリ南新屋村山ハ入合ニテ御年貢米差出シ刈取  
 一、御林無御座候 御座候 尤モ少々、ノ小林ニテ松木立申候  
 一、百姓無御座候 御座候 尤モ少々、ノ小林ニテ松木立申候  
 一、井無御座候 御座候 尤モ少々、ノ小林ニテ松木立申候  
 一、内瀨戸谷川當村ノ内東ヲ流レ申候、但川幅五間長二百六十八間是  
 一、八兩堤御座候 御座候 尤モ少々、ノ小林ニテ松木立申候  
 一、右川ニ極橋御座候 御座候 尤モ少々、ノ小林ニテ松木立申候  
 一、往還通リ大土橋ニテ御座候 尤橋御普請之義ハ御地頭様ヨリ被成

一、下候 江通リ小土橋ニテ御座候  
 一、江通リ五里程御座候  
 一、燒津港ノ道法里程御座候  
 一、瀨戸川堤ノ除御普請ノ儀ハ龍川倉杭木等ニテ仕候、但御地頭様ヨ  
 一、り被成下候  
 一、用水掛極老ノ所御座候 長六間六尺但内法ニテ横八寸高六寸厚二寸  
 一、東海道藤枝宿ハ助郷ニテ御座候  
 一、東海道瀬戸川地先川越相勤申候  
 一、東海道掃除丁場長百三拾貳間相勤申候 是ハ下青島村瀨戸新屋村兩  
 一、村地内ニ御座候  
 一、右城跡無御座候  
 一、往還通リ無御座候  
 一、當村獵場無御座候  
 一、出井水無御座候  
 一、御藏鹿軒但御座候  
 一、御馬屋ノ草藁御座候  
 一、常村御座候  
 一、大井川木屋ノ門水テ納仕候  
 一、是ハ高割ノ以テ下青島村地内ニ御座候 被成下候  
 一、用水ハ高割ノ以テ下青島村地内ニ御座候 被成下候

木村、三ヶ村組合ニ有之右向割ヲ以テ御地頭様ヨリ御普請被成下  
候  
一、当村東西四町、南北八丁御座候  
右之通り相違無御座候以上

元文三年午二月

青木村庄屋

同同年寄  
断断  
清權十郎藏  
傳兵衛  
五郎兵衛

田中御役所  
三軒家立場ノ事

當町上青島三軒家ハ島田宿藤枝宿ノ中間ニシテ江戸時代「立場」ト  
稱セラル立場ハ旅客ノ海道上リ下リニ駕籠ヲ止メ荷物ヲ下シ人馬ヲ  
休息セシムルハ休場ニシテ島田宿ヨリ四十三町藤枝宿ヨリ一里二十  
町許リ此所ノ岩崎太郎右エ門、新茶屋甚右衛門、當町亭ヲ以テ惣所トス  
トアリ維新前ハ申ス反バズ、汽車開通前迄ハ當町第一ノ繁華地ニ  
シテ増屋新金澤屋等ノ旅館兼茶屋アリ増田屋ニハ明治十  
年十一月畏クモ明治天皇御東行ノ節御小憩バサレタル程ナリキ  
附記、江戸時代ニ於ケル宿場、駅傳ノ節御小憩バサレタル程ナリキ  
志太郡誌ニ詳シケレバ就テ看ラルベシ川越等ニ関スル記事ハ

木屋水門ノ事

木屋水門ハ六合村細島地先ニ於テ大井川ヨリ灌漑用水ヲ引入ル、水  
門ナルカ同所ヲ水門ト稱ス由來左ノ如シ  
「木屋水門」有之満水ノ節右川通リ筋ハ度々押入申候慶元禄年中、野  
田三郎左衛門様御代官所ノ節江戶町人紀伊屋文三衛門駿府町人松  
木屋百蔵井川山ヨリ御用木ヲ通申候ニ付六ヨリ木屋水門ト申シ来リ  
渡板ヲ置キ梁ヲ渡シ御用木ヲ通申候ニ付六ヨリ木屋水門ト申シ来リ  
候ニ々々ト志太郡誌ニ見ヘタリ

御下リノ事

御下リノ事、ヤリシト云フハ今ヲ去ルコト六十二年、即チ慶應三年十月  
ニシテ此年非常ノ豊年ナリシカ何レヨリトモナク、天照皇不御宮、  
秋葉神社等ノ御神札合地ニ降リシコトアリ、(當時、八天ヨリ降ルト  
云フ)其時多クノ人々ハ所々ノ神社、奉詣ルル、ト称シ家業ヲ休ミ各  
道中ヲ隔リ歩キ人氣頗ル浮立テ非常ノ賑ハシ、女子ガ男装ヲ爲シ各  
月間詩リハシテ祭典ノ如キ騒ガリト祝酒ヲ振舞ヒ、神札ノ根上ニ降  
御下リト云ハルナリトゾ、如キ騒ガリト祝酒ヲ振舞ヒ、神札ノ根上ニ降



# 目次

德川時代の民政一般	一
德川時代の民政	一
當時の官制	三
租税の事 (上)	八
租税の事 (下)	二二
自治體	一九
其の結果	三七

## 附録

### 德川時代の民政一斑

左の一篇は明治文壇の史論家たる山路愛山先生が其著『武家時代史論』中に収めたるものにして當時の官制、租税、自治體の状況を細叙せるもの、特に四公六民の法を説き石高及租額を定むる標準を説き、租税の種類、租税の比例、檢地の方法を説き或は定免及色見の區別を説き、庄屋、名主、年寄、組頭等の制度、權限及風紀法度を説くこと頗る平明にして、當時の社會相を窺ふに足る當に好個の史料たるのみならず、一讀能く幾多の疑問を釋然たらしむるものあり、依りて參考として其全文を掲ぐ

### 德川時代の民政

#### 沈黙したる平民

余が嘗て見たる一書に百姓が代言の壓制を述べたる語あり、曰く「色々願指上候へども一向御取上無之、違而御願差上候へば御呵被成敷敷願候へば入獄被御付候」

故に百姓は沈黙せり

然れども彼等は沈黙したるが故に苦痛なかりしに非ず。當時の社會の寫眞たる文學は、明かに彼等の情態を示せり。試に其一例を擧げんか、

近松氏の戯曲「御達染手綱」に曰く、

1. 標田村の父様、二石二斗の未進につまり、六十六で水牢、男にも娘にも、子とくは此身計りなり。しよ



さいこを女にれ、お大名へも知れた備の小まんが、父孫を水牢では殺されず、参宮するとして暇もらひ、女子の身で代官所を秋收め迄、請合ふて牢を出したれ共、何をやてにて河とせむ。

是れ戯曲中の主人公たる、宿場の賣女團の小馬の述懐なり。此戯曲が公衆の前に演ぜられて、怪しき見事し時代の様相を知るべきのみ。此の一片の引續を以てするも猶且つ左の事實を示す。

(一) 當時田舎の生活が甚だ困窮なりし事。たとひ詩人は想像的材料を眞の事實に塗りつけて天然に近く、人間に遠き山里の閑寂と幸福とを歌ひ、山嵐は物のさびしき事こそあれ、みのうらよりはずみよかりける」と歌ふとも、其實は遠慮なき政治家の誅求は猶ほ此閑寂の地をも訪ひつゝありしなり。

(二) 都會の繁昌と田舎の衰頹とを示せること。見よ田舎には其の處女を賣て未達の年貢を調達せんとせしものあり。田舎女の節は都人士に蹂躪せられ、田舎の富は都會に賣さる。實に徳川時代社會上の一大特質は城下と邊邑の利害を異にしたることなり。城下は武士の富貴ならんことを欲し、武士の金を賣さんことを欲し、武士の奢侈に流れんことを欲し、邊邑は武士の節儉ならんことを欲し、武士の金に窮して苛税を徴求せざらんことを欲したり。武士は邊邑に取つて城下に賣せしものなり。城下に借りて邊邑に償はしめしものなり。されば此時代の經世家は多くは百姓の都會に集りて、耕作に従事するもの少する事を歎じたりき。

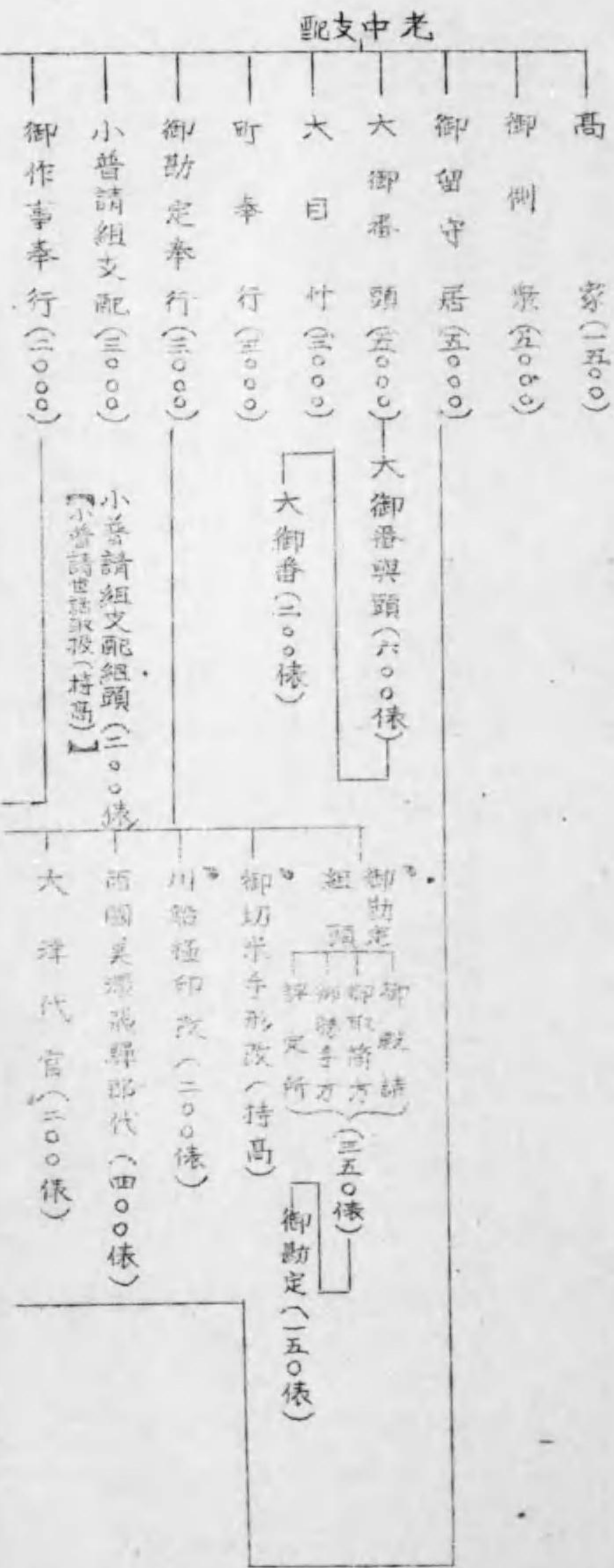
(三) 民政の疎略なりしこと、刑獄の残酷なりしことを示す。其の女を賣りて娼妓とする程なる賣しき農夫として、未達の高二石二斗の多きに列らしめたるが如き、及び斯の如く多額の通租も其一女の詩願に

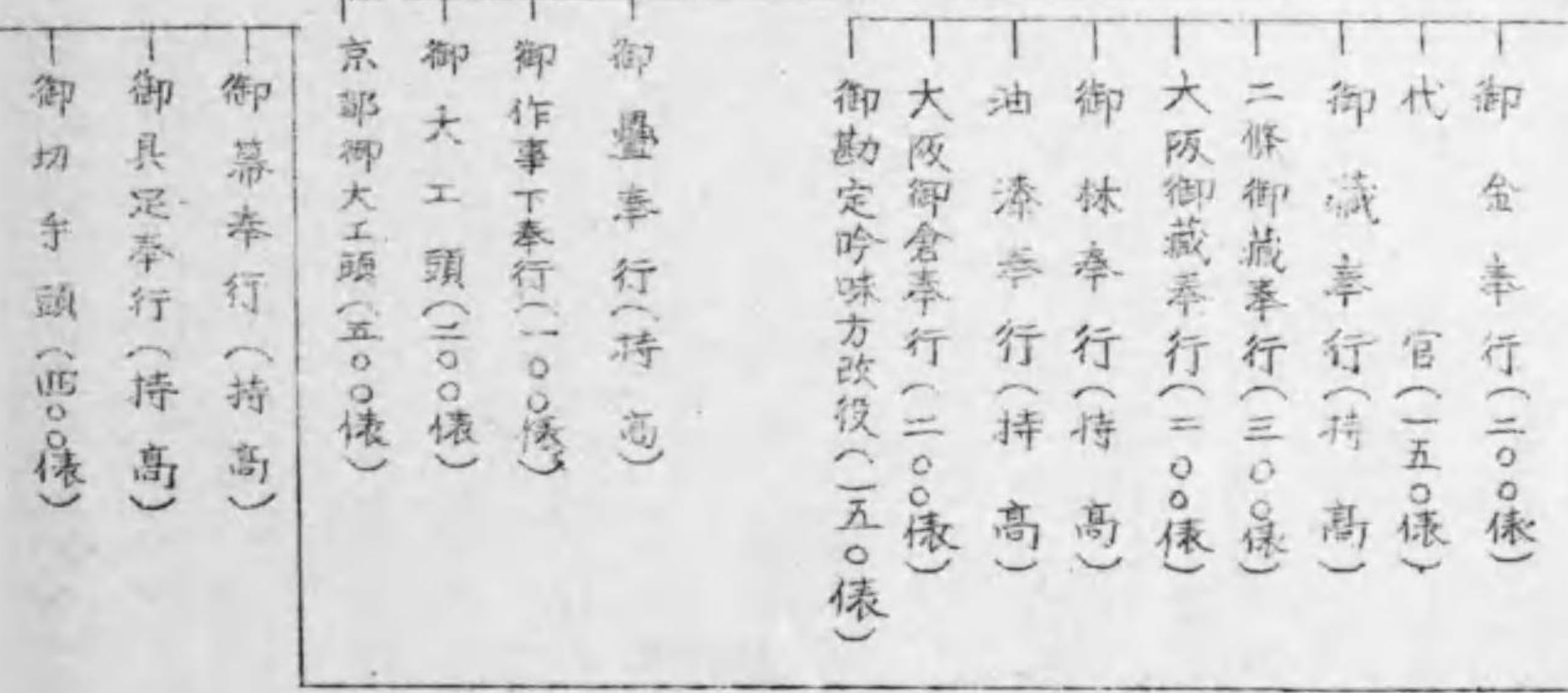
よりて秋收の日まで不間に付せられしが如き、以て民政の極めて疎漏なりしと見るべきに非ずや。而して六十六才の老人を罰するに水牢を以てしたるが如きは則ち其疎漏なる代りに極めて残酷なりしを示すものにあらずや。

論じて此に至る我等は坐ろ徳川時代の民政を調査し、三百年間敢て政務に對して不平を言はず、敢て在上者に對して反抗の旗を上げず、沈黙したる我平民の情況を知らんと欲するの情に堪へず。

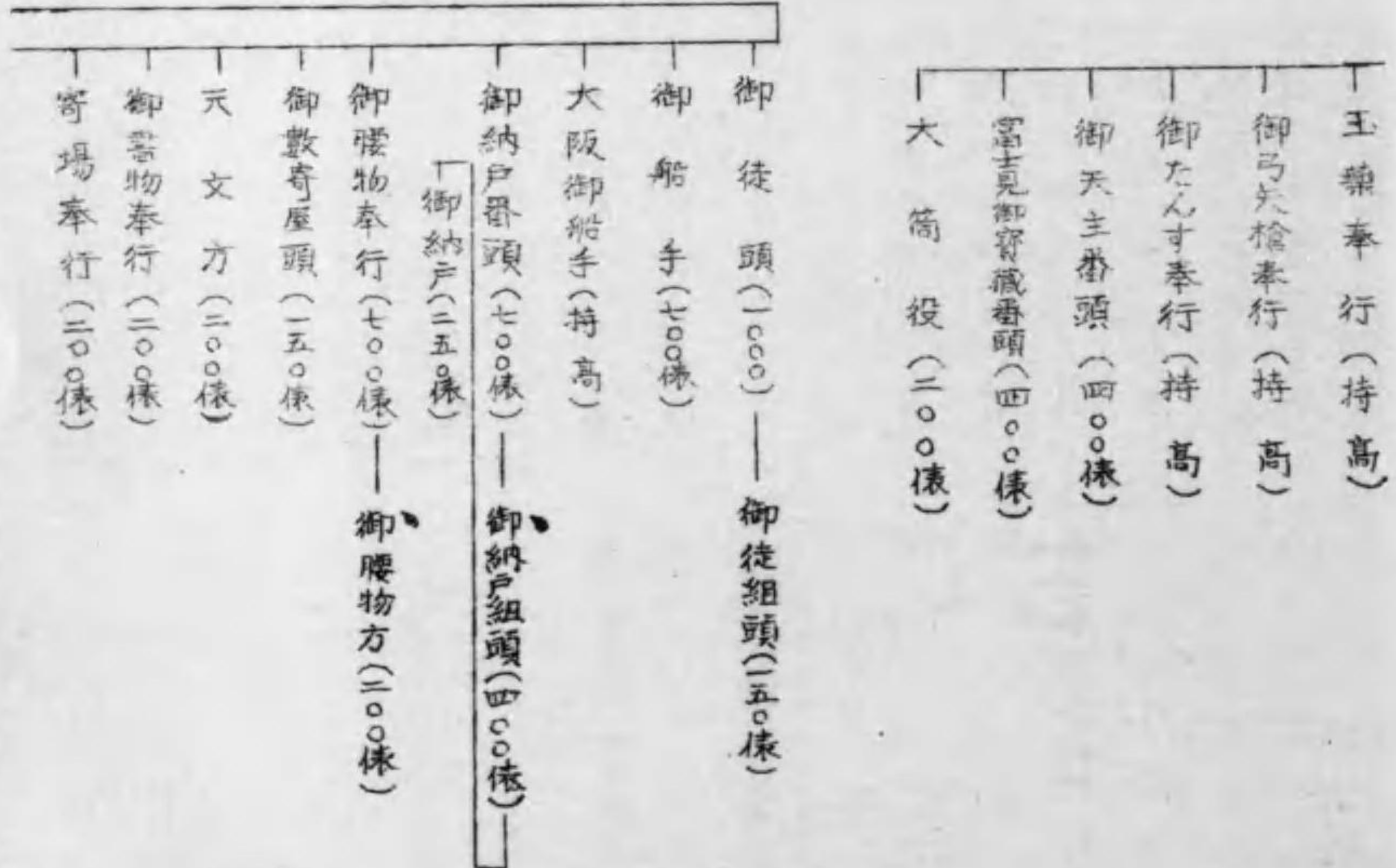
當時の官制

徳川氏の官制は明かに徳川政府が民政に對する態度を示す





配支寄年若



新御番頭 (二〇〇〇)	新御番頭 (六〇〇俵)
〔新御番 (二五〇俵)〕	
小普請奉行 (二〇〇〇)	小普請方 (持高)
〔小普請方改役 (二〇〇俵)〕	
御小性衆 (五〇〇)	
中奥御小性 (持高)	
御納戸 (五〇〇)	
御弓取頭 (一五〇〇)	
御持荷頭 (一五〇〇)	
御儀施方 (持高)	
御先手弓頭 (一五〇〇)	
西丸御裏門番頭 (七〇〇)	
御先手鐵炮頭 (一五〇〇)	
奥御祈禱組頭 (四〇〇俵)	奥御祈禱筆
表御祈禱組頭 (三〇〇俵)	表御祈禱筆
二丸御留守居 (七〇〇俵)	
御見付 (一〇〇〇)	御徒目付組頭 (二〇〇俵)

御膳奉行 (持高)	
御膳奉行 (二〇〇俵)	
御細工頭 (二〇〇俵)	
御材木石奉行 (持高)	
御鳥目組頭 (二〇〇俵)	
法眼法印奥醫師 (持高役科 三百俵)	
小石川樂園 (一五〇俵)	
吹上奉行 (三〇〇俵)	吹上筆頭役 (五〇俵)
吹上係奉行 (一〇〇俵)	
御膳臺所頭 (二〇〇俵)	御膳臺所組頭 (一〇〇俵)
〔御膳臺所改役 (四〇俵)〕	
中奥御番 (三〇〇俵)	
濱手奉行 (二〇〇俵)	
御同明頭 (二〇〇俵)	御同明 (一〇〇俵)
御馬頭 (二〇〇俵)	
御休息御庭老若文配 (一〇〇俵)	
馬醫 (二〇〇俵)	
濱御殿奉行 (四〇〇俵)	

御番醫師 (持高)  
寄合醫師 (持高)

御使番 (一〇〇〇)	
小十人頭 (二〇〇〇)	小十人組與頭 (三〇〇俵)
〔小十人組 (一〇〇俵)〕	
鷹匠頭 (一〇〇〇)	御鷹匠組頭 (三五〇俵)
〔御鷹匠 (一〇〇俵)〕	

天保八年出版殿居袋に因り、御目見え以上を記す、数字のみを記せるは役高なり、社寺奉行、京都奉行所司代大阪城代に屬するものは之を除き且役扶持を記す。

是に因つて之れを見れば、徳川氏の時代に於ては直ちに人民に接する代官の地位は布衣以下にして役高百五十俵に過ぎず。王朝の盛時に固司より屢々公卿に進み、天下の大機に膺るものあり、親王すらも猶ほ任國あり、陸奥にては郡領さへも從五位下を授けられしに比して、位置甚だ賤くなれりと謂つべし。然る所以は何ぞや。

試みに前表を取つて一讀せよ(一)吾人は直ちに幕府の官制が戦陣中より發達し來れるものなる事を發見せん。何となれば千石以上の大祿を受くるものは町奉行の類を除けば過半は軍人なりければなり。即ち大番頭の如きは、將軍の先鋒を督すべきものなり。御小性組番頭の如きは將軍の親兵を督すべきものなり留守居、若くは城代、城番の如きは留後若くは鎮臺の任なり。彼等は固より泰平の世に育ち自ら其の職掌の何たるを忘れたり。而れども彼等が坐して大俵を食みつゝありしものは彼等が將校たるが故なり。(二)次に吾人は幕府の官制は寧ろ一家の經營を重しとするものにして國家てふ觀念に乏しきと見

る。見よいかは徳川氏一家に關する官職の多き。若年寄支配に屬するものの多分は皆將軍の庖厨、營  
幕、文庫等に屬する事務を取扱ひしものにあらずや。

斯の如きは怪しむに足らず。幕府は實に戰陣の間に生れて、休戦の中に始終したるものなればなり。  
幕府は強者の權を以て、天下を取りしが故に、いつにても天下の牙を揚げて襲ひ來るを待設けざるべ  
からず。是を以て老中を方面の大將に擬し、彦根に井伊氏、伊勢に藤堂氏を置きて以て西國の諸大名  
を壓し、越前、越前、越前を討して北國を抑へ、會津の保科氏をして東北に備へしめ、自ら關東形勢の地を  
擁して天下に虎視せり。其の政略は天下の安全生民の幸福よりも寧ろ自家の成存を目的とす。焉ぞ武  
職に重くして文官に輕からざるを得んや。是故に代官の如きは牧民の要路に當れるものなれども、幕  
府は唯だ之を箱室部の如く見しのみ。兵糧の支給方として見しのみ。故に有爲の士は之に就くを厭ひ  
呼んで腰拔役と爲したりき。是れ其職古の國司の如くにして、祿は即ち三百石に上らず、直ちに老中  
に隸せずして、勘定奉行に屬せし所以なり。

同じ事情は同じ結果を生ぜり。代官の輕きは獨り幕府のみならず、諸藩も亦多くは代官職を重んぜ  
ず、薄祿の士をして之れに當らしめたり。則ち民政は殆んど蔑視せられつゝありしものなり。

### 租税の事(上)

徳川時代の租税は之を租税と云はんよりは寧ろ小作人より地主に拂ふ小作米の如きものなりき。

平安朝の紀綱頽廢してより後、日本は大地主專横の時代となれり。所謂大名小名は其始め私墾田の地主  
たる名稱なりしかども鎌倉政府の時に於ては既に日本社會を構成する要素となりて、世々其所領を世襲  
し、其藩背は實に中央政府の運命を支配するに足りたりき。されば天下は幾たびか治者を易へ六波羅は  
亡ひ、室町は起ち、公家は衰へて武家は盛んなりしと雖も、大名小名は依然として、社會の要素たるを  
失はず、彼等は常に自己の存在を有し、自己の主張を有したりき。たとへ南北朝の分張、太平記記者等  
の書きたる六十年間の血戦は如何程大なる事件なりしにもせよ。之れが爲めに日本は其社會を構成すべ  
き大小名の地盤を破壊せらるゝこと無かりしのみならず、其實は日本の大名小名は自己の存在に利あり  
として武家を助け、自己の存在に不利なりとして王家に背きしのみ。歴史上の主位は常に大名小名に在  
りて武家公家に在らざりき。是れ足利氏の末世までに馴致せし天下の大勢なり。既にして辛ふして天下  
を統一せる武家も亦其力を失ひしかば、大小名は各自自由なる生存競争に従事するに至れり。是れ所謂戰  
國の時代なり。此時に於てこそ日本は始めて眞革命と稱すべし革命を見たり。新井吾美之れを論して曰  
く。

至室町氏之末世、郡司、莊司之胃、遂々承襲、下至不祀爲多也。織田氏、豊臣氏、崛起草莽、以改代  
爲禮義、以干戈爲仁義、不論數年刷蕩、功業尊遠、成夷滅不遺舊家。

と、其改革の社會の地盤たる大名小名に及び存続、兼併未だ盛んにして、其領域の小にして多數なる大  
小名は漸く其領域の大にして少數なるものと變し來りし勢以て察すべきに非ずや。加之銃砲の用漸く

多く、藩城の法次第に特しかりしかば、大地主の位置は漸く平民と遠かり行き、こゝに近世の意味に於ける諸侯なるものを生じ来れり。斯の如く多くの諸侯は既に大地主の地位を離れ、施治者たるの地位にまで進みたりと雖も（誰れか島津、毛利、前田の如き大封を有する君主を以て單純なる大地主なりしと言ひ得るや）彼等も實は大地主たる昔しの歴史を有し若くは他人の大地主たる権利を繼承せしものたるに外ならざれば、形勢の變ずると共に直ちに慣習を變ずること能はず、民に取ること能は大地主たる時の如くならずたり。是れ徳川時代の租税が小作米の如き形迹を有したる所以也。

或は曰ふ。大寶令は田稻百束につき四束四把を以て租額とす、是れ二十にして一を税するよりも輕くして此れの甚だ重きやと。然れども怪しむこと勿れ、一は租税也、一は小作料也。

徳川氏の時に方りて人々は末だ舊て租税の重きを訴へざりき。是は彼等は小作米を領主に納め奉りたる久しき慣習を有したるが爲めにして四公六民の比例は小作料としては寧ろ寛なるものなりければなり。且記憶せよ當時の百姓は多くは田地の所有者なり、彼等は小さき田地を以て子孫相傳のものとなし、一生懸命の地として、漫りに之を賣拂はざりき。されば彼等の多くは二重の小作料（年貢及び地主への小作料）を拂ふの必要なかりき。

四公六民の田租が其實は小作料に過ぎざるの證據は左の計算法に因つて益明なり。

田一反歩  
此分米一石五斗、此取六斗（四公六民の割なり）  
此取三石

内取一斗、一反の種取

同七斗五合、一反に人足三十人掛り一人に付取二合五勺扶持

同四斗二升五合、こやし代其外農具代共

取六斗

右一反歩の取三石の内より論入四斗を取し餘り二石四斗を五分増にして米一石二斗を得、是を五分ノノの取しにて米六斗を得る、則ち一反歩の年貢なり、一反歩の米一石五斗の内六斗年貢に取らば年貢四分、百姓六分に當る、是を四公六民取と云ふ。

此れ四公六民の因つて出る所なり。見るべし十分の二は種取、勞力、肥料、農具等小作人必須の資本に引き去り残り十分の八を地主小作にて折半するの意なるを。

勿論四公六民は徳川時代に於て一般に平均せる税率なり。或は百分の三十五を以て税率とする者あり。或は五公五民を以て税率とする者あり、必しも一ならずし也。且夫れ此比例も其實は決して精密なる者に非ず、何となれば其計算の方法及び之れを計算する人物に因つて多少の損益あるべければ也。請ふ吾人を少しく此錯綜せる問題を研究せしめよ。

(一) 石高の事、一村の高を計るに王朝にては戸數を以てし口分田を計りて租税を定め、鎌倉の末より一坪に苗一把、百坪に百把を産するものとし之れを百田とし千坪の村を壹貫の村とし、貫高を以て村を計る。是は六貫にて軍役一騎を出す當時の兵制に従ひしものなり。而して貫高を以て地を計るの法は西國には戰國の頃まで行はれたりき。毛利元就藝州吉田にて三千貫を領すといふの類なり。而して關東には

早くより永樂錢行はれたれば是を以て年貢の標準を定むるの慣習を生じ、永高を以てするに至れり。放生団練の鈴録は石高の因て来る所を論せり曰く、俸禄を石高に改めたることは、其起り浪人衆より出たり、浪人衆と云は本領を離れて他國に在る者を云ふ、當時無録の人を文類にはあらず、甲州の浪人衆、名無理之助が類是なり。昔は本領安堵を士の本意とする習しなり。故に其間を切取、手に入後本領安堵すべしと云て糜米を與ふ。是れよりして士の禄に石高を定むること起れり。信長秀吉の頃に至りては、日本國中の人皆本領を離れて家々に散亂したる故一向に石高になりたるなり。斯くの如くして豊臣秀吉は、天正文禄の間天下の田を丈量して、始めて、石高の制を一定せり、所謂文禄の檢地なる者是也、徳川氏は之れに則りて稍之れを潤色せしに過ぎざる也。

### 租税の事

石高及租額を定むる「標準」

封建の制度には虚隙多し。郡村の石高は必しも其の實數に非ず。而して四公六民の制度も亦必しも租額の奥の比例に非ず。蓋し當時の平民がもし郡縣文書の世に行いたらんには、決して堪へ難かるべく見ゆる多額の租税に堪ゆるを得たる所以のものは職として此にあり。封建制度に虚隙多き證據は其石高及び租額を定むる標準の匡々なるに因つて着はれたり。諸侯の領國は暫く論せず、單に徳川氏に就て見るに

徳川領(所謂天領)は決して畫一の制度が行はれたる所に非ず。單一なる「オソリチ」が萬事を管理したる所に非ず。後世の法治國に於て見るが如き整然たる統一はたとひ數は策士の夢に入りしにもせよ、未だ事實となる能はざりき。されば石高及租額を定むる方法も亦一定の標準に従ふ能はず、種々なる「オソリチ」ありて甚だ匡々たるものありき。吾人をして其の最もなるものを論ぜしめよ。

遺法 徳川氏は生存競争の結果として、多くの大名を統封し、若くは其れを亡ぼして其土地を併せた。而れども大名を亡ぼしたるが爲に必しも大名の遺法を亡ぼさず、民情の歸する所を見て、往々前代の遺法に従へるものあり。されば前代の遺法なりしと云へば自ら一種の「オソリチ」となりて代官等も容易に之を變ずるを得ず、又成るべく之を變せざるを以て政府の方針となせり。甲斐に信玄の遺法あり(所謂大切小切の類なり)。永高の行はれたる地方に永高の遺法あり。隱岐佐渡等には平安朝時代の遺法あり、残りて、畑に租税を課せざるものありしが如し。

慣習 必しも前代の遺法なるや否やを明かにせざれども、唯何となく仕來りし久しき慣習あり、所謂其所の申傳へたる者なり。是れも亦一種の「オソリチ」なりき。舊きを崇ぶ封建社會の傾向は古き慣習を懐る能はざりき。古老さへも既に其理由を忘れたる、舊き仕來りの唯其古きが爲めに理由を問ふことなくして行はれしものあり。

13. 法令 世々の徳川政府が發布したる租税に關する法律は、固より代官が循奉すべきものなり。然れど

も是れ唯だ情況に因つて臨時に發布せられたる法令にして完備せる法典に非ず。其慶長五年前に屬するものは發布の時日すら分明ならぬものあり。吉宗の時に至つて總ての法典を集めて令條集と編纂せりと雖も是のみにては軍行して民政の總てを斷すべからず。何となれば是れ「オーソリチイ」の一部にして、其全部にあらざればなり。

諸帳簿 檢地帳、名寄帳の如き諸帳簿も亦因つて以て紛争を定むべき「オーソリチイ」の一なりき。檢地帳は田畝の上中下、石量、田畝縦横の間數、地主の名等、租税に關する一切を記載せる者にして東鑑の所謂田文なるものなり。之れを水帳と稱するは蓋し御圍帳の音訛なりと云ふ。檢地は數はる者に非ず。文祿以前の檢地に因るものあり。文祿以後のものに比して之れを古檢の地と云ふ。同じ理由にて享保以前の檢地に係る者を享保以後の檢地に係るものに比して古檢の地と云ふ。斯の如く檢地の時異なるに從て石高及租税にか亦影響せざるを得ず。文祿以前には六尺三寸四方を以て一步となし、慶長以後は六尺四方を以て一步とす。古今の檢地租税の度自ら異なり、而して檢地帳は其始めて作られたる年度に因つて此差異を保存する者なり。

官吏の手心 たとへば新田割渡の時に於て故らに間尺を延ばし六尺五寸四方を以て一步と算するが如き、地賣の地にして租税を寛ふするの必要なる地をば特に三百六十歩を一反と數ふるが如き、臨機之處置は法文不完全なる時代に於ては官吏の常識に因つて爲すを得る所なりき「理處取にては百姓甚難儀なり」

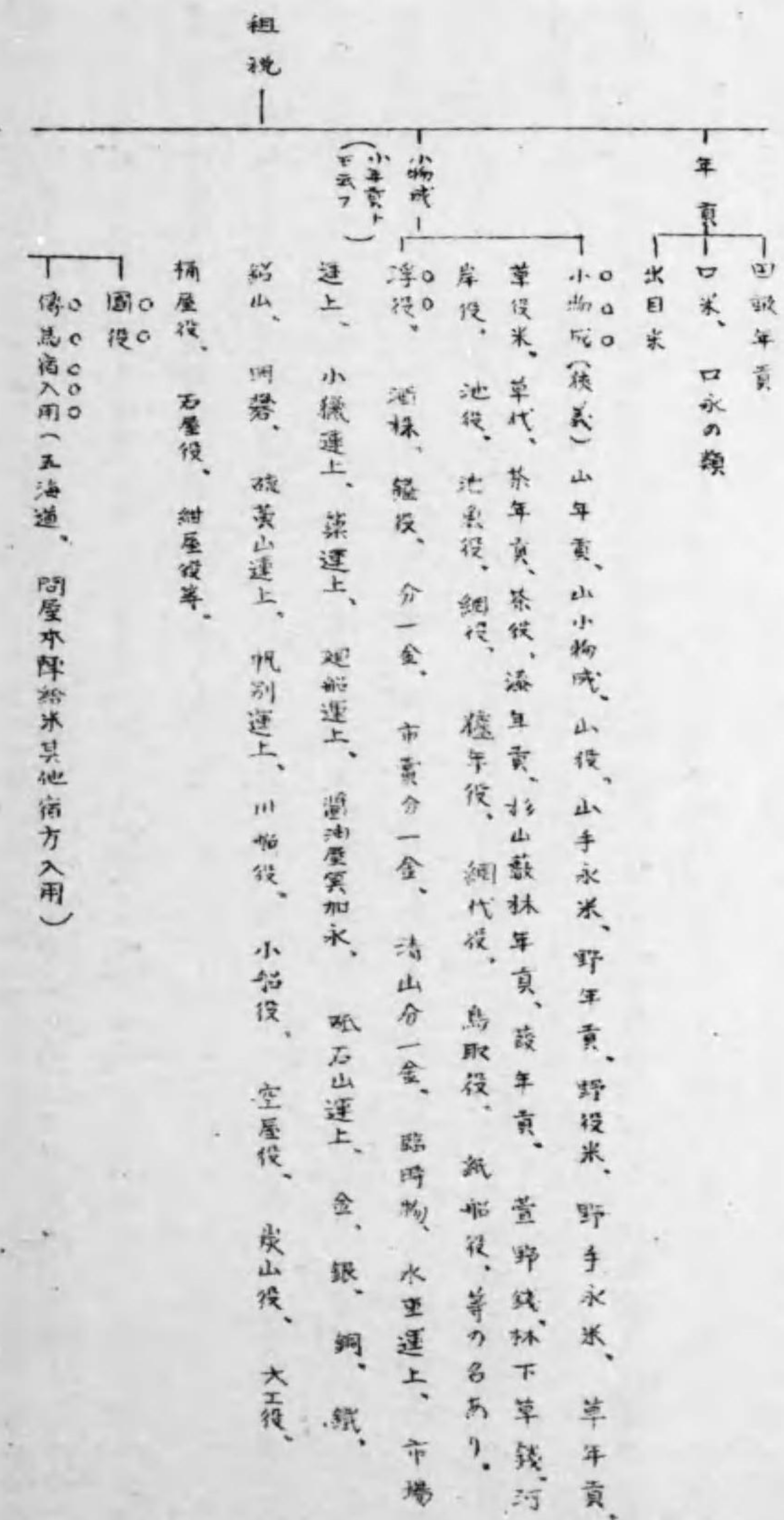
「租税に一定の算方なし」といへるが如き格きは民政の術に當る者の心得べき原則として存したりき。されは民政に志ある代官の如きは往々自己の手心に因つて寛大なる治を爲すを得たりき。今に至つて各所の祠宇に善き代官を祭る者を見るは之れが爲なり。

算法 租税の算法も税率の過酷を和げたり。今の租税が地價百分の何箇と稱すれども其の實は地價及び米價の騰貴と共に之れよりも少なき比例となり了れるが如く、四六六氏の制度も算法の寛なるに因つて多くは其實よりも輕きものとなれり。關東は半分金納の制なり而して其金額を定めし當時の永相場に比して、後には幾の相場甚だ下落せるを以て當時の算法を後代に適用するは則ち農民を利する者たるに外ならず。

學者の著述 不文の世は學者の説が「オーソリチイ」となり易き世なり。たとひ封建政治は慣習の重ぜられたる時代なりとは云へ、遺漏多き慣習は何物かの補助を待たざるを得ざりき。是れ儒教の政治書が諸侯の爲めに一の典範となりし所以なり。而して又民政の局に當れる當時の官吏中志あるものが往々にして地方問答書、草廬雜説、日本分形圖、勸業固水録、地方算法前後集、地方一様記、地方鉅等の書を參考して政務を助けざるを得ざりし所以なり。此等の書は勿論法典に非ず。法典の効力を尙する者に非ず。然れども其代官等の參考書として有力なりしは疑ふべきに非ず。是亦一種の「オーソリチイ」たるに庶幾のらざるや。

は鎌倉及び室町將軍の御教書すら、猶生きたる効力を有するものとして扱はれしものあり。況んや當家の將軍より發したる朱印證文の如きは恰も法律と同じ効力を有したりき。是るべし、石高及び租額を定むに「オソリナ」の太だ多きことを、而して其各種の「オソリナ」が錯雜して石高及び租額を一統する能はざる所以は實に沈黙せる平民の肩を弛むる一條の虚隙なりき。

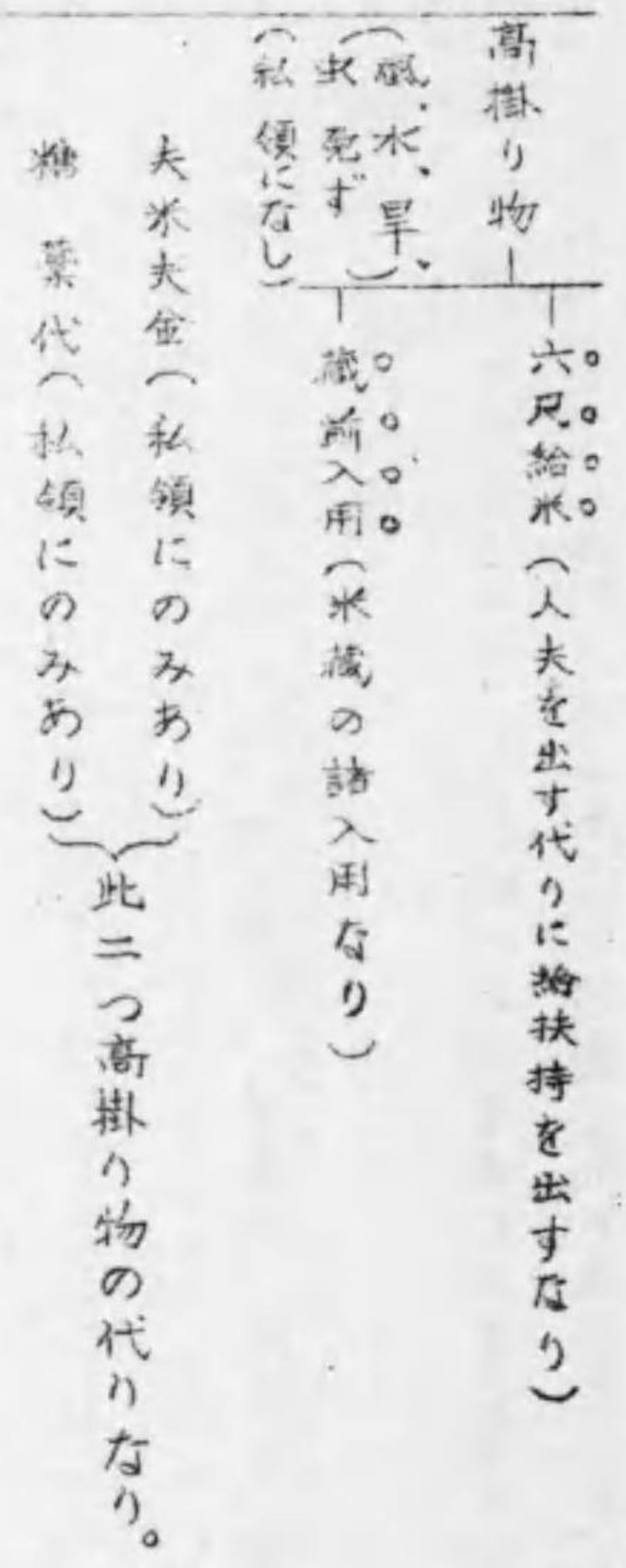
租税の種類



租税の比例

田賦年貢は四公六民、若くは三分五厘公、六分五厘民、口米は上方本租一石に付三斗、關東一俵に付一斗、口米は上方關東とも一貫文につき三十文、狭義の小物成は一定の額あり、浮役は定額ならず、園役は一定の額なし。園の大事に要する費用を課するもの、朱印寺社領除地、公家、門跡にも課す。

- 傳馬宿入用は 高百石に付六斗。
- 六尺給米 高百石に付米二斗。
- 藏前入用は 高百石に付銀拾五匁。關東は永貳百五拾匁。
- 夫 米 高百石に付貳十六斗。







三、彼等は官吏らしき威厳を帯びず親しみ易かりき。  
 四、彼等は一村の長老なるを以て道徳的に服従し易かりき。  
 五、彼等は嫉妬競争の少き地位に立つを以て功を喜ぶが如き風なりき。  
 六、彼等は官吏よりも人民に近きと以て、事ある時は多くは平民の味方となりき。  
 徳川時代を通じて平民の保障となり、武斷専制の間に於て少しく平民の肩を弛ぶするを得せしめたる者は實に此自治體の制度なり。

村役人の外に百姓代なる者數あり、彼等は一村を代表し、村役人の執務を監督するの地位に立ちたりき。即ち租税及び村入用に至るまでの會計を検査し、其偏私なきを保證するは彼等の任なりき。自治制の中に於て、五人組の組織は注意すべきものなりき。若し、疾病等に因りて農事に従事すること能はざる者あれば組中より之を助け、五人組「五人組帳」なるものを作りて法令を記載し、組中連帶して之を遵守すべきを誓ひたりき。

或る地方にて大庄屋、割元、十箇村又は二十箇村總代と稱し、各町村を聯合して代官、勘定所に町村の意志を代表し、代官勘定所の命令を、町村に傳ふる者ありき。或は功勞あるが爲めに、庄屋肝煎の榮職を命ぜらるゝものもありき。町村の葬事も亦少からざりき、其慶は起るものにして殆んど普通の事體とされるもの左の如し。

一、大庄屋、總代の類、町村の訴願にして自己の意志に適せざるものは、故らに之を上官に申告せざる事。  
 二、町村役人等訴訟等に托して金錢を浪費し、若くは金錢を私して町村費を多くする事。  
 三、檢見の官吏に倣せんとて、家屋を修繕し、華美なる什器を備へ飲食に奢侈を盡くし、效て之を町村費用に課する事。

四、大庄屋、總代等が、代官手代と結び私利を謀ること。  
 五、代官手代等が百姓宿（訴訟の爲村役人等の止宿する所、江戸馬喰町百姓宿の類也）と結び私利を計る事。

六、上官に贈る賄賂（即ち音信、禮物の類）を町村に割當る事。  
 七、百姓の訴訟を庄屋（名主の類）の取り押へて上官に申告せざる事。  
 八、町村役人等自ら町村費を出さずして、役人ならざるもののみ町村費を課する事。  
 九、町村役人多くして町村費の夥しきに堪ざる事。

平民の遵守すべき法律

徳川政府は一定の法典を有せず、世々の布令も重複、錯雜して、一様ならず。多く年所を経たる者は遺忘せられしものもあり、廢弛して行はれざるものもあり。今世々の布令に就きて重要なものを擧ぐれば

五 甲 風紀に關するもの

- 一、庄屋總百姓とも身分に應ぜざる家作すべからず。
- 二、衣類は庄屋は妻子ともに絹、細布、木綿服、百姓は布木綿たるべし。
- 三、庄屋總百姓共に衣類は、紫、紅梅に染むべからず。
- 四、百姓の食物は雜穀を用ひし、米を根に食ふべからず。
- 五、市町に出でてむざと酒呑むべからず。
- 六、名主、總百姓とも乗物を用ふべからず。
- 七、佛寺祭禮に奢侈を盡すべからず。
- 八、江戸總構の中にては馬に乗るべからず。
- 九、婚禮の時、石打の如き惡戯を爲すべからず。
- 十、金銀金具を用ふべからず。
- 十一、結構なる菓子類を食ふべからず。
- 十二、大なる石碑を建て、院號居士號等附すべからず。
- 十三、博奕を禁ず。
- 十四、喧嘩口論を禁ず。
- 十五、人身賣買を禁ず、年季は十ヶ年を限るべし。
- 十六、諸職人申合せ手問賃等高値にすべからず。

- 十七、新たに神祠、佛寺を建つべからず。
  - 十八、遊藝を習ふべからず。
  - 十九、素人角力に水戸錢を取るべからず。
  - 二十、若者仲間を作り、突合を除く等の事を爲すべからず。
  - 廿一、新規の諸商賣を停止す。
- 乙 田野及び經濟界に關するもの
- 一、入組の草折場に塚を立て草刈を留むべからず。
  - 二、堤と川除の間に牛馬を放飼ふべからず。
  - 三、道の外側に通るべからず。
  - 四、植木差木にごわるべからず。
  - 五、田畝ともに草生せざる様取立つべし。
  - 六、獨身の百姓、疾病其他事故ありて耕作する能はざる時は一村互に助合ふべし。
  - 七、官林ともに竹木撤に伐採るべからず。
  - 八、官民孰れの所管に屬するも堤防の小破を見れば直ちに普請すべし。
  - 九、新田を作るには古田のさわりとならざる様にすべし。
  - 十、凶年の手當に雜穀を蓄へ置くべし。

- 十一、地面二町より少ない田地持は子孫親戚等に田地を分配するを得ず。
- 十二、田畑永代の賣買を禁す。
- 十三、悪水路を常に掃除すべし。

丙 保安に關するもの

- 一、他所より來り、身元明かならず、耕作に従事せざるものは村中に置かべからず。
- 二、毒藥並併せ藥種等賣買すべからず。
- 三、錢座の外新錢を造るべからず。
- 四、徒黨誓約を禁す。
- 五、大花火を禁す。
- 六、火の元を謹むべし。
- 七、浪人を留置き武藝を學ぶべからず。
- 八、鐵砲を撃つべからず。
- 九、新作、魁かならざる書物を賣買すべからず。
- 十、刀、差すべからず。
- 十一、通り者、子分、長脇差等と稱し民間に横行するを禁す。

丁 耶穌教を嚴禁す。

社會の真相

徳川時代の社會は一箇の主權が總てを統轄し主權の命令、直ちに是れ法律也と曰ふが如き、畫一にして整備したるものに非ず。其實は社會の各系統は各自己の意志を有し、自己の慣習を有し、自己の制裁を有し、徳川代てふ一大威力の下に調和されたるもの也。されば徳川時代の社會は契約的也。而して徳川政府の爲す所は調和的也、消極的なり。

徳川氏の關ヶ原に勝ち、戰勝の威を以て天下に臨む也、社會は既に徳川政府よりも舊き各種の系統を有したりき。即ち

- 一、大名及武士。
- 二、佛教の各宗、水寺、末寺。
- 三、神道諸派。
- 四、高賈。
- 五、工匠。
- 六、農民。
- 七、漁夫。
- 八、穢多。
- 九、非人。

彼等は盡く徳川政府の下に踳踏したりしかども、猶ほ彼等自己の存在を失はざりき。徳川政府は泰寧が六國を滅して、社會の舊形を破壊し盡したるが如く根本的の改革を行ふ能はざりき。

家康、家光も此意味に於ては寧ろ保守家なりき。彼等は根本的の改革を主としたる政治家に非ずして寧ろ舊物をして各其所を得せしめ、互に衝突することなからしめんと勉めたる溫和なる政治家なりき。

歴史的に曰へば徳川政府は盟主也。獨り諸侯の盟主たるのみならず、社會各系統の盟主也。徳川氏の朝廷は恰も春秋の諸國の晉楚に朝せしが如く、社會各要素の其所に朝したるを見る、獨り諸侯之れに朝したるのみならず、高貴なる僧侶も之れに朝し、神道者も之れに朝し、大なる商人も之れに朝し、穢多非人の頭領も之れに朝したり。然れども彼等一変其系統の中に遷れば、諸侯は其武士に君臨し、高貴なる僧侶は宗制に従つて其部下の僧侶を統轄し、大商人は自己の信用組織に従つて商業を營み、穢多非人の頭領は穢多非人を管理し、各自ら自己の規律に従つて運動し、絶へて檢束せらるることなかりき。是れ皆晉楚に朝せし諸國の言が、遷り来れば即ち獨立の政治を爲し得たるが如し。

思ふに此の如く社會各系統の自治に一任し、政府は其大綱を統轄するを以て足れりとせしは徳川氏の早く天下を平治するを得たる秘訣にして又其堂々たる無數の武士を有し、遂を以て天下の勞を待ち、二百六十一年の間依然として社會を制馭したる家法なり。

徳川氏時代社會の真相斯の如し、其の一定の法典を有せざる所以、其の町村の政治の自治に任かせられたる所以、其法律の錯雜して往々衝突する者なる所以察すべきのみ。

### 其 結 果

故に當時の人民は國民として準奉すべき法典あるを知らず、平民の従ふべき法律として與へられたる幕府の命令よりも彼等は寧ろ其階級に固有なる慣習に違はんを恐れたりき。武士は武士の準奉すべき慣習あり。武士の受くべき制裁あり。穢多、非人は其の準奉すべき慣習あり。其の受くべき制裁あり。各系統は其固有なる慣習と制裁とに因て支配せらるゝが故に彼等は寧ろ之に違ふを以て大なる事と爲し而して一般の従ふべき國法なる者あるを知らざりき。吾幕府と雖も普通なる法典を以て國民一般を治めんとは思はざりき。

斯の如く幕府は社會各系統の自治を許したりしかば、平民は此自治律に従はざるを得ざりき。彼等若し身を漁夫となさへば、漁村の慣習に従つて、網主の管理を受けざるべからず。何とすれば當時の漁村は大抵網主なる大家あり、漁戸を統御し、安りに他人の自由なる營業を許さざれば也。彼等若し去つて高とならんか、彼れは問屋、仲間、慣習に従はざるべからず。何とすれば當時の商業は慣習の信用組織ありて、此仲間へらざれば容易に商業に従ふ能はざれば也。彼等更らに去つて僧たらんとする乎。此所には更に六つかしき寺法あり。踳越すべからざる門閥あり、煩雜なる制裁あり、身を下して穢多たらんとする乎。穢多の首領、彈左衛門は彼等を拒むべし。何となれば穢多は又穢多の血統と法律を有すればなり。

斯の如くして、人は自己の身分を離れて、他のものたること甚だ難きを覺ふ。封建社會が有爲の氣象

青島町條例規則規程規約

28. を消磨すといふは斯の如きを曰ふ也。

# 目次

一條例第三號	助役ノ定員ニ関スル條例	一頁
一條例第八號	青島町基本財産蓄積條例	二頁
一條例第九號	青島町公告式	三頁
一條例第一〇號	小學校基本財産蓄積條例	四頁
一條例第一三號	督促手数料條例	七頁
一條例第一五號	證明手数料條例	二頁
一條例第一七號	有給吏員年功加俸條例	三頁
一條例第一八號	有給吏員退職料退職給與金並ニ遺族扶助料條例	三頁
一條例第一九號	特別税戸數割條例	二頁
一條例第二〇號	火葬場使用料條例	三頁
一條例第二二號	前島共葬墓地使用條例	三頁
一町會會議規則		三頁
一町會傍聽人取締規則		六頁
一區劃設規程		二〇頁

一財産管理規程	三頁
一町稅賦課徵收規程	三頁
一町稅延滞金ノ割合ニ関スル件	三頁
一縣稅遊興稅附加稅徵收規程	三頁
一小學校授業料徵收規程	三頁
一有給吏員定數ニ関スル規程	三頁
一學務分員定數規程	三頁
一土木委員設置規程	四頁
一十戶組設置ニ関スル規程	四頁
一工事執行規程	四頁
一小學校教員移轉料支給額規程	四頁
一傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ手当金支給規程	四頁
一名譽職員報酬額費用弁償額及其支給規程	四頁
一有給吏員給料旅費其他支給規程	四頁
一役場文書整理保存規程	四頁
一財務取扱規程	五頁
一役場處務規程	六頁
一農商務統計調査員設置規程	六頁
一町並青島東萊補習學校學則	六頁

- 一 青年訓練所設置ノ件
- 一 罹災救濟基金取扱規定
- 一 罹災救助施行規程
- 一 貧窮者兒童就學出席獎勵規定
- 一 貧民救助規程
- 一 町費負担ニ係ル官有堤塘道路並木敷使用ニ關スル規程
- 一 道路新設改築工事執行並ニ費用負担規程
- 一 自作農創設維持審査委員會設置規程
- 一 自作農創設維持資金貸付規程
- 一 功勞者表彰規程
- 一 町紋章制定ノ件
- 一 窮民救助積立金設置規程
- 一 町會議員選舉投票用紙ノ様式規程
- 一 町會ニ於テ選舉ヲ行フ投票用紙ノ様式規程
- 一 町立圖書館々則
- 一 青島町紉稅組合規約
- 一 青島町衛生組合規約
- 一 青島町民力涵養実行細目

一〇三頁  
 一〇四頁  
 一〇五頁  
 一〇六頁  
 一〇七頁  
 一〇八頁  
 一〇九頁  
 一一〇頁  
 一一四頁  
 一一六頁  
 一一七頁  
 一二八頁  
 一二九頁  
 一三三頁  
 一三五頁

條例 第三號

助役ノ定員ニ關スル條例

明治三十七年九月十九日議決  
 同年九月廿一日靜岡縣指令第一八一五二號許可  
 同年九月廿四日公告

- 第一條 本町ハ制第六十條但書ニ依リ助役ノ定員ヲ二名トス
- 第二條 制第六十一條第二項ニ依リ本町ノ助役壹名ヲ有給トス
- 第三條 助役ノ席次ハ名譽職助役ヲ以テ上席トス

附 則

- 第四條 本條例ハ許可テ經テ公告ノ日ヨリ施行ス
- 第五條 現任有給助役ハ任期滿限迄改選セザルモノトス

沿革 昭和四年一月三十日第一條第二條中改正

條例 第八號

青島町基本財産蓄積條例

明治四十五年一月二十四日議決  
 同年二月十日靜岡縣指令第三〇六號ノ一許可

- 第一條 本町ハ本條例ノ規定ニ依リ毎年度基本財産ヲ蓄積ス
- 第二條 蓄積スベキ基本財産ハ現在ノ基本財産ヲ基礎トシ其利子ヲ以テ本町經費ノ總額ヲ支辨スルニ足ルベキ金額ニ達スル迄トス
- 第三條 左ノ收入ハ基本財産トシテ蓄積スルモノトス
  - 一 基本財産ヨリ生ズル收入ノ拾分ノ壹以上



三 國稅徵收法及府縣稅徵收ニ關スル勅令ニ依リ收入スル交付金ノ拾分ノ壹以上  
 三 戶籍法ノ規定並ニ青島町手数料條例ニ依リ收入スル手数料ノ拾分ノ貳以上  
 四 積戻規定ノ下ニ費消シタル基本財産ノ積戻金  
 五 本町基本財産トシテ寄附ヲ受ケタル收入金  
 第四條公債ヲ起シタル場合其償還ヲ完了スル迄ノ間及非常天災ニ依リ積戻規定ノ下ニ基本財産ヲ費消シ  
 タル場合其積戻ヲ終ル迄ノ間ハ町會ノ決議ヲ經テ前條第一號第二號ノ蓄積ヲ減少シ若クハ停止スルコ  
 トヲ得

凶荒其他非常天災ニ遭遇シ民カ休養ノ必要ヲ認メタル場合亦同ジ

第五條基本財産トシテ蓄積スベキモノハ總テ豫算ニ編入スルモノトス

附 則

第六條本條例ハ明治四十五年度ヨリ施行ス

沿 革 大正三年條例第十二號ヲ以テ第三條第四條改正

大正九年條例第十六號ヲ以テ第二條改正

昭和四年一月三十日第一條第二條第三條中改正

條例 第九號

青島町公告式

大正二年一月二十八日議決

同年二月四日靜岡縣指令地第ニ九九號ノ一許可

第一條本町條例規則告示ハ揭示場ニ揭示スルヲ以テ公告ノ方式トス

第二條本町揭示場ハ左ノ三ヶ所ニ設置ス

- 一 役場前
- 一 上青島字瀬戸
- 一 青水字重右衛門田

第三條本町條例規則其他告示ニシテ施行ヲ要スルモノハ發布ノ日ヨリ起算シ三日ヲ經テ施行ス但特ニ施  
 行ノ日ヲ定メタルモノハ此限ニアラズ

第四條本町條例規則其他告示ハ總テ發布ノ年月日ヲ記入シ町長又ハ其代理者之ニ署名ス

附 則

第五條本條例ハ大正二年三月一日ヨリ施行ス

沿 革 昭和四年一月三十日第一條第二條第三條第四條中改正

條例 第一〇號

青島町小學校基本財産蓄積條例 大正二年二月二十六日議決  
 同年五月廿九日靜岡縣指令地第一八九號ノニ許可

第一條本町ハ本條例ニ依リ毎年度小學校基本財産ヲ蓄積ス

第二條小學校基本財産ハ現在ノ小學校基本財産ヲ基礎トシ其利子ヲ以テ小學校經費ノ總額ヲ支辨スルニ

足ルベキ金額ニ達スル迄蓄積スルモノトス

第三條地方學事通則第十條第一項ニ依ルモノ、外左ノ收入ハ之ヲ小學校基本財産トシテ蓄積スルモノト

ス

一、小學校基本財産ヨリ生ズル收入

ニ、學校ニ對スル獎勵金

第四條基本財産トシテ蓄積スルモノハ總テ歲計豫算ニ編入スルモノトス

附 則

第五條本條例ハ大正二年度ヨリ之ヲ施行ス

沿革 昭和四年一月三十日第一條中改正

條例 第一三號

督促手数料條例

大正四年四月二十六日議決  
同年五月八日靜岡縣指令第一九〇四號ノ一許可  
同年五月八日發布

第一條町村制第百十一條ニ掲グル徵收金ヲ定期内ニ納メザル者アルトキハ町長ハ別記様式ニ依ル督促状ヲ發スベシ

督促状ニ指定スル納期限ハ七日以内トス

第二條督促状ヲ發シタルトキハ督促手数料トシテ壹通ニ付金拾錢ヲ徵收ス

督促状發布ニ際シ本町外ニ居住スル滞納者ニ對シテハ増手数料トシテ聊夫ヲ以テスル場合ハ其里程ニ

應ジ壹里毎ニ金拾錢郵便ヲ以テスル場合ハ郵便料書留郵便ヲ徵收ス但壹里未滿ノ端數ニ付テハ増手数料ハ徵收セズ

督促状ヲ發スルモ書類ノ送達ヲ受クベキ者其受領ヲ拒ミタルトキ又ハ其住所居所共ニ不明ナルトキハ書類ノ要旨ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ七日間ヲ經過シタルトキハ書類ノ送達アリタルモノト見做ス

第三條督促手数料及延滞金ハ滞納金ト同時ニ徵收ス

第四條滞納者督促状ヲ受ケ其指定期限内ニ完納セザルトキハ國稅滞納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分ス

第五條督促状ニ納期ヲ同フスルニ種以上ノ滞納者ニ對シテハ之ヲ一紙ニ列記シテ發スルコトヲ得

附 則

第六條本條例ハ許可ヲ得テ發布ノ翌日ヨリ施行ス

第七條明治三十六年三月二十五日內務省第二三號許可本村條例第二號督促手数料條例ハ本條例施行ノ日

ヨリ之ヲ廢止ス

別記様式

送達書	
送達シタル書名通數	
名宛人ノ住所又ハ居所及氏名	
受取人ノ署名捺印	

送達シタル年月日		受取人ナキトキ又ハ受取人 度取若クハ署名捺印ヲ拒ミタルキハ其理由	
右ノ通取扱候也		使丁 何 某	
第 號	住 所	氏 名	
何年度町税	直接國庫税附加税		
一金	地租附加税(何々)前後半期滞納税金		
一金拾錢	督促手数料		
一金	脚天債又ハ郵便料		
一金	延滞金		
右何年何月何日限青島町收入役ニ納付スベシ 指定期限迄ニ税金及督促手数料ヲ完納シタルトキハ 延滞金ヲ徴收セズ			

指定期限迄ニ完納セザルキハ其財産差押ノ處分ヲ爲スベシ  
年 月 日 町長氏名 印

沿革 昭和四年壹月三十日第一条第二条及様式中改正

條例 第一五號

手数料條例

大正八年四月二十八日議決  
同年五月五日静岡縣指令地第一八七八号ノ一許可

第一條本町ハ特ニ一個人ノ爲メニスル事務ニ付本條例ノ定ムルトコロニ依リ手数料ヲ徴收ス

第二條手数料ヲ徴收スベキ事件ノ種類及其料金額左ノ如シ

- 一、本籍住所居所ニ關スル証明 壹件ニ付金拾錢
- 二、族籍身分氏名年齢ニ關スル証明 壹件ニ付金拾錢
- 三、身元ニ關スル証明 壹件ニ付金拾錢
- 四、品行經歷ニ關スル証明 壹件ニ付金拾錢
- 五、在學就學ニ關スル証明 壹件ニ付金拾錢
- 六、兵役ニ關スル証明 壹件ニ付金拾錢
- 七、身代限家資分散破産ニ關スル証明 壹件ニ付金拾錢
- 八、公權、能力ニ關スル証明 壹件ニ付金拾錢

九 刑罰懲戒處分ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一〇 褒賞ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一一 營業職業ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一二 法人ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一三 租税公課ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一四 動産不動産ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一五 資産ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一六 鑛業ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一七 生存不在失踪ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一八 出生死亡死産管廻ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一九 家族親族隣佑ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

二〇 親權者後見人ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

二一 諸資格ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

二二 雇人ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

二三 財産管理人破産管財人ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

二四 納税管理人ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

五種痘ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

六 旅行ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

七 印鑑ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

八 里程ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

九 社寺宗教ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一〇 埋火葬ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一一 土地其他被害ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一二 漂流物沈没品ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一三 文書受理ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一四 公簿公文書圖面ニ関スル証明

壹件ニ付金拾錢

一五 納税告知書 徵稅傳令書 徵稅令書 納領告知書 / 再交付

壹件ニ付金拾錢

一六 公簿公文書圖面印鑑ノ關覽又ハ証明

壹件ニ付金拾錢

一七 公簿公文書圖面ノ謄本抄本

壹件ニ付金拾錢

前項揚記ノ事件教號ヲ一括シテ申請スル場合ト雖モ種類ノ異ナル毎ニ各別ニ手数料ヲ徵收ス但第一號乃至第一〇號ニ限リ教號ヲ一括シテ同一紙ニ記載スル場合ノ手数料ハ一件トシテ徵收ス  
謄本抄本ハ原本一枚ヲ以テ一件トシ其紙數一枚ニ滿タザルモノト雖モ一枚トシテ計算ス但圖面ノ作製